

令和4年（2022年）11月10日（木曜日）

第 5 号

令和4年
北海道議会 決算特別委員会第2分科会会議録

第5号

令和4年(2022年)11月10日(木曜日)

出席委員

委員長

山根理広君

副委員長

檜垣尚子君

木葉 淳君

渡邊 靖司君

阿知良 寛美君

菊地 葉子君

太田 憲之君

丸岩 浩二君

吉田 祐樹君

沖田 清志君

北口 雄幸君

佐藤 伸弥君

中司 哲雄君

出席説明員

経済部長 中島俊明君

経済部観光振興監 山崎雅生君

経済部食産業振興監 遠藤俊充君

経済部次長
兼経済企画局長 新津健次君

食関連産業局長 藤村弘之君

観光局長 鶴蒔徹君

地域経済局長 上原和信君

産業振興局長 田邊弘一君

環境・エネルギー
局長 水口伸生君

労働政策局長 辻堅也君

経済企画局次長 磯部政志君

国際経済担当局長
兼経済企画課参事 沖野洋君

誘客担当局長 中尾敦君

アドベンチャートラベル
担当局長 後藤知佳子君

産業人材担当局長 赤塚孝行君

総務課長 我妻博彦君

経済企画課長 西岡孝一郎君

経済調査担当課長 新田清文君

経済企画課参事 安彦秀徳君

同 佐々木浩司君

国際経済課長 堀内一宏君

食産業振興課長 林優香君

観光振興課長 近藤広秋君

観光地づくり
担当課長 藤田栄一郎君

観光事業担当課長 渡部泰明君

アドベンチャートラベル
担当課長 輿水昌明君

中小企業課長 福田佳英君

金融担当課長 水戸文彦君

産業振興課長 佐藤正人君

立地担当課長 安彦史朗君

環境・エネルギー
課長 川畑千君エネルギー政策
担当課長 北風浩君省エネ・新エネ
促進室長 横山諭君

雇用労政課長兼 働き方改革推進室長	上野修司君	高校教育課長 兼ICT教育推進 担当課長 (高校教育)	山城宏一君
職業訓練担当課長	今西昌志君	道立学校配置・制度 担当課長	岡内誠君
教育長	倉本博史君	義務教育課長 兼ICT教育推進 担当課長 (義務教育)	新居雅人君
教育部長 兼教育職員監	池野敦君	学力向上推進課長兼 ICT教育推進課長	高橋宏明君
学校教育監	唐川智幸君	特別支援教育課長 兼ICT教育推進 担当課長 (特別支援教育)	大畑明美君
総務政策局長兼 幼児教育推進局長	山本純史君	教職員育成課長	和田宏一君
生涯学習推進局長 兼道立近代美術館 担当課長	山上和弘君	健康・体育課長	今村隆之君
学校教育局長兼 ICT教育推進局長	堀本厚君	教職員課長	山下幹雄君
道立学校配置・制度 担当局長	谷垣朗君	働き方改革担当課長	中嶋英樹君
指導担当局長兼 新型コロナウイルス感染症 対策担当局長	中澤美明君		
特別支援教育 担当局長	村上由佳君	議会事務局職員出席者	
生徒指導・学校安全 担当局長	伊藤伸一君	議事課主幹	加藤隆行君
教職員局長	伊賀治康君	議事課主査	杉崎正君
総務課長	奥寺正史君	同	齊藤崇史君
法制・公務管理 担当課長	大河内秀敏君	同	青柳和彦君
教育政策課長	荒川裕美君	同	森川剛君
幼児教育推進 センター長	田口範人君	同	甲斐友規君
		同	江刺憲佑君

午前 10 時 開議

○檜垣尚子副委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔杉崎主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

木葉 淳 委員

太田 憲之 委員

であります。

○檜垣尚子副委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 経済部所管審査（続）

○檜垣尚子副委員長 11月9日に引き続き、経済部所管に関わる質疑の続行であります。

中司哲雄君。

○中司哲雄委員 おはようございます。

私のほうから、財政収入と経済活動について、順次伺ってまいります。

昨年の決算書では、道民税収入は1574億6700万円で、5年前と比べると、354億2000万円も少なくなっております。これは、2020年2月からの新型コロナの流行が大きく影響したものと考えられます。ただ、法人事業税を主とする事業税全体では漸増傾向にあつて、道民税の減少を事業税で補って、道税全体としては維持されている形になっております。

経済成長を目指してきながら、北海道全体の所得とも言える税収が増えない原因について伺い、今後の北海道経済の在り方を探っていきたいというふうに思います。

まず、経済指数についてです。

全国の主要都道府県の2015年と2019年のGDPを比較すると、東京は、金額、1人当たり、あるいは4年間上昇率のどれを取っても、抜群の数値となっております。

人口規模で似通った兵庫県、福岡県は、約500万人ちょっとですけれども、そこと比べても差があります。

この要因をどのように捉えて、どのようにお考えか、まずお伺いします。

○檜垣尚子副委員長 経済調査担当課長新田清文君。

○新田経済調査担当課長 道内総生産の状況についてであります。本道と人口規模が同程度の兵庫県、福岡県の総生産における構成比は、本道に比べ、製造業、とりわけ、汎用・生産用・業務用機械や輸送用機械、化学などの割合が高く、東京都では、情報通信業、金融・保険業の割合が高くなっております。

こうした業種は、本道において構成比の高い農林水産業や建設業に比べ、就業者1人当たりの総生産が高いことから、全体や1人当たりの総生産、その伸び率の差は、こうした産業構造の違いからもたらされていると考えております。

以上でございます。

○中司哲雄委員 産業構造の違いが北海道の弱点だということが分かりました。

鈴木知事は、ピンチをチャンスにというキャッチフレーズの下で、稼げる道政を目標にして、この4年間、各種の施策を講じてきたところと承知しております。

この3年間は、新型コロナの流行で、観光を中心に急ブレーキがかかった感がありますけれども、この間、経済部としては、どのような施策に重点を置いてきたのか、お伺いします。

○檜垣尚子副委員長 経済企画課長西岡孝一郎君。

○西岡経済企画課長 感染症への対応についてでございますが、この約3年間、道としては、人と人との接触機会の低減を図り、感染拡大の抑止に努めてきたところでございますが、感染症の影響の長期化に加え、今年に入り、物価高騰や円安基調も相まって、道内経済や道民生活はさらなる影響を受けているところでございます。

こうした中、経済部としては、感染症対策と社会経済活動の両立を図りつつ、本道経済の活性化につなげていくことが重要との認識の下、人流の抑制につながる休業要請等に協力をいただいた事業者の方々への支援金の支給や、飲食店の感染防止対策の遵守状況を道が認証する制度の導入などに取り組んでまいりました。

また、厳しい経営環境にある中小・小規模事業者の事業継続を図るため、制度融資による資金供給の円滑化や専門家派遣による伴走型の経営相談、全道の幅広い事業者の方々を対象とした特別支援金の給付などの足元対策に加え、感染状況を慎重に見極めつつ、飲食や観光などの需要喚起策を段階的に実施してきたところでございます。

以上でございます。

○中司哲雄委員 今回の答弁は、何とか現状を維持しようという努力だというふうには受け止めておきます。

現在、世界の物価は異常な高騰をして、我が国でも、輸入資源や円安の影響を受けて、直近で3%の上昇を示していると発表されたところです。

しかし、コロナ前の2016年から2019年の指数では、日本は1.9%、主要先進国は、軒並み5%以上から2桁の伸びとなっておりまして、日本との物価の差が開いていく傾向にあります。

道としては、この傾向をどのように捉えて、今後、円安も追い風に、道産品の輸出拡大に向けてどう対処していこうと考えているのか、お伺いします。

○檜垣尚子副委員長 国際経済担当局長兼経済企画課参事沖野洋君。

○沖野国際経済担当局長兼経済企画課参事 道産品の輸出拡大についてでございますが、総務省統計局における各国の消費者物価指数の2022年9月における前年同月比は、日本が3.0%であり、米国の8.2%、韓国の5.6%に比べると低い伸び率となっており、また、円安については、農水産物などの海外での販売価格が下がり、売上増加の動きがあることについて、関係機関からの情報で承知しております。

道では、消費者物価指数の伸びの差や円安などにより、現地での価格競争力が高まっていることをチャンスと捉え、こうした恩恵を受けることが期待できる米国、韓国や、経済成長率が著しく、北海道人が浸透しているシンガポールなどの海外バイヤーと、道内企業との商談機会を積極的に設けていくなど、引き続き、道産品の輸出拡大に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中司哲雄委員 このチャンスを上手に捉えて、強力に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、食関連産業についてお伺いします。

決算では、道産品販路拡大費として9億1400万円余りを使っております。このうち、7億円は、道産品消費喚起特別割引事業費などに使われておりまして、これは、道産品を取り扱うアンテナショップなどで利用可能なプレミアムつき商品券の発行に使ったとしておりますけれども、どこでどのように発行して配付したものか、また、どのような効果が見られたのか、お伺いします。

○檜垣尚子副委員長 食産業振興課長林優香君。

○林食産業振興課長 道産品消費喚起特別割引事業費についてであります。コロナ禍で影響を受ける食関連事業者を支援するため、道産品の全国的な消費喚起を図ることを目的に、事業の受託者である一般社団法人北海道貿易物産振興会を代表者とするコンソーシアムが、5000円で購入することで7000円分の利用ができるプレミアムつき商品券を約14万冊発行し、令和2年度の同事業の実績に加え、販売予定先である百貨店やどさんこプラザの要望を聞き取り、各事業者へ配付したところでございます。

販売した商品券は、ほぼ完売となり、道が主催する「北海道の物産と観光展」の売上は約76億2900万円、どさんこプラザでは約28億3200万円となり、それぞれ過去最高となりました。

○中司哲雄委員 7億円の費用を使って約100億円の売上ということですので、効果があったかなというふうに受け止めたいと思います。

前の質問と同様に、食産業振興費の中で、道産食品道外販路確保事業費として2億500万円弱を支出しておりますけれども、これはどのようなところでどのように行った事業なのか、お伺いします。

○林食産業振興課長 道産食品道外販路確保事業費についてであります。道では、長引く感染症の影響による販路の縮小や百貨店の営業時間短縮等に対応し、道産食品の消費喚起を目的として、首都圏や関西圏において延べ1339店舗の高級スーパーに道産品の特設コーナーを設置し、北海道フェアを開催しました。

また、本事業においては、百貨店など延べ6店舗において特設コーナーを設置したほか、通販カタログによる道産食品の販売にも取り組むなど、多様な販売チャネルを活用し、食の北海道ブランドのPRに努め、道産食品のさらなる販路確保に取り組んだところでございます。

○中司哲雄委員 販路確保事業として、首都圏のスーパーマーケットなどに道産品の特設コーナーを設置して販路拡大を図ったということではありますが、聞くところでは、どさんこプラザを含めて、こうした北海道物産展などは、ほとんどのところで好評と聞きますけれども、実態はどのようなになっているのか、お伺いします。

○林食産業振興課長 北海道物産展などの状況についてであります。昨年度の「北海道の物産と観光展」では、知名度が高い菓子類に加え、エビやカニなどを用いた海鮮弁当、魚卵といった上質な水産食品などが売上げを伸ばし、全29会場の売上げは、コロナ禍においても過去最高を記録しました。

どさんこプラザについても、水産加工品や日配品にリピーターがついており、特に、有楽町店

は、都内の自治体アンテナショップの62店舗の中でもトップの売上げとなっております。

高級スーパーでの北海道フェアにつきましても、消費者の反応は大変よく、フェアコーナーだけではなく、店舗全体の売上げが上がったとの声を頂いているところでございます。

道としては、北海道の物産展などに対する消費者の評価は大変高いものと受け止めております。

○中司哲雄委員 今の答弁で、全国どこでも、北海道物産展や北海道フェアなどは、非常に人気が高く、また、高い評価も得ているというふうに言われましたけれども、その原因はどこにあるというふうに捉えているのか、お伺いします。

○林食産業振興課長 北海道物産展などの人気の要因についてであります。民間事業者が昨年度に全国の約1万6000人を対象として実施した調査によりますと、食のイメージがある都道府県としては、北海道が7年連続で1位となっております。品目別では、野菜・豆類加工品、水産物、牛乳・チーズなどの乳類、菓子類など、10品目で、よい印象が残っている都道府県として1位となっております。

道では、フード塾や北のハイグレード食品の選定などにより、高品質で魅力的な商品づくりを支援しておりまして、本道の良質な農畜産物や水産物とともに、こうした加工品についても消費者から高い評価を得ていることが、物産展や北海道フェアの人気につながっているものと認識しております。

○中司哲雄委員 非常に好評のうちに開いてきた特設コーナーでありますけれども、総体でどの程度の売上げがあったというふうに見ているのか、お伺いします。

○林食産業振興課長 特設コーナーの売上げについてでございますが、昨年度、首都圏や関西圏の高級スーパー延べ1339店舗で道産品の特設コーナーを設置し、1285商品を販売したところ、約8億8300万円の売上げとなりました。

また、このほか、百貨店など延べ6店舗、カタログ販売5媒体で1093商品を販売し、約8300万円を売り上げ、高級スーパーとの合計では約9億6600万円の売上げとなりました。

○中司哲雄委員 このように好評な道産品でありますけれども、大事なのは、この商品がデパートやスーパーなどで定番化するということだというふうに思っております。イベントの後の動向について調査されておりますか。また、その結果についてはどのようになっているのか、お伺いします。

○林食産業振興課長 店舗での定番化についてであります。道では、昨年度、北海道フェアを開催したスーパーマーケットなどへ調査を行った結果、15社中4社から、「ゆめぴりか」やバタークッキー、ラーメンなど、全体で20品を超える商品について、フェア終了後も継続して販売を行うとの回答がございました。

フェアを実施する高級スーパーや百貨店などとのさらなる連携を図り、フェア期間のみならず、商品の定番化につながるよう、道産食品の一層の販路確保とブランド発信に努めてまいります。

○中司哲雄委員 非常に好評で、フェアを開いてくれた高級スーパーや百貨店などでは、総体の売上げも、そのお客さんに引きずられて増えたということを伺っておりまして、非常にいいことだというふうに思いますけれども、定番化に大切なのは、商品が定時、定量で供給できるということだと思っております。

特産物であれば、限定品として供給ということもあり得ますけれども、生産体制や供給体制についての状況をお伺いします。

○檜垣尚子副委員長 食関連産業局長藤村弘之君。

○藤村食関連産業局長 道産品の生産体制などについてであります。農畜水産物の一大生産地という本道の利点を生かして、鮮度が高く、こだわりの原料を用いて、製造、加工される商品は、季節によって製造できる量の変動し、定期的に大量の納品が求められる大手量販店などとの間では条件が合わず、取引に至らない場合があるものと認識しております。

また、大手量販店に商品を納入する場合、各店舗での販売に対応できる数量の納品を求められる場合が多く、供給能力が量販店の希望数量に満たない事業者についても取引に至らない場合があることから、道としては、全ての事業者が必ずしも十分な生産体制や供給体制を有してはいないものと考えております。

以上でございます。

○中司哲雄委員 今回の答弁にありますように、北海道の加工業者というのは、大体、中小の加工業者ということで、例えば、大手スーパーなどの大量の注文には応え切れないという弱点があるのかなというふうに思っています。

このような認識の中で、今後、体制の強化をどのように図るのか、あるいは、この体制の中でどのような販売方法を取っていくのかということを考える必要があると思っております。

次に、価格についてお伺いします。

北海道産品は、消費地から離れているという地理的不利があります。

道内経済の活性化につながるとすれば、加工品として供給しつつ、価格についても十分なものを求めなければならないというふうに考えますけれども、物産展も含めて、どのような価格で販売されているのか、お伺いします。

○藤村食関連産業局長 道産品の価格についてであります。商品の店頭での価格は、道産品を製造する際に必要となる原材料費、光熱水費や人件費といった製造原価のほか、製造業者、卸売業者及び小売業者のそれぞれの利益や経費などを基に決定され、高い付加価値を持つ商品においては、高価格でも取引がなされていると承知しております。

道内経済の活性化のためには、より付加価値の高い商品が必要であり、こうしたものとしては、各企業が原材料やストーリー性にこだわって開発したものに加え、道が北海道の食の魅力を掘り起こし、味や品質が卓越した商品を広く発信するために選定している北のハイグレード食品や、物産展での期間限定商品、有機農畜産物などがあり、高い輸送費を考慮した上でも採算性が合う価格で販売されております。

以上でございます。

○中司哲雄委員 一応、採算性のある価格で販売されているというふうに伺いました。

良いものを安く売るといのは、商売の原則ではあるのですが、北海道がこれから産業をしっかりと確立していくためには、良いものだから高く買えというぐらゐの姿勢で行かなければ駄目だというふうに私は思っております。

今後の戦略についてですけれども、北海道が最も特色として打ち出せるのは、一番に食産業の分野だというふうに思います。

良質で新鮮な原材料を生かした道産食品を北海道の戦略物資として、国民の認識と食生活を変えるくらいゐの意気込みで推し進めていかなければならないというふうに考えますけれども、経済部としてどのようにお考えか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 経済部食産業振興監遠藤俊充君。

○遠藤経済部食産業振興監 今後の取組についてであります。道としては、食産業を本道経済回復のリード役としていくためには、消費者ニーズに対応した商品づくりとともに、道産食品が国民の食を支え、食卓になくなくてはならない存在として、消費者に認識していただくことが重要と考えております。

このため、道では、豊かな自然や歴史、アイヌ文化など、観光とも連携した北海道ブランドの発信と併せ、どさんこプラザにおける食関連事業者のマーケティング支援、フード塾などによる人づくり、販路拡大につながる商談会の開催に加え、高級スーパーや百貨店などと連携し、全国での消費拡大を図るとともに、1次産業を含めた生産・供給体制の安定化や、高い輸送費を考慮しても採算性のある商品づくり、さらには、国民の健康を守る道産食品の安全、安心や、良質で新鮮といった品質の向上など、食関連産業の振興に取り組んでまいります。

○中司哲雄委員 まさにこれからが勝負だというふうに言えると思います。

今の食産業振興監の答弁の中で、観光という話も出てきましたので、次に、観光に移りたいと思います。

決算では、観光費全体としては140億円余りの支出となっておりますけれども、この多くは、コロナ対策で支出されたものと承知しております。

そうした中でも、受入れ体制整備費の中で、観光地づくりの推進に2億9000万円、教育旅行の実施に13億5000万円余りを支出しているところでありますけれども、道として、コロナ禍の中での観光振興のために、どこにどのような力点を置いて執行したのか、お伺いします。

○檜垣尚子副委員長 観光振興課長近藤広秋君。

○近藤観光振興課長 昨年度の観光予算の執行についてであります。新型コロナウイルス感染症の長期化により、道内の観光関連産業は、かつてない甚大な被害を受けたところです。

このため、足元の観光需要の喚起を図ることを最重要課題として、どうみん割や貸切りバスの増車分の支援による教育旅行の促進などに取り組むとともに、コロナ禍における宿泊事業者の皆様が行う感染防止対策の強化に必要な支援を行ったほか、ポストコロナを見据え、アドベンチャ

ートラベルや地域の魅力を生かした観光地づくりの支援などを進めてきたところでございます。

以上でございます。

○中司哲雄委員 コロナにいじめられて、コロナで苦労した1年間だったというふうに思っております。

2021年度は、特に道内客をターゲットに道内旅行商品の割引支援をして、観光地での宿泊を促進したというふうに承知しております。

そうした中で、コロナ後を見据えて、欧米人任用によるインバウンド強化事業として450万円程度が使われたところでありますけれども、この使い道と任用の実態、さらに、今後の計画をお伺いします。

○近藤観光振興課長 欧米人任用によるインバウンド強化事業についてであります。本事業は、自治体国際化協会が実施している語学指導等外国青年招致事業を活用し、欧米から本道への観光客の誘致を進めるため、令和元年度より、欧米圏からの人材を国際交流員として任用しているものでございます。

海外からの入国制限があった昨年度においては、今後のインバウンドを見据え、A T W S 2021の開催に向けた映像字幕の翻訳やホームページなどでの情報発信のほか、英語によりSNS等で北海道の魅力を紹介するなど、海外への情報発信に従事したところでございます。

入国者数の上限撤廃などの措置により、今後、本格的なインバウンド需要の回復が期待されるところでございまして、特に1人当たりの旅行支出額が他地域と比べて高い欧米等の市場開拓は重要であることから、来年度のアドベンチャートラベルワールドサミットに向けた開催準備や海外への情報発信などを行ってまいります。

以上でございます。

○中司哲雄委員 この質問は、決算書を見ていて、たった450万円というところにちょっと引っかかって、質問をさせてもらいました。

多分、誘客推進費等の経済部の予算だけじゃなくて、ほかのところにも、いわゆる外国人の雇用といいますか、導入をしているのだというふうに思いますけれども、これからの戦略上、非常に重要なところだと私は思っております。今後について、また、外国人に対する対応をどういうふうにするかということも含めて、この辺をしっかりと検討していただきたいと思っております。

決算で、誘客推進費のうち、544億円余りが繰越明許費となっております。

この繰越しは、その後、どのような使い方をされたのか、お伺いします。

○檜垣尚子副委員長 観光事業担当課長渡部泰明君。

○渡部観光事業担当課長 繰越明許についてでございますが、道では、旅行割引支援に関する国の補助制度を活用いたしまして、感染症の影響により、長期間にわたり厳しい状況に置かれております道内の観光関連事業者の皆様を切れ目なく支援するため、令和4年第1回定例会におきまして、約545億円の繰越明許を提案したところでございます。

その後、道では、感染状況も踏まえながら、速やかにどうみん割を再開いたしまして、9月末

【第2分科会 11月10日 第5号】

現在で延べ約250万人の方々に御利用をいただくとともに、10月11日から開始いたしました「HOKKAIDO LOVE!割」におきましても、引き続き、予算を切れ目なく活用しているところであり、本道の観光需要の回復に寄与しているものと考えております。

○中司哲雄委員 かなり有効に活用されていると。これは、国の補正予算をそのまま使っているのだと思いますけれども、道民にとってはかなり有効な使い方だったかなというふうに思います。

全国的に旅行者の高級志向などがありまして、宿泊単価が高額になっているというふうに聞いております。

今後、海外個人旅行者の増加ですとか、あるいは、国内でも個人客の高級志向が高まると思われまけれども、観光消費額の向上について、どのような戦略を持っているのか、お伺いします。

○檜垣尚子副委員長 観光局長鶴蒔徹君。

○鶴蒔観光局長 観光消費額単価についてであります。北海道観光振興機構が発表している北海道来訪者満足度調査によりますと、令和3年度における1人当たりの旅行総予算に占める宿泊単価は、令和2年度に比べ、道内客については減少しているものの、道外客は増加の傾向が見られます。

道では、北海道観光のくにつくり行動計画の中で、道内客、道外客ともに、宿泊費や交通費、飲食代、買物代、娯楽等サービス費などで構成される観光消費額単価の増額について、目標指標を設定しておりまして、今後、観光客の様々なニーズに対応した国際的に高い競争力を持った観光地づくりを進め、高付加価値化を図りながら、満足度と連動した観光消費額単価の向上を目指してまいります。

以上です。

○中司哲雄委員 北海道観光というのは、非常に素材的に良いものを持っていると、これは、さっきの食のところでも申し上げました。決して安売りする必要はない。やっぱり、しっかりとそのものに値するお金を頂いて、何も恥ずかしいところはないというふうに思っていますので、そういうことで、これからの施策を進めていただきたいなと思います。

次に、アウトドアガイド資格についてお伺いします。

受入れ体制整備費の中で、アウトドアガイド資格制度の運営費として4万1000円が使われております。

アウトドアガイドは、アドベンチャートラベルを推進する重要な資格でありますけれども、制度運営にたった4万1000円というのは、あまりにも少な過ぎるのではないかというふうに思われます。

この使い道と業務センターの運営資金についてお伺いします。

○檜垣尚子副委員長 アドベンチャートラベル担当課長輿水昌明君。

○輿水アドベンチャートラベル担当課長 アウトドア資格制度の運営についてであります。ア

ウトドア資格制度の業務を行う業務センターは、北海道アウトドア資格制度業務センター認定要領により、道が公募し、要件を満たす事業者を認定するものであり、認定を受けたセンターは、3年ごとの更新の申出により、道がその実績等を審査し、認定の更新を行っています。

業務センターは、例えば、アウトドアガイド資格認定やアウトドア検定の受験者からの試験手数料、アウトドア講習受講料などを主な財源として運営しており、道の予算のアウトドア資格制度の運営費4万1000円は、アウトドア資格制度の持続的運営に向けた制度改善等の検討を行う北海道アウトドア資格制度推進会議の開催経費として、道が支出したものであります。

○中司哲雄委員 会議の開催経費ということであれば、4万1000円かもしれないなというふうに思いますけれども、今言われたような資格認定等の試験手数料だとか、講習受講料だとか、そういうような不安定な財源によって業務センターが運営されているということについては、もう少し見直す必要があるのじゃないかなというふうに私は思います。

日本においては、まだまだアウトドアガイドの必要性や有用性が認識されていないために、その業務だけでは生活できないとも言われております。

今後、アドベンチャートラベルを強力に推進するに当たっては、このアウトドアガイドの活用が大きな要素になるというふうに考えられますけれども、道は、この推進に今後どのように対応しようとするのか、その全体的な戦略と必要な資金についての考えをお伺いします。

○檜垣尚子副委員長 アドベンチャートラベル担当局長後藤知佳子君。

○後藤アドベンチャートラベル担当局長 アドベンチャートラベルの推進についてでございますが、アドベンチャートラベルは、アクティビティーのみならず、異文化体験など、地域の魅力を盛り込んだ旅行商品であり、ツアーの満足度を高めるため、ガイドの同行が必須であります。

道では、既存のアウトドアガイド資格制度を土台に、バックカントリースキーやサイクリングといった対象分野の拡大による横の広がり、そして、国際資格の取得などにより、ガイド能力の質を高め、縦の広がりを図る、アドベンチャートラベルにも対応した、稼げるガイドの育成に向けた新たなガイド制度を来年度から試行していく考えであり、制度の検討やガイドに求められる能力に応じた研修など、本年度、新たに実施しているところでございます。

また、ガイドの活躍の場を広げるため、アドベンチャートラベルの認知度向上や、本道への取り込みを図るためのポータルサイトの整備、シンポジウムの開催をはじめ、高い顧客ニーズに対応した全道各地の魅力あるツアーの造成などを実施しております。

○中司哲雄委員 来年は、アドベンチャートラベルワールドサミットが今度は現場で行われるというふうに聞いておりますけれども、北海道は素材が非常に豊富だということを考えると、これから、観光の中でも一番伸ばしていける分野だというふうに思っています。その辺を踏まえた上で、しっかり対応していただきたいというふうに思います。

観光の国内状況と今後についてなのですが、県民総生産を見て、観光に力を入れている京都府や沖縄県と比較すると、2015年度から2019年度までの5年間で、京都府が104%、沖縄が108.5%の伸びであるのに比べて、北海道は102.6%となっております。

【第2分科会 11月10日 第5号】

ほかの産業の影響もあるというふうには聞きますけれども、1人当たり総生産にすると、京都府は27.5万円高く、沖縄県は観光で急速に伸びてきているということがうかがえます。

これらのことを踏まえて、北海道の観光の今後の在り方についてどのように考えるのか、お伺いします。

○鶴蒔観光局長 北海道観光の今後の在り方についてであります。県民総生産は、各都道府県における農林水産業や製造業、建設業、卸売・小売業、不動産業など、様々な経済活動に基づき算出されており、都道府県ごとの人口推移や産業構造の違いなど、様々な要因により、総生産額や1人当たりの額に違いが見られるものでございます。

こうした中、2015年度から2019年度における県民総生産の宿泊・飲食サービス業の増減を見ますと、京都府が1.6%の増加、沖縄県が4.7%の増加に対しまして、北海道は6.3%増加しているものと承知しております。

今後におきましても、観光立国・北海道の再構築を目指し、切れ目のない需要喚起を行い、観光関連産業の立て直しを進めるとともに、1人でも多くのお客様に北海道に来ていただくための戦略的なプロモーションを行うほか、アドベンチャートラベルに代表されるような長期滞在型や富裕層向け旅行商品づくりを進めるなど、北海道観光の高付加価値化に努めてまいります。

○中司哲雄委員 次に、産業振興に移りたいというふうに思います。

先ほど、最初の答弁にもありましたように、全国的な総生産の比較をしてみると、機械工業や市場対応型製品開発などの分野で劣っていて、経済成長が低迷している要因ともなっております。決算で見ると、ものづくり支援費で1億8900万円弱、そのうち、1億5900万円が工業技術センター事業費で、その内訳が、施設設備整備に3700万円、研究開発、試験分析委託及び事業費補助が9900万円となっております。

この工業技術センターは、食品加工研究センターと共に、主として、北海道のものづくりや食産業に関わる研究開発や技術相談、試験分析等の支援を行っているというふうに承知しておりますけれども、この金額で期待に十分応えられるのか、お伺いいたします。

○檜垣尚子副委員長 産業振興課長佐藤正人君。

○佐藤産業振興課長 道立工業技術センターについてでございますが、道では、ものづくり産業の振興に向け、道総研工業試験場や食品加工研究センターをはじめとする産業支援機関と連携し、北海道産業振興条例に基づく助成制度を活用しながら、企業の技術力向上や販路拡大、人材の確保育成の支援に取り組んでおります。

道立工業技術センターは、函館地域を中心とした本道における工業技術の高度化の促進を目的とする地域の中核的産業支援機関であり、道では、研究開発や試験分析などに要する経費の一部を支援するなどしており、令和3年度は、新製品開発など、43テーマの研究開発や、634件の技術相談への対応、246件の試験分析などを実施したところでございます。

センターでは、これまで、ガゴメコンブを使用した製品開発や、水産物の鮮度を保持するシャーベット氷の技術開発などの成果を上げておりますほか、昨年度実施いたしましたセンターの利

用者へのアンケート調査では、当センターに対する総合的な満足度につきまして、90%を超える企業の皆様から、「十分満足」と回答を得ているところでございます。

以上でございます。

○中司哲雄委員 活用されているということが分かりました。

科学技術振興費として5100万円弱が支出されておりますけれども、このうち、約3700万円が負担金、補助及び交付金となっております。この支出先をお伺いいたします。

○佐藤産業振興課長 科学技術振興費についてでございますが、令和3年度における負担金、補助及び交付金について、公益財団法人北海道科学技術総合振興センター、通称・ノーステック財団に対し、産学官が連携した研究開発などに対する補助として3094万円、北大や道経連など、道内12機関が連携し、研究開発から事業化まで一貫した取組を進める北大リサーチ&ビジネスパーク構想の推進のための負担金として160万円を支出しております。

さらに、特定非営利活動法人北海道宇宙科学技術創成センターに対し、宇宙航空関連の研究開発への支援などに対する補助として126万2000円を支出しておりますほか、インキュベーション施設である北大ビジネス・スプリングに入居する企業への賃料補助として、企業15社に対し286万6000円を支出しておりますとともに、R&Bパーク札幌大通サテライトの運営のための負担金として、事務局の国立研究開発法人産業技術総合研究所に30万円を支出しているところでございます。

○中司哲雄委員 今の説明を聞くと、これで新しいものを生み出せるのかなという心配が出てまいります。このうち、126万2000円が宇宙航空関連の研究開発への支援に使われているというふうに説明がありましたけれども、今後大きく期待される分野に、この程度の補助金で、どれほどの効果を発揮できると考えているのか、お伺いします。

○檜垣尚子副委員長 立地担当課長安彦史朗君。

○安彦立地担当課長 活動支援事業補助金についてでございますが、北海道宇宙科学技術創成センターは、道内に点在する宇宙開発関連の施設や大学研究室の連携を図ることにより、宇宙開発技術を生かした新産業の創出や起業化の支援、次世代研究者・技術者の育成を行うことを主な目的として、普及啓発や実験等の誘致などの活動に取り組んでおりまして、道は、その活動に要する経費の一部について補助を実施してございます。

限られた自己資金で活動を継続している同センターにとりまして、活動支援事業補助金は重要な財源でございまして、大学研究室等の研究開発が科学研究費助成事業等を財源として進められている中、同センターでは、国への要請活動などにより、研究費獲得を目指す道内の研究者や企業を支援しており、大学研究室から有望なスタートアップ企業も生まれるなど、道内の宇宙航空関連の研究開発に一定程度貢献しているものと認識してございます。

以上でございます。

○中司哲雄委員 この分野については、幾つかのベンチャー企業も生まれているし、また、技術的に非常に高度なものを要求される分野でありまして、それが北海道の技術を高くしていくとい

【第2分科会 11月10日 第5号】

うことにつながるだろうと私は思っております。これは、非常に大事な分野だなというふうに思っております。

そうした意味で、産業人材の育成に関してなのですけれども、道は、北海道私立専修学校各種学校連合会に対して4000万円を支出して、修学旅行等の機会を活用した職業体験講座の実施を行って、304講座、3625人が受講したとしておりますけれども、どのような目的でどのような成果を期待して行ったのか、お伺いします。

○**檜垣尚子副委員長** 職業訓練担当課長今西昌志君。

○**今西職業訓練担当課長** 次世代人材職業体験推進事業についてであります。本事業は、職業教育の専門機関である専修学校や各種学校が行う、職業体験の機会に恵まれない中学生を対象とした職業体験講座の実施を支援することにより、若年者の職業観、勤労観の早期形成を図るものであります。

受講した中学校の教員からは、地方の中学校にとって貴重な機会、生徒たちが将来を考える上で有益となったなどといった評価を得ているところでございます。

道としては、本事業のほか、ものづくり体験会などを行っており、こうした取組を通じ、多くの中学生が多様な職業に触れることにつながるとともに、学生が考えるイメージとのミスマッチを防ぐことにより、就職後の早期離職の防止も期待できることから、道内企業への定着率が高められるものと考えております。

以上でございます。

○**中司哲雄委員** 中学生が対象ということについては、非常にいいポイントだというふうに思います。

そうした中で、道立技術専門学院における職業訓練の実施のために、10億円余りを支出しております。

事業の成果を見ると、令和3年度で、570人の入校定員に対して、その2分の1の257人とどまっております。これでは、今後、産業現場での技術向上や産業人材の確保が非常に心配されるというふうに思います。

道は、今後の技術専門学院での人材育成について、どのように進める計画か、お伺いします。

○**檜垣尚子副委員長** 産業人材担当局長赤塚孝行君。

○**赤塚産業人材担当局長** 高等技術専門学院、愛称・MONOテクにおける人材育成についてであります。道内では、依然として建設業や製造業などにおきまして人手不足が続いており、MONOテクが、ものづくりなど地域経済を支える中核的な人材育成機関としての役割を發揮していくことがますます重要になるものと認識しております。

MONOテクでは、入校生の確保に向け、主に、離職者の方々向けの1年制の訓練コースの導入や、募集期間の延長、高校中退者を入校可能とする入校資格の弾力化などに取り組みますとともに、専門学校や地域の職業訓練団体などと連携をし、介護や建設分野などの担い手を育成する訓練や、企業に在職しながらスキルアップを目指す訓練、女性や障がい者の方々向けの訓練など

を幅広く実施しているところであります。

道といたしましては、今後とも、地域や産業界のニーズに対応し、多様な人材の労働参加が進むよう、知識や技能の習得のための職業訓練を実施するとともに、地域の様々な職業訓練機関とも連携しながら、産業人材の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中司哲雄委員 時代は変わって、育てる場所が変わったかもしれないですけども、非常にこれも大事な分野だというふうに思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問になります。

これまで、北海道が置かれている状況、あるいは、北海道が有利とされている食関連産業、観光、ものづくり産業などを主とした産業振興について質問してまいりましたけれども、豊かな北海道を実現して、財政収入を増加していかなければ、常に全国に遅れを取っていくことは明白であります。

稼げる北海道の実現のためには、その優位性のあるものを安売りしないこと、しっかりした所得を得る産業を確立すること、そして、人材を各地に育てて、これまでの常識にとらわれない分野に果敢に挑戦していくこと、高い技術力を持ったものづくり産業を育てていくことなど、課題は限りなくあるというふうに思います。

常に、北海道が独立国であったらどうやって自立していくかを戦略の焦点に当てて、今後の産業政策を構築していく必要があると考えますけれども、経済部としての考えと決意をお伺いいたします。

○檜垣尚子副委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 今後の対応についてであります。感染症の影響の長期化や国際情勢の変化などにより先行きが見通せない中、本道経済の成長を図るためには、本道の強みを生かすことに加え、コロナ禍で生じた行動変容や、デジタル化、脱炭素といった社会経済の変化などに的確に対応し、生産性の向上や販路拡大を図ることが重要と認識しております。

このため、道といたしましては、引き続き、中小・小規模事業者の方々の事業継続に向けた足元の支援に着実に取り組むことはもとより、ポストコロナを見据え、中長期的な視点から地域経済を支える人材の育成確保に取り組むにつ、食や観光のさらなる高付加価値化、道産品の海外への販路拡大、安全、安心で高品質な食料の安定的な生産と供給、グリーンやデジタルによる新たな事業展開や成長分野への進出を支援するなど、足腰の強い地域産業の振興を図りながら、本道経済の活性化につなげてまいります。

以上でございます。

○中司哲雄委員 以上で質問は終わりなのですが、財政収入と経済活動について分野ごとに伺ってまいりました。非常に時間が足りないので駆け足でしたけれども、北海道の財政の立て直しと本道経済の現状認識、それから、今後の戦略等について、改めて知事に伺いたいというふうに思いますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○**檜垣尚子副委員長** 中司委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

佐藤伸弥君。

○**佐藤伸弥委員** それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた行動自粛などは、飲食・宿泊事業者はもとより、幅広い中小企業の資金繰りをはじめ、経営継続に大きな影響を与えたところであります。

道では、こうした中小企業に対する資金繰り支援として、無利子、無担保の融資、いわゆるゼロゼロ融資を令和2年5月から令和3年5月まで実施し、極めて多くの企業が利用したものと承知をしております。

ゼロゼロ融資の取扱終了以降においても、道では、感染症をはじめ、原材料価格の高騰などの影響を受けている事業者向けの融資制度を実施してきたと承知しておりますが、それらの融資の実績について伺います。

○**檜垣尚子副委員長** 金融担当課長水戸文彦君。

○**水戸金融担当課長** 融資実績についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応資金、いわゆるゼロゼロ融資につきましては、令和2年5月から令和3年5月まで実施しまして、その実績は6万1754件、1兆1716億円となっております。

このほか、感染症や原材料高騰などの影響によりまして売上げや利益が減少し、金融機関の伴走支援を得ながら経営改善を図る事業者向けに昨年5月に新設した融資メニューが含まれております、厳しい経営環境にある中小企業を対象としました経営環境変化対応貸付の昨年度の実績につきましては911件、139億1300万円となっております。

○**佐藤伸弥委員** 感染症の影響の長期化や燃油・原材料価格の高騰、円安の進行など、道内中小企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、来年にはゼロゼロ融資の元金と利子の支払いが本格化し、重い返済負担により資金繰りが厳しくなる企業が増加する懸念があります。

道は、厳しい経営環境に置かれている中小・小規模企業の資金繰り支援を今後どのように行っていくのか、伺います。

○**檜垣尚子副委員長** 地域経済局長上原和信君。

○**上原地域経済局長** 今後の資金繰り支援についてでございますが、長引くコロナ禍や燃油・原材料価格の高騰によるコストアップなどにより、道内中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、足元では、企業倒産や信用保証協会の代位弁済が徐々に増加する中、コロナ関連融資の返済の本格化を控え、事業者の資金繰りの悪化が懸念されるところでございます。

このため、道では、国や支援機関などと連携して、事業者の経営状況や資金動向をきめ細かく把握しながら、財務や経営内容の改善を図る融資の利用促進などによる事業者のニーズに対応した資金供給をはじめ、金融機関に対し、融資先のモニタリングの強化や返済条件変更への柔軟な対応を引き続き要請していくなど、各般の施策を進め、道内中小・小規模事業者の皆様のそれぞれ

れの状況に応じた的確な支援を進めてまいります。

○佐藤伸弥委員 ぜひ、対応をよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、長期に及ぶ休業、時短営業、外出・往来自粛の要請などにより、経済的な影響を受けた事業者に対し特別支援金を支給しましたが、昨年度の支援実績及び事業効果の評価について伺います。

○檜垣尚子副委員長 中小企業課長福田佳英君。

○福田中小企業課長 特別支援金についてであります。本支援金は、国の一時支援金や月次支援金の対象とならない方々の感染防止に向けた協力に対し支援する制度であり、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者に対して、延べ約4万7600者、約54億4100万円を支給したところでございます。

本事業では、国の支援金の給付要件を満たさない事業者の皆様を対象とし、道内の事業者の皆様からは、大変助かったとの声などが寄せられたところであり、厳しい経営環境にある事業者の皆様を幅広く支援できたものと認識しております。

以上です。

○佐藤伸弥委員 大変助かったという声は、私の元にも寄せられております。

その一方で、道から時短だとか休業の支援金支給業務の委託を受けている事業者に対して、申請書類を出しても、それが合っているのか合っていないのか、不備があるのかないのか、そういったことが分からなくて不安に思って問い合わせたら、不備がありますと言われて、急遽、書類を出し直したなどという事例もありました。

経済部の皆さんは、これからこういったことがあるかどうかは別として、やはり、検証と反省はしなきゃいけないと思いますが、その点について検証する考えはあるのか、伺います。

ぜひ検証してください。今後、時短だとか休業だとかの支援金が出るかどうかは別として、こういったことを道が委託した際は、その事業が円滑に行われたかどうかということを検証して、今後、このような事業を行ったときには、しっかりと対応していただきたいということを求めておきます。

次に、第三者認証制度について、制度の開始後、これまでどのように取り組み、その実績について、道としてどのように評価しているのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 経済企画課参事佐々木浩司君。

○佐々木経済企画課参事 第三者認証制度についてでございますが、感染拡大を防止しながら経済活動を回復させていくためには、認証の取得促進を図りまして、道民の皆様が安全、安心に食事ができる認証店の裾野を全道に広げていくことが重要でございます。

このため、道では、昨年12月、当時、取得が先行しておりました札幌市内の水準であります認証率6割を目指しまして、市町村や関係団体の皆様の御協力の下、飲食店の皆様に趣旨を御理解いただきながら、制度を推進してきたところでございます。

この結果、本年7月には、認証数が約1万8000店、認証率が6割となりまして、目標を達成し

【第2分科会 11月10日 第5号】

たものの、振興局別に見ますと、四つの振興局のみが6割以上と、地域によっては遅れが見られたことから、本年8月に全ての振興局において認証率が6割以上となることを新たな目標として設定したところであります。

道としては、引き続き、道民の皆様が安全、安心に食事ができる認証店の裾野を全道に広げるため、取得促進に努めてまいります。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 四つの振興局管内で6割を達成したとのことではありますが、達成していない振興局管内はいつまでに達成するのか、伺います。

○佐々木経済企画課参事 現在、達成していない振興局におきましては、商工団体の御協力もいただきながら、順次、取得促進に向けて取り組んでいるところでございます。より多く認証させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 答えていない。いつまでに達成するのかと聞いているのです。いつまでにというのがないのだったら、ないと言ってください。

○佐々木経済企画課参事 失礼いたしました。

できるだけ早期に達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 いつまでに達成するかも決まっていないのに、できるだけ早期にと。では、早期というのはいつなのですか。2か月なのですか。3か月なのですか。そんなことも決まっていないのでしょうか。これは実現するのですか。

当初、第三者認証店には、時短営業要請時に営業時間を長くできるだとかというメリットもありましたけれども、今はどのようなメリットがあるのか、伺います。

○佐々木経済企画課参事 第三者認証制度につきましては、感染対策を行っているということ、利用者にアピールできるというところがありますので、今は制限がない状況ではございますけれども、そういったところを利用者に対して、まず、周知をお願いしたいと考えているところでございます。やはり、感染対策を国の認証基準に沿った形で遵守していただくということで、一定程度の感染の防止が図られるというところを、認証店の飲食店の皆様にも御理解いただきながら、そういったところをアピールしていただければと考えているところでございます。

○佐藤伸弥委員 メリットはあるのかなのか、そこだけお願いします。

○佐々木経済企画課参事 メリットということでございますけれども、認証取得後、今、プレミアムつき食事券なども道として発行しておりますので、そういったところにも参加いただきながら、認証店の利用を増やしていただければというところがありますので、そういったところもメリットではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 それでは、第三者認証を取得したお店では、現在、きちんと道の条件を守って

確実に感染対策を行っているとは認識しているのか、伺います。また、そのチェックを行っているのか、伺います。

○佐々木経済企画課参事 認証制度の遵守状況の確認ということでございますけれども、認証制度において、認証店に対しましては、認証の取得後、全店で事後調査を行っております。

また、各店舗におきまして対策を徹底していただけるように、全ての認証店にメールなどを送らせていただいて、感染防止対策の状況について、繰り返し、注意喚起を行っているところでございます。

そういったところで、私どもも、認証取得後もしっかりやっていただくように、お願いといたしますか、そういった要請はしているところでございますので、一定程度守られているかなと思っております。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 きちんと守ってその条件を満たして感染対策を行っているところもあれば、今は、行動制限がなくなって、もうしなくていいのだと思ってお店というのも大変多いのだと思います。今、また第三者認証のお店を広げていくとなっても、では、何を対策すればいいのか、今、行動制限をなくしているのに、またやらなきゃいけないのかということになります。そのような中で、この第三者認証制度が広がっていくとは私は思えないのですが、広げていくように頑張ってください。

次に、令和3年4月から本年3月にかけての時短営業要請等に協力していただいた事業者の方々に支給した感染症防止対策協力支援金の実績とその評価について伺います。

○檜垣尚子副委員長 経済企画課参事安彦秀徳君。

○安彦経済企画課参事 協力支援金についてでございますが、道では、昨年度実施した休業や時短営業の要請に御協力いただいた飲食店や大規模施設等に対して、他の区域より厳しい要請を行う特定措置区域であった石狩管内の市町村、小樽市、旭川市と連携し、延べ約19万5000件、総額で約1645億円の支援金を支給したところであります。

本支援金の支給も含め、道が行った感染拡大防止に向けた様々な取組に対し、多くの事業者の方々などに御理解と御協力をいただいたことが、感染状況の改善はもとより、厳しい状況にある飲食店等の経営の下支えにつながったものと考えております。

○佐藤伸弥委員 次に、プレミアムつき商品券について伺います。

道では、昨年度、コロナ禍で地域間の往来やイベント開催などに大きな影響が生じた中、食や観光の需要喚起に取り組んできたことと承知をしております。

そこで、それぞれの取組の実績などについて伺ってまいります。

まず、道内外のどさんこプラザや北海道物産展の会場で使用ができるプレミアムつき商品券を発行し、消費喚起を行ったとのことですが、具体的な実績について伺います。

○檜垣尚子副委員長 食産業振興課長林優香君。

○林食産業振興課長 プレミアムつき商品券についてでございますが、道では、昨年度、全国の25

【第2分科会 11月10日 第5号】

都市、29会場で主催した「北海道の物産と観光展」や、道内外のどさんこプラザにおいて、5000円で7000円分の道産品を購入することができる商品券を販売したところでございます。

発行した約14万冊がほぼ完売となり、物産と観光展では約76億2900万円、どさんこプラザでは約28億3200万円と、それぞれ過去最高の売上げにつながりました。

百貨店や事業者からは、プレミアムつき商品券による割安感から売上げが上がった、商品券はあらかじめ売上げが一定程度見込めることから、安心して品ぞろえの幅を増やすことができたといった声を頂いております。

○佐藤伸弥委員 約14万冊がほぼ完売ということではありますが、道外の方と道内の方の販売の割合というのは押さえているのでしょうか。

○林食産業振興課長 数字は押さえております。やはり、道内の方よりも道外の方のほうが、今、具体的な数字は出てきませんが、全国の物産展の売上げに寄与した枚数は相当多くなっております。

○佐藤伸弥委員 道外の方のほうが多かったということだと思いますけれども、道内のどさんこプラザというのは、どこに何か所ありますか。

○林食産業振興課長 札幌店と、倶知安のコープさっぽろの中にどさんこプラザのサテライト店がございまして、あと、もう一つ、函館の湯川店がありますので、道内は3店舗になります。

○佐藤伸弥委員 どさんこプラザで取り扱っている商品しか需要喚起につながらないのではないかと思います。

例えば、私の住んでるオホーツクには、どさんこプラザはないわけですよ。プレミアムつき商品券を買ったとしても、使える場所というのがないわけですよ。いかがでしょうか。

○林食産業振興課長 どさんこプラザ以外にも、道内では、百貨店の北海道物産展の会場でプレミアムつき商品券を使えるようになっております。

○佐藤伸弥委員 網走に百貨店はないのですけれども、そういった意味では、使えないのですよ。使えないから買わないのですよね。これは、一部の事業者と一部の商品のみが潤って、ほかの北海道の全体の人たちというのは、この恩恵を受けられていないのじゃないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○林食産業振興課長 百貨店もどさんこプラザもない地域の方々にも利用していただけるように、どさんこプラザのウェブショップ、また、通販カタログを活用しまして、どこからでも購入いただけるように、3割引きの消費喚起事業も併せて取り組んでおります。

○佐藤伸弥委員 それが次の私の質問なのでしょうね。

大手通販サイトなどを活用した割引販売なども行ってきたということではありますが、その消費喚起の評価について伺います。

○林食産業振興課長 通信販売についてでございますが、道では、多様なチャネルを活用した消費喚起を行うため、インターネット上で展開している、楽天市場、47CLUBでのどさんこプラザウェブショップや、全国の百貨店オンラインショップなどを活用し、道産食品を3割引きで販

売するキャンペーンを実施したところ、お取り寄せギフトや豪華海鮮セットが人気の上位を占め、総額約7億8600万円の売上げとなりました。

こうしたコロナ禍による人流減少にも対応したインターネットなどを活用した通信販売や、プレミアムつき商品券による需要喚起策を講じることにより、消費が低迷し、厳しい経営環境にある道内食関連事業者に対し、道産食品の売上増加など、効果的な支援につながったものと考えております。

○佐藤伸弥委員 約7億8600万円ということでありますから、それなりの額ではありますけれども、先ほどの物産展の売上げとか、どさんこプラザの売上げと比べたら、低いわけですよ。私は、一部の取扱商品や一部の事業者だけが潤っているという状況があってはならないというふうに思います。もちろん、ウェブで買ってくださいという話がありますけれども、自分が買いたい商品がそこにある場合もあるわけですよ。また、どさんこプラザで取り扱っていない商品というのも多くあるわけですよ。そういったことをしっかりと今後検討していただきたいということを求めておきます。

次に、教育旅行支援事業について伺います。

令和3年度の支援実績はどのようになっているのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 観光地づくり担当課長藤田栄一郎君。

○藤田観光地づくり担当課長 教育旅行支援事業についてでございますが、本事業は、コロナ禍における安全、安心な教育旅行の実施のため、貸切りバス及び宿泊施設における感染リスク低減に取り組むための増加経費を支援するものでございまして、昨年度実績は、道外校293校を含む、延べ2453校に御利用いただき、12億6444万円の執行となったところでございます。

以上でございます。

○佐藤伸弥委員 この教育旅行支援事業について、どのように評価をしているのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 誘客担当局長中尾敦君。

○中尾誘客担当局長 事業の評価についてであります。教育旅行支援事業については、昨年度、延べ2400校を超える御利用をいただくとともに、道内外の修学旅行関係者の皆様から北海道モデルとして高く評価されており、これまで海外や他県を旅行先としていた道外校が旅行先を本道に変更し、道内観光地を訪れる事例もあるなど、新たな観光需要の創出にも結びついているところでございます。

道としては、本事業は、コロナ禍における児童生徒の安全確保はもとより、厳しい経営状況に置かれております観光関連産業の下支えにも貢献したと考えており、今年度においても多くの学校に御利用いただけるよう、引き続き、学校への個別訪問や北海道教育旅行サイトでの情報発信などを通じて、事業の積極的な活用を促してまいりたいと考えております。

○佐藤伸弥委員 北海道モデルとして高く評価されているということでありますけれども、私も新千歳空港をよく使いますので、今、これは修学旅行だなという生徒さんたちをたくさん見ます。

【第2分科会 11月10日 第5号】

そして、今、全国旅行支援というのですか、旅割みみたいなものが出てきて、新千歳空港には本当に多くの方がいます。

新千歳空港に車で行く方もたくさんいらっしゃって、たしか、9月の3連休、10月の3連休は、駐車場が満杯で、金、土、日だとかは、もう車が止められないという状況でありました。車が急が増えて、札幌から向かっていくと高架みみたいなものを通りますけれども、そこぐらいまで渋滞が続いているというのを私は見かけました。こうなると、一般的にビジネスで使っている人たちは、空港へ車で行けなくなっちゃうのですよね。

そういった実態を道としては把握しているのかだけ、教えていただきたいと思います。

○中尾誘客担当局長 10月11日の全国旅行支援の開始、また、水際対策の緩和などによりまして、最近の北海道の観光状況は、訪れる方も大変多くなっており、流動等も活発になっているというふうに考えております。

私どもも、日頃、旅行事業者はもとより、航空局を通じた空港関係者等とも様々な情報交換を行っておりますので、そういった状況についても耳にしているところでございます。

今後とも、引き続き、観光客の状況等をきちんと注視しながら、しっかりと適切に対応してまいりたいと考えております。

○佐藤伸弥委員 ここまで、感染症対策に関し、道の中小・小規模事業者の事業継続への支援、感染防止対策の推進、需要喚起に関する取組の実績と評価について伺ってまいりました。

一方、物価高騰の一因となっている円安は、いまだ収まる気配がなく、また、感染症の終息も見通せないわけであります。このように中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しく、経営者も不安を募らせているところであります。

そして、連日、道内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が過去最多を更新し、再び増加傾向となっている中、道として本道経済の活性化に向けどのように取り組むのか、所見を伺います。

○檜垣尚子副委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 今後の取組についてであります。本道経済の先行きが見通せない現下の状況に立ち向かうためには、ウイルスの変異をはじめとする感染状況の変化も踏まえつつ、厳しい経営環境にある事業者の方々の声に真摯に耳を傾けながら、価格高騰など直面する課題に迅速に対応し、社会経済活動の回復を確かなものとしていくことが重要と認識しております。

このため、道では、引き続き、北海道経済対策推進本部を推進役とし、国の総合経済対策はもとより、地域の経済状況、支援ニーズなどの情報の収集、共有を図り、必要な取組の検討を行いますとともに、市町村や関係機関と連携しながら、本道経済の活性化に向け、各般の施策の迅速かつ効率的な執行に努めてまいります。

以上でございます。

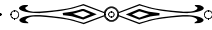
○佐藤伸弥委員 今、部長から答弁いただきましたけれども、このことにつきましては、知事のお考えも直接伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○**檜垣尚子副委員長** 佐藤(伸)委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩



午前11時20分開議

○**檜垣尚子副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑の続行であります。

阿知良寛美君。

○**阿知良寛美委員** 通告に従いまして、経済部所管について、以下、伺ってまいります。

初めに、物価高騰問題について伺います。

去る10月11日に観光需要を喚起する国の全国旅行支援が始まり、新型コロナウイルス感染症の水際対策も大幅に緩和され、人流拡大に伴う様々な消費の活性化、道内各地域における経済活動の再開が期待されているものと考えます。

一方で、感染拡大に起因する供給制約や円安、ロシアのウクライナ侵略を背景としたエネルギーや様々な原材料の輸入価格の高止まりを反映し、10月には、さらに多くの食料品などのほか、電気・ガス料金も値上げされ、企業活動や道民生活の一層の負担増が懸念されております。

こうした中、先日の為替市場で円相場は1ドル151円台まで下落し、1990年以来、約32年ぶりの安値を更新し、歴史的な円売りは収まる気配がなく、本道経済の先行きは依然として不透明な状況にあるものと考えます。

そこで、以下、伺ってまいります。

まず、物価高騰の現状についてであります。

このまま円安傾向が続けば、今後、物価高騰は長引く可能性が高いものと考えますが、物価高騰の現状に対する認識について伺います。

○**檜垣尚子副委員長** 経済調査担当課長新田清文君。

○**新田経済調査担当課長** 物価高騰の現状についてであります。総務省が公表した8月の消費者物価指数において、道内の状況は、天候による変動が大きい生鮮食品を除いた指数が、前年同月比で3.4%上昇し、2021年7月以来、14か月連続で前年を上回っているところでございます。

また、日銀が先月13日に公表した企業間で取引される商品価格の水準を示す国内企業物価指数の9月の数字は、前年同月と比べ9.7%上昇し、2021年3月以来、19か月連続で前年を上回っているところでございます。

この状況は、円安やロシアのウクライナ侵略などにより、エネルギーや原材料の輸入物価が高止まりしていることを反映しているものと認識しております。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 次に、家計への影響についてであります。

10月は、食品など多くの商品が値上げし、物価上昇が家計に及ぼす影響は深刻さを増す一方であります。

特に、積雪寒冷でエネルギー消費の多い北海道では、電気やガスなども含めると、生活に欠かせない品目の値上げは、家計への打撃が大きいものと考えます。

道内における電気、ガス、灯油やガソリン価格に関わる状況について伺います。

○新田経済調査担当課長 エネルギー価格の状況についてであります。総務省が公表した8月の消費者物価指数において、道内の状況は、前年同月比では、電気代は15.6%、ガス代は13.7%、灯油代は22.3%上昇しております。また、9月のレギュラーガソリン1リットル当たりの道内店頭価格は、資源エネルギー庁の調査によりますと、前年同月比で5.7%上昇しているところでございます。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 特に、これからの北海道では、灯油で暖を取る方も多いというふうに思いますが、灯油が、これは10月31日付ですけれども、配達で122円を超えているという状況であります。政府の価格抑制策が約40円ぐらい入っていますから、そうすると、もう160円を超えているということでもあります。こういった状況でございますので、この辺は、これから大変心配であります。

また、一方で、10月28日に国の総合経済対策が示されましたが、電気料金のお話がありました。一般家庭でいきますと、1キロワット当たり7円の抑制というか、保障するということでもあります。

それから、さきの第3回定例会の追加補正予算案で可決されました節電プログラム参加促進事業費36億2000万円余りについてでありますけれども、これは、1世帯当たり2000円ですかね。国が2000円ということで、参加するということになれば、4000円相当のポイントが支給されるということになっています。北電のホームページを見ますと、そういうものが書いてありますけれども、その他にも、様々な新電力の小売業者がありまして、まだ道に申請されていないというお話を聞きました。

そういう意味では、その辺も含めて、36億2000万円の予算が可決されているわけですから、今後、もちろん周知もさることながら、使っていただけるように、ぜひ、措置をしていただければなど、このように思います。

続きまして、物価高騰による企業への影響について、このまま物価高騰が長引けば、道内企業にも大変な悪影響を及ぼすものと考えますが、物価高騰が道内企業に与える影響についてどのように認識しているのか、伺います。

○新田経済調査担当課長 物価高騰の影響についてであります。道が四半期ごとに実施している企業経営者意識調査の直近の結果では、原油・原材料価格の高騰が経営に影響していると回答した企業の割合は、昨年秋以降、9割を超えて推移しているなど、本道経済は厳しい状況が続い

ていると認識をしております。

こうした中、長引く感染症の影響に加え、エネルギーや原材料等価格の先行きは見通せず、円安基調と相まって、道内事業者の方々の経営に及ぼす影響は、今後さらに増大することが懸念されるところでございます。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 次に、価格転嫁の状況についてであります。

原材料価格、輸送費、燃料費など、ありとあらゆるコストアップが続く中、報道などでは、取引先との関係で価格転嫁を受け入れてもらえない、顧客離れが心配で値上げできないといった声を聞きます。

値上げできずに我慢を強いられている企業も少なくないものと考えますが、道内企業における価格転嫁の状況について伺います。

○新田経済調査担当課長 価格転嫁の状況についてであります。道の企業経営者意識調査の直近の結果では、5割以上は価格転嫁できていると回答した企業が29.2%となった一方で、必要にもかかわらず全く価格転嫁ができていない企業が38.1%となっているところでございます。

業種別では、特に運輸業やサービス業で、価格転嫁が必要だが全くできていないと回答した企業が5割を超えておまして、値上げによる顧客離れに対する懸念などで、価格転嫁が進んでない状況がうかがえるところでございます。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 5割以上は価格転嫁できている企業がある一方で、必要にもかかわらず全く価格転嫁ができていない企業が約4割近くあると。特に燃料費の高騰の影響を受けているのはトラック業界です。さきの第2回定例会の中でも、タクシー業界やバス業界に対する支援として、タクシーでいきますと、1台当たり2万5000円、1社100台と。各自治体では、それに上乗せをしているところもあります。今回、バス業界に1台当たり2万7000円、トレーラーについては1万1000円ということで可決されたわけでありましてけれども、これは業界にとってはとても大きなことだというふうに思いますし、また、大変喜ばれているということでございます。しかし、荷主に、こういった燃料費の高騰によるサーチャージがしっかり行われていないということは問題でありますので、ぜひ、そういったことを周知することも、道としても必要じゃないかと思えます。国はもちろんそうでしょうけれども、荷物の大体9割ぐらいはトラックで運んでいるわけですから、ここがなかなか値上げできないということに対して、道としても、そこはしっかり問題視しながら、理解していただけるように努めていただければなと思えます。

続きまして、中小・小規模企業の経営に原油・原材料等の価格高騰が大きな影響を与えている中、上昇するコストの適切な価格転嫁が必要不可欠になっているものと考えます。

道として、十分に価格転嫁ができておらず経営などに影響を受けている企業に対して、どのように支援する考えなのか、お伺いをいたします。

○檜垣尚子副委員長 地域経済局長上原和信君。

○上原地域経済局長 中小・小規模企業における価格転嫁促進への対応についてでございますが、原油・原材料価格高騰などの影響を受ける中、道の調査では、道内企業においては価格転嫁が進んでいないことがうかがわれ、経営環境は依然として厳しい状況にあるものと認識してございます。

このため、道といたしましては、事業者の皆様へ、利益確保に向け、付加価値の高い商品の開発や原材料コスト抑制等の取組への支援を行うとともに、専門家派遣により、価格交渉において必要となる原価計算のサポートなどを実施するほか、道のホームページやメールマガジンなどを活用し、価格交渉促進月間や「下請かけこみ寺」をはじめとした国の施策の活用促進を図るなど、国や関係機関と連携し、原油・原材料価格高騰等の影響を受ける中小・小規模企業の事業活動を支援してまいります。

○阿知良寛美委員 次に、賃上げ促進についてであります。

日銀の2022年9月の生活意識に関するアンケート調査によりますと、物価に対する実感について、1年前と比較して現在が「上がった」とする回答が9割を超えるなど、事業者のみならず、生活者につきましても、現在の物価高騰の影響を大きく受けていることが明らかとなっており、例えば、今年度の道内の最低賃金の引上げ額は過去最高となったものの、物価高騰のペースに対し、賃金の上昇が十分についていけないことが強く懸念されております。

そこで、以下、伺います。

まず、最低賃金の引上げ状況についてであります。

国は、骨太の方針2022において、新しい資本主義に向けた重点分野として、人への投資の中で、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組むとしており、北海道の最低賃金は、10月2日から1時間920円に改定されたところと承知しておりますが、道内におけるここ数年の最低賃金の状況はどのようになっているのか、伺います。また、併せて道の取組について伺います。

○檜垣尚子副委員長 雇用労政課長兼働き方改革推進室長上野修司君。

○上野雇用労政課長兼働き方改革推進室長 道内の最低賃金の推移についてでございますが、直近5年間で見ますと、平成30年度の835円から、その引上げ額は年々上昇しておりまして、今年度は、31円引き上げ、920円となっているところでございます。

道といたしましては、最低賃金が遵守されることが重要と考えておりまして、北海道労働局など関係機関と連携し、最低賃金の改正について、広報誌やホームページなど様々な広報媒体を活用し、周知徹底を図るとともに、最低賃金の引上げは、厳しい状況にある道内の中小企業の皆様の経営に少なからず影響を与えることが懸念されることから、国に対しまして、最低賃金の引上げを図る企業への助成制度の拡充を求めているところでございます。

○阿知良寛美委員 道として、国に、最低賃金の引上げを図る企業への助成制度の拡充を求めているという答弁であります。さきの11月8日の夕方に閣議決定した国の総合経済対策の中にも、従来の支援制度をさらに拡充させ、賃上げをしてもらおうということで、様々なメニューが

示されております。

例えば、その企業の業態の中で一番給料の低い人、その企業の最低賃金を引き上げること、さらに設備投資をすることによって、業務改善助成金みたいなものが拡充をされております。

こういった制度については、今後、この補正予算が可決されたらすぐ執行できるように、ぜひ、道としては情報を取っていただいて、周知をしていただければなど、このように思います。

国では、積極的な賃上げを促すための措置として、いわゆる賃上げ促進税制を改正しましたが、その概要と道の対応状況について伺います。

○檜垣尚子副委員長 経済企画課長西岡孝一郎君。

○西岡経済企画課長 賃上げ促進税制についてでございますが、この制度は、中小企業者等が前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税から、また、個人事業主の場合は、所得税から税額控除できる制度でございます。令和4年度の主な変更点としては、控除率が最大25%から40%に引き上げられたほか、上乘せ要件の簡素化などが図られたものと承知しております。

道といたしましても、事業者の方々がこうした制度を活用し、より一層、賃上げが図られるよう、道のホームページを通じ、その制度の周知を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 次に、今後の対応についてであります。

賃上げの遅れに伴う消費者の生活への影響に加え、物価上昇に伴う家計の実質購買力の低下により、消費がさらに低迷することになれば、本道経済の回復の足かせともなりかねないことから、速やかな対応が求められているものと思います。

賃上げの促進に向け、道としてどのように対応する考えか、所見を伺います。

○檜垣尚子副委員長 経済部次長兼経済企画局長新津健次君。

○新津経済部次長兼経済企画局長 賃上げに向けた支援についてでございますが、道では、引き続き、原材料価格高騰の影響を受ける幅広い業種の方々に支給する支援金や、制度融資による資金調達の円滑化、伴走型の経営相談など、事業継続に向けた足元対策に取り組みますとともに、新分野展開や原材料コストの抑制につながる取組を支援いたしますほか、賃金の引上げを図る企業の皆様への助成制度の拡充を国に要望するなど、中小企業等の方々が賃上げしやすい環境の整備に取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員 次に、今後の中小企業対策についてであります。

これまで、物価高騰に苦しむ道内の中小企業の現状、価格転嫁、さらには、賃上げの促進に向けた道の取組状況などについて伺ってまいりましたが、本道経済の回復を確かなものとするためには、何よりもまず、地域の経済を支える中小企業の皆様に元気になってもらうことが必要不可欠であり、現下の厳しい経済状況に鑑みれば、道の総力を結集して取り組まなければ、その実現はおぼつかないものと考えます。

こうした状況に対し、道として今後どのように取り組んでいく考えなのか、所見を伺います。

○檜垣尚子副委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 今後の対応についてであります。本道経済の先行きが見通せない現下の状況に立ち向かうためには、厳しい経営環境にある事業者の方々の声に真摯に耳を傾けながら、価格高騰など、直面する課題に迅速に対応し、社会経済活動の回復を確かなものとしていくことが重要と認識しております。

このため、道では、引き続き、北海道経済対策推進本部を推進役といたしまして、国の総合経済対策はもとより、地域の経済状況、支援ニーズなどの情報の収集、共有を図り、必要な取組の検討を行いますとともに、市町村や関係機関と連携しながら、各般の施策の迅速かつ効率的な執行に努め、本道経済の活性化を図ってまいります。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 物価高騰問題について伺ってまいりましたが、コロナ禍において、これまでも道民の暮らしを守るために様々な対策を実施してしてきたところでありますが、物価高騰が道民生活などに与える影響は大きく、今後もしっかりとした対策を取っていかねばならないものと考えます。

この問題につきましては、知事のお考えを直接お聞きしたいと思っておりますので、委員長におかれましては、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、食の販路確保について伺います。

本道の全製造業に占める食品工業の割合は、製造品出荷額で40%、従業員数で48%を占めており、本道経済の回復に向けては、道産食品の販路をしっかりと確保し、食関連事業者の経営安定を図っていくことが重要と考えます。

道では、これまで、道産食品の販路確保に向けた様々な取組を行ってきたものと承知しております。

そこで、以下、伺います。

まず、昨年度、道では、道産食品の販路確保に向けた取組の一環として、道外のスーパーマーケットなどと連携して事業を行ったものと承知しておりますが、その具体的な内容と実績について伺います。

○檜垣尚子副委員長 食産業振興課長林優香君。

○林食産業振興課長 スーパーなどとの販路確保の取組についてでございますが、道では、長引く感染症の影響による販路の縮小や百貨店の営業時間短縮などに対応し、道産食品の消費喚起を目的として、昨年度、首都圏、関西圏の高級スーパーなどと連携し、北のハイグレード食品やフード塾修了生の商品などを含む道産食品について、専用のコーナーを設置しPRを行いました。

北海道フェアを開催した結果、延べ1350店舗などで2378商品を販売し、約9億6600万円を売り上げたところでございます。

○阿知良寛美委員 全国各地の百貨店で開催している北海道物産展も、長引く新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けているものと考えますが、昨年度の物産展の取組と実績について

て伺います。

○林食産業振興課長 百貨店での物産展の実績についてでございますが、道では、毎年、全国各地の百貨店を会場として、道主催の「北海道の物産と観光展」を開催しており、昨年度は、熊本県の鶴屋百貨店や大分県のトキハ本店など、4店舗を新たに会場に加えまして、全国の25都市、29会場で開催したところでございます。

長引く感染症の影響により、これまで外出や旅行を控えてきた消費者などからの好評を得まして、知名度が高い菓子類に加え、エビやカニなどを用いた海鮮弁当、魚卵といった上質な水産食品などが売上げを伸ばしましたほか、プレミアムつき商品券の効果もあり、物産と観光展全体での売上げは、過去最高の約76億2900万円に達したところでございます。

○阿知良寛美委員 道産食品の販路確保に当たり、北海道のアンテナショップでありますどさんこプラザでは、どのような取組を行ってきたのか、実績と併せて伺います。

○林食産業振興課長 どさんこプラザでの取組についてでございますが、道のアンテナショップであるどさんこプラザは、東京有楽町店や札幌店をはじめとしまして、現在、国内に14店舗、海外に3店舗を設置しており、商品への消費者の反応を確かめるテスト販売や、事業者が直接消費者と対面販売を行うマーケティングサポート催事などを通して、道産食品の磨き上げと販路拡大、北海道ブランドの発信に積極的に取り組んでいるところでございます。

特に、昨年、6月に国内外のゲートウエーである羽田空港に羽田空港店を、9月には関西圏初出店となる大阪あべのハルカス店を開設しまして、マーケティング支援機能の強化を図ったところであり、プレミアムつき商品券の効果と合わせ、昨年度の全店舗の総売上額は約28億3200万円と、過去最高となったところでございます。

○阿知良寛美委員 羽田空港店は、私も何回か行ってはいますが、あそこはイトインがあって、2階に上がると、先ほどもお話があったと思いますけれども、食べることができるということはもちろん、アイヌの展示があったりして、いつ見てもたくさんの方が入っているんですね。全国的にああいうスペースを確保することはなかなか難しいだろうと思いますけれども、すばらしいなというふうに感じております。

昨年度は、緊急事態宣言により、道外との往来にも影響が生じたものと承知しておりますが、こうした中で、取引商談会をどのように行ったのか、取組と実績について伺います。

○林食産業振興課長 商談会についてでございますが、道では、これまで、道内事業者と道内外の流通企業、バイヤーとの商談機会を提供するため、国内では、札幌、東京、大阪の3か所において商談会を開催してきたところでございます。

一昨年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、道が主催するこれらの商談会は全て中止となりましたが、昨年度は、オンラインに加えて、本年2月には、感染対策を徹底した上で、東京と大阪で2年ぶりに対面での商談会を開催し、延べ199社の道内事業者と434名のバイヤーとの間で商談が行われました結果、132件の成約につながったところでございます。

○阿知良寛美委員 コロナ禍において海外渡航は大きく制限されましたが、こうした中で、海外

での販路確保の取組はどのように行ったのか、取組と実績について伺います。

○檜垣尚子副委員長 食関連産業局長藤村弘之君。

○藤村食関連産業局長 海外の取組についてであります。昨年度、シンガポールのどさんこプラザにおいて、現地の巣籠もり需要を取り込むため、年3回にわたり、鍋スープやラーメンをPRするフェアを開催したほか、タイのどさんこプラザでは、北海道の冬をイメージしたフォトスポットの設置や道産食材を使ったメニューの実演販売など、北海道の食と観光を併せてPRするフェアを開催し、海外における販路の確保に努めたところでございます。

また、海外との往来ができない状況を踏まえ、オンラインでの商談会を本年3月に開催し、シンガポールやタイの事業者4社と道内事業者14社が参加したところ、納豆やしょうゆなど、14件の取引につながったところでございます。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 最後に、今後の取組についてであります。

新型コロナウイルス感染症流行の長期化に加え、原油・原材料価格の高騰等の影響を受ける道内食品製造事業者は、大変厳しい状況に置かれており、今後、こうした事業者の販路確保に向けた支援がますます重要になるものと考えますが、道としてどのような取組を進めていく考えなのか、所見を伺います。

○檜垣尚子副委員長 経済部食産業振興監遠藤俊充君。

○遠藤経済部食産業振興監 今後の取組についてであります。原材料価格の高騰や、国内における往来の活発化、海外渡航規制の緩和など、社会経済情勢が変化する中で、道産食品の販路を確保するためには、消費者ニーズに対応した商品づくりとともに、道産食品のブランド力の継続的な発信が重要と認識しております。

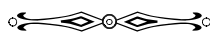
このため、道では、引き続き、どさんこプラザでのマーケティング支援やブランド発信、フード塾による人づくりなどに取り組むとともに、対面型の商談会に加え、コストや参加のしやすさなどの面でメリットのあるオンライン商談会の効果的な開催、フェアを実施する高級スーパーや百貨店などとのさらなる連携を図り、フェア期間のみならず、商品の定番化につながりますよう、道産食品の一層の販路確保とブランド発信に努めてまいります。

○阿知良寛美委員 終わります。

○檜垣尚子副委員長 阿知良委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩



午後 1 時 開議

○檜垣尚子副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑の続行であります。

菊地葉子君。

○菊地葉子委員 初めに、中小企業支援等について伺います。

新型コロナの影響で、北海道の中小・小規模事業者においては、業績の落ち込みに実質無利子・無担保のゼロゼロ融資をはじめとした支援が行われてきましたが、その返済が迫っています。コロナの影響による業績の落ち込みが回復したとは言えず、融資の返済がさらなる負担になる懸念があります。

中小・小規模事業への支援は、北海道の経済の活性化にとって重要な施策であることから、以下、中小企業支援について何点か伺います。

まず、道の新型コロナウイルス感染症対応資金の融資実績6万1754件の据置期間がどのようになっているのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 金融担当課長水戸文彦君。

○水戸金融担当課長 新型コロナウイルス感染症対応資金についてでございますが、この融資制度は、据置期間を最長で5年まで設定できまして、その設定状況は、据置きなしを含む1年以内の企業が49.4%、1年を超えて2年以内の企業が11.9%、2年を超えて3年以内の企業が32.5%、3年を超えて4年以内の企業が0.6%、4年を超えて5年以内の企業が5.6%の割合となっているところでございます。

○菊地葉子委員 据置期間1年以内の事業者が49.4%ということで、既に返済が始まっているわけですが、融資利用企業アンケートで、資金繰りの見通しについては、34.9%の企業が、やや厳しい、非常に厳しいと答えています。

道は、中小企業の資金繰りにどのように支援してこられたのか、伺います。

○水戸金融担当課長 中小企業への資金繰り支援についてでございますが、感染症の影響の長期化や燃油・原材料価格の高騰などにより、道内中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、今後、コロナ関連融資の返済が本格化し、事業者の資金繰りの悪化が懸念されるところでございます。

このため、道では、これまで、国や関係機関と連携しながら、事業者の経営状況や資金動向をきめ細かく把握するとともに、金融機関に対し、融資先へのモニタリングの強化や積極的な融資、返済条件変更への柔軟な対応について繰り返し要請しましたほか、昨年度、財務や経営状況の改善を図る融資を創設し、利用を促進するなど、厳しい経営環境に置かれている中小・小規模企業の皆様の資金繰りを支援してきたところでございます。

○菊地葉子委員 一昨年10月に、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則が定められ、同年12月から適用が開始されましたが、道が把握している中で、この特則を活用した道内の中小企業に対する債権放棄を行った実績があるのか、伺います。

○水戸金融担当課長 債権放棄の実績についてでございますが、御指摘のガイドラインの特則が適用された令和2年12月から現在まで、道の中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納

【第2分科会 11月10日 第5号】

の免除に関する条例に基づき、信用保証協会に対して、特則を活用して個人の事業者に対する求償権の放棄等を承認した事例はございません。

このほか、道が関与せず、特則を活用して債権放棄を行った実績につきましては、私的整理が、一般的に匿名性を確保した中で行われるものでございますことから、把握ができないところでございます。

○菊地葉子委員 破産手続以外の道があることだけでも中小企業に希望を与えますので、多くの人に知っていただくことが必要で、広く周知すべきだというふうに考えています。

次に、今後の取組についてですが、民間信用調査会社の東京商工リサーチの「過剰債務に関するアンケート調査」によると、全国において、債務が、コロナ後に過剰となったと回答した中小企業が21%、コロナ前から過剰であるの12%を加えると、33%が過剰債務と回答しています。

融資の返済が重い課題となっていますが、資金繰りへの支援制度の継続、拡充とともに、過剰債務の軽減、免除の仕組みが必要と考えますが、どのように取り組むのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 地域経済局長上原和信君。

○上原地域経済局長 借入金の返済対策についてでございますが、国では、本年3月、増大した借入金の返済に苦慮する中小企業の収益力改善、事業再生、再チャレンジを促す総合的な支援策である中小企業活性化パッケージを策定し、あわせて、事業継続が困難な事業者の事業再生や再チャレンジに向けた私的整理手続である「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を公表いたしました。

道では、こうした国の施策について、関係機関と連携して制度の周知に努めているところであり、今後とも、国の資金繰り支援策の活用や道の制度融資の利用促進をはじめ、金融機関に、返済条件変更への柔軟な対応などについて繰り返し要請していくほか、新たなガイドラインなどに基づく事業者の事業再生及び再チャレンジに向けた取組が円滑に進められるよう、道の損失補償金の返納の免除に関する条例の改正を検討するなど、中小・小規模事業者の現状に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

○菊地葉子委員 ぜひ、引き続き、きめ細かな対応をお願いいたします。

次に、インボイスについて伺います。

コロナ禍の事業不振に加え、物価高による原材料等仕入れ値の上昇が経営課題となっている中で、来年10月から導入予定のインボイス制度に大きな懸念が広がっています。

インボイス制度導入は、とりわけ、中小・小規模事業者、また、北海道の経済に与える影響が大きいのではないかと、その問題については指摘してきたところですが、道は、制度に対する企業の理解を深めるための広報啓発活動に努めるとしていました。

これまでの活動実績と活動をどのように評価されているのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 中小企業課長福田佳英君。

○福田中小企業課長 インボイス制度の周知の取組についてであります。道では、ホームページやメールマガジンなどを活用し、国が開催するセミナーや相談窓口、制度内容を解説するパン

フレットなどの情報発信を行うとともに、札幌国税局、北海道経済産業局、公正取引委員会北海道事務所と共同で、会場とオンラインのハイブリッドでの説明会を開催したところでございます。

本説明会には298名が参加するなど、制度の周知に一定程度寄与したものと考えておりますが、道としては、制度の内容や経営への影響について、事業者の皆様の理解をさらに促進する必要があるものと考えており、今後とも、国と連携して、説明会の開催などを通じた制度の周知徹底に取り組んでまいります。

以上です。

○菊地葉子委員 消費税インボイス無登録業者を公共入札から排除するなどの不適切な対応に、総務省が、適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないとする考え方を各自治体に示しました。

消費税の免税事業者を公契約から排除するような動きは、北海道の小規模企業振興にも反すると思いますが、いかがか、伺います。

○福田中小企業課長 インボイス制度に関する入札参加資格についてであります。道としては、適格請求書発行事業者としての登録を行わないこととした小規模事業者を競争入札に参加させないことは、当該事業者の取引機会の減少につながり、望ましくないものと考えているところでございます。

以上です。

○菊地葉子委員 北海道の小規模企業振興の立場からも、庁舎内での情報共有、また、インボイス説明会でこのような事例も説明事項に加えるべきではありませんか、伺います。

○福田中小企業課長 適格請求書発行事業者でない者への対応に関する説明についてであります。制度に関する庁内各部への情報共有については、総務部において実施しており、また、中小・小規模事業者に対する説明会においては、仕入れ側の事業者が仕入れ先である免税事業者に対し、課税事業者にならなければ取引価格を下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告することは、独占禁止法上、問題となるおそれがあることなどを含め、免税事業者やその取引先に御理解いただきたい内容について、国とも連携して周知に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○菊地葉子委員 インボイス制度は、大きな組織を持たないフリーランスや小規模事業者にとっては、事業継続への大きな足かせになります。インボイス制度の延期や中止を求める意見書も、各地の議会で採択が相次いでいます。

インボイス制度が北海道経済に及ぼす影響をどのように捉え、北海道の小規模企業振興のためにどのように対応するのか、伺います。

○上原地域経済局長 インボイス制度導入への対応についてでございますが、この制度は、免税事業者においては、課税事業者に転換するかどうかを選択することができるものでございます。

【第2分科会 11月10日 第5号】

が、転換した場合は、消費税の申告、納税等や、適格請求書の発行など、新たな事務負担が生じ、転換しない場合には、免税事業者から仕入れをした買い手は、税額控除ができないため、仕入れを回避される可能性があるなど、中小・小規模企業の経営に大きな影響があるものと認識してございます。

道といたしましては、この制度について、事業者の皆様が理解が不可欠であることから、国との連携による説明会の開催に加え、国が開催するセミナー参加や相談窓口の活用を促すなど、制度の周知徹底を図るほか、地域の現状や関係団体からの要望も踏まえ、懸念される影響の軽減策を国に対し引き続き要望するなど、事業者の皆様の負担軽減に努めてまいります。

○菊地葉子委員 私は、先ほどの説明会の出席が298名というのは少ないと感じました。周知徹底を進めていくことはもとより、今、コロナや物価高、原材料の高騰など、中小企業の経営を直撃する経済情勢の中で、延期や中止を求めていく必要もあるということ、答弁は求めませんが、指摘をしておきます。

次に、原発・エネルギー政策等について伺います。

まず、再生可能エネルギーの普及拡大についてです。

これまで、道は、企業局からの拠出金を財源に、北海道新エネルギー導入加速化基金を運用し、新エネルギー設備導入支援事業等に取り組んできました。

基金の導入から昨年度までの企業局からの拠出金の合計額と、基金を活用した事業の昨年度決算を5年前との比較で明らかにしてください。

○檜垣尚子副委員長 省エネ・新エネ促進室長横山諭君。

○横山省エネ・新エネ促進室長 新エネルギー導入加速化基金についてでございますが、基金を設置した平成29年度から昨年度までの5年間で、企業局からの繰り出しは、合計で60億円となっております。

また、基金事業全体の令和3年度の決算額は約20億2796万円となっており、検討・設計段階から設備導入・運営段階まで、複数年にわたり支援するエネルギー地産地消事業化モデル事業において、令和3年度に設備導入を行う事業が多かったことなどから、平成29年度の決算額の約6億527万円に比べ増加しております。

○菊地葉子委員 平成29年度から実施してきた北海道新エネルギー導入加速化基金を活用した事業展開により、再エネ、新エネの普及にどれだけの貢献がなされたのか、具体的な指標で明らかにしてください。

○横山省エネ・新エネ促進室長 基金事業の成果についてでございますが、道では、基金により、エネルギー地産地消の先駆的なモデルづくりや、設備導入支援事業、道有施設への率先導入を通じ、平成29年度から令和3年度の5年間で、発電に関しては、太陽光が11件、畜産バイオマスと木質バイオマスが各1件、小水力が5件で、合計約2300キロワット、熱利用に関しては、木質バイオマスなど、新エネを活用したボイラーが12台、温泉熱回収システムが2か所、地熱水多段階利用システムが3か所、地中熱ヒートポンプが3か所の整備などが行われてきたところでご

ざいます。

また、基金事業を活用した地域の取組に関連し、国の補助事業などを活用して導入された新エネを合わせた発電の設備容量全体では、約7600キロワットとなっております。

○菊地葉子委員 道は、昨年度、ゼロカーボン北海道を掲げ、CO₂削減を政策として打ち出しました。

そこで伺いますが、ゼロカーボン北海道を政策として打ち出して以降、基金事業における新規事業はどれだけ実施されたのか、決算状況と併せて伺います。

○横山省エネ・新エネ促進室長 令和3年度の基金事業についてでございますが、道では、需給一体型のエネルギーシステムの構築など、エネルギー地産地消の先駆的なモデルづくりや、地域が主体となって新エネを導入する取組への計画づくり、設備の設計、導入に対する助成について、ゼロカーボン北海道の実現に向けて必要な事業であり、引き続き実施したところでございます。

また、従来からのコーディネーターの派遣による支援に加え、先駆的なモデル事業で得られたノウハウの普及を図るセミナーの開催や、地域の取組の掘り起こしを行う新エネルギーコーディネート支援事業を新たに実施し、その決算額は約1870万円となっております。

○菊地葉子委員 ゼロカーボン北海道の実現のために、基金事業で令和3年度に新規に予算要求をして実現した事業について改めて伺います。

○檜垣尚子副委員長 環境・エネルギー局長水口伸生君。

○水口環境・エネルギー局長 令和3年度の基金事業についてでございますが、道では、令和2年度まで、希望する市町村等に新エネ導入のコーディネーターを派遣するエネルギー地産地消スタートアップ支援事業を実施してまいりました。

令和3年度からは、ゼロカーボン北海道の実現に向け、地域の取組をさらに促進する必要がありますことから、これまでの取組に加え、セミナーの開催や地域の取組の掘り起こしを行う新エネルギーコーディネート支援事業を新たに実施したところでございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 冠に「新」とついてはいますが、看板のすげ替えのような取組で本当に加速度的な取組になるのかと思うわけです。

それで、我が会派は、これまで、ゼロカーボン北海道の実現に向けた目標を設けるべきだと重ねて主張してきました。

長期にわたり、再エネ、新エネの導入が叫ばれながら、具体的成果に乏しく、政策の看板倒れと言われても仕方がないと思います。

これまでの取組の遅れを反省し、加速度的に再エネ、新エネの取組を拡大させるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○水口環境・エネルギー局長 新エネルギーの導入促進についてであります。道内の新エネルギーは、固定価格買取制度の開始を契機に、太陽光発電の導入が急増したほか、系統制約があ

【第2分科会 11月10日 第5号】

る中、風力発電のほか、地域資源を活用したバイオマス発電や熱利用の導入も進んできているところがございます。

道では、基金により、エネルギーの地産地消の先駆的なモデルづくりに取り組んできたほか、地域が主体となった新エネ導入について、セミナーや専門人材の派遣、取組への助成など、計画づくりから設備導入までの様々な段階に応じた支援を行ってきたところがございます。

また、今年度から、これまでのモデル事業を参考として実施する取組への助成を拡充したほか、新エネや蓄電池、電気自動車など、多様なリソースの活用、地域を単位としたマイクログリッドの構築などを支援することとしており、これらの事業を通じまして、地域の取組を後押しし、新エネルギーの導入拡大を図ってまいります。

○菊地葉子委員 まだまだ積極的な取組が必要だということを指摘しておきます。

次に、原発政策についてお尋ねします。

いわゆる原発マネーについてですが、原発立地に伴う交付金、給付金、固定資産税、核燃料税など、様々な名目で地域に原発マネーが投入され、原発マネーへの依存の問題や、原発があるがために全国一高い電気料の設定になっている問題を、繰り返しの質問で明らかにしてきました。

いわゆる原発マネーは、令和3年度の決算額と5年前の決算額を比較して、どのように推移してきたのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 環境・エネルギー課長川畑千君。

○川畑環境・エネルギー課長 立地地域への交付金についてでございますが、いわゆる電源3法等に基づく交付金につきましては、岩宇4町村に対し、合計で、平成28年度は約16億500万円、令和3年度は約25億9600万円が交付されており、道に対しましては、平成28年度は約7億2600万円、令和3年度は約7億600万円が交付されております。

また、原子力発電施設等の周辺地域の電気を利用する方々へ給付される原子力立地給付金につきましては、泊村、共和町及び神恵内村の3町村の合計で、平成28年度は約1億1100万円、令和3年度は約1億700万円が給付されております。

税金に関しましては、泊村の固定資産税収入は、平成28年度は約22億7800万円、令和3年度は約21億7700万円となっております、道が泊村の大規模な償却資産に対して課税した固定資産税の収入額は、平成28年度は約9億2100万円、令和3年度は約1億7500万円となっております。

このほか、道の核燃料税収入は、令和3年度は約9億円で、平成28年度とほぼ同額となっております。

以上です。

○菊地葉子委員 なかなか大きな金額となっております。

原発マネーは、それぞれの自治体で福祉の増進にも活用されているとの認識を道は示してきました。

しかし、泊村の財政資料では、公営住宅の1人当たりの面積が平均より突出して高い水準にあり、今後、施設数、規模、ライフサイクルコストの削減を図っていくとあり、原発マネーで整備

された公共施設の維持管理コスト等で財政悪化を招く懸念等について、道はどのように認識されているのか、伺います。

○川畑環境・エネルギー課長 市町村における公共施設の整備についてでございますが、各市町村においては、公共施設の整備に当たり、その財源にかかわらず、必要性はもとより、維持管理等に要する後年度負担も含めた費用などについても検討を行い、議会での議論を経た上で、整備の可否が判断されていると認識しております。

○菊地葉子委員 原発マネーは、それぞれの自治体の公共施設の管理運営や整備、福祉の向上に役割を果たしていると言いますが、地域では、交付金で整備した公共施設の維持管理経費が大きな負担との声も聞いています。

こうした負担についての道の認識を改めて伺います。

○川畑環境・エネルギー課長 交付金で整備された公共施設の維持管理経費についてでございますが、各市町村においては、公共施設の整備に当たり、維持管理等に要する後年度負担も含めた費用などについても検討を行い、整備の可否が判断されていると認識しております。いわゆる電源3法に基づく交付金などを活用して整備された公共施設の中には、維持管理等に要する経費に充てることを目的とした基金が造成されているものもあると承知しております。

○菊地葉子委員 基金もあると言いますが、実際に、維持管理が大変、交付金では間に合わない、こういう声も聞こえてきます。交付金で整備された施設の維持のためにさらなる交付金が必要なシステムで、自治体の意思とは関係なく、抜け出せない環境をつくり出されていくのが原発マネーに依存する自治体の実態ではないでしょうか。

福祉の増進に活用されているという一面的な評価については、改めるべきではないかと指摘しておきます。

次に、原発マネーと同じような金銭的手段による誘導をするような最終処分場事業で文献調査が始まり、2年が経過しました。

そこで、道は、文献調査が始まってからどのような情報発信をしてきたのか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 エネルギー政策担当課長北風浩君。

○北風エネルギー政策担当課長 文献調査に係る情報発信についてでございますが、道では、文献調査のこれまでの経過や対話の場の状況などにつきまして、ホームページに掲載するとともに、道の条例やそれを踏まえた道の考え方につきまして、ホームページや広報誌などを通じて情報発信しましたほか、道が開催したエネルギー施策に関する市町村向け説明会や市町村・事業者向けセミナーなどにおきまして説明を行い、理解を求めてきたところです。

○菊地葉子委員 数十年から数百年にわたる最終処分場事業の記録は、文献調査に関わる対話の場の議事録、知事と寿都町長、神恵内村長との対話記録等は、公文書として保存されるべきと考えるが、どのように対応されるのか、伺います。

○北風エネルギー政策担当課長 面談記録などについてでございますが、文献調査に関する寿都町長や神恵内村長との面談結果などにつきましては、北海道文書管理規程に基づき、適切に保存

しております。

また、対話の場の議事録につきましては、文献調査の実施主体であるNUMOが作成し、ホームページで公表しており、道では、その内容を確認しておりますが、その保存につきましては、NUMOが対応するものと考えております。

○菊地葉子委員 これは、とにかくすごく長いスパンの事業になるわけで、概要調査に反対して文献調査で終わるといふようになったとしても、保存期間が終了したらそれで廃棄ということではなく、しっかりとその後の取扱いについても検討されるべき、このことは指摘しておきます。

寿都町、神恵内村での文献調査は、開始から2年を経過して、必要な文献が収集され、今後はNUMOによって評価作業が行われると承知しています。

評価作業終了の時期の見通しについて何うとともに、文献調査の延長に伴って、交付金は増額されることがあるのか否か、伺います。

○北風エネルギー政策担当課長 調査の見通しなどについてでございますが、国の資料では、文献調査の期間は2年程度とされておりますが、NUMOは、終了時期につきまして、現時点でどのぐらいかかるか見通せない状況と説明しているものと承知しております。

文献調査に係る交付金につきましては、国の交付規則において、調査を開始した年度から複数年にわたり、合計20億円を上限に交付すると定められております。

○菊地葉子委員 最終処分場の選定に向けて、経産省は、できるだけ多くの地域で文献調査の実施が行われ、選択肢が増えることが望ましいとの見解です。

しかし、地域を二分する事業に手を挙げる自治体がこのまま増えなければ、北海道に決まってしまうのではないかと、こういう不安の声が道民の中にはまだまだあります。道民の不安にどう応えていくのか、伺います。

○水口環境・エネルギー局長 最終処分場の選定についてでございますが、道では、最終処分の在り方については、国やNUMOが十分な情報提供を行い、国民の皆様の理解を得ていくことが重要と認識しております。

また、国のエネルギー基本計画では、全国のできるだけ多くの地域において調査を受け入れていただけるよう、対話活動を積極的に行うとしており、引き続き、国やNUMOに対し、全国において最終処分事業の理解促進に向けた取組を一層加速させるよう求めてまいります。

なお、道としましては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、道の条例制定の趣旨を踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えでございます。

○菊地葉子委員 電力供給の見通しについて伺います。

本格的な冬に向けて、電力需給逼迫や電気料金高騰の不安がありますが、直近3年間の電力供給について伺います。

○北風エネルギー政策担当課長 冬期の電力需給についてでございますが、北海道電力ネットワークが公表している資料によりますと、直近3か年の冬期間における電力需要が最大となったときの供給予備率は、令和元年度は11.4%、令和2年度は13.6%、令和3年度は19.6%となってお

り、電力の安定供給に必要な最低限の供給予備率3%を上回る供給力を確保しているところです。

○菊地葉子委員 電力需給の逼迫よりも、今、本当に国民の家計の逼迫が国民の不安になっています。

北電は、燃料価格の高騰を理由に12月から電気料金を値上げし、80万件が対象で、9月料金との比較で月額700円の値上げということです。

予算特別委員会で、道民や事業者への影響が厳しいと経済部は答弁していましたが、対策として何を行ったのか、伺います。

○北風エネルギー政策担当課長 電気料金高騰への対策についてでございますが、北電では、低圧の自由料金プランについて、燃料価格や為替レートの影響を料金に反映させる燃料費調整制度の平均燃料価格の上限を12月分から廃止するとしております。

道では、さきの定例会における追加の緊急経済対策として、製造業者の省エネルギー設備の導入支援や、医療機関、介護施設等の電気料金高騰分への支援のほか、節電の取組を促すため、国の節電プログラム事業への上乗せを行うなどの対策を講じたところであり、国に対しても、電気料金の価格上昇の影響ができる限り緩和されるよう、必要な対策を要請しているところです。

○菊地葉子委員 北電に、直接、値上げ回避の要請も必要だったと考えますが、要請は行ったのか、伺います。

○北風エネルギー政策担当課長 北電への要請についてでございますが、北電が低圧の自由料金プランにおける燃料費調整制度の平均燃料価格の上限廃止を発表した際に、道から北電に対しまして、影響が最小限となるよう配慮すること、また、利用者への丁寧な説明を行うよう申し入れたところであり、道といたしましては、今後とも、様々な機会を捉えて、電力の安価で安定的な供給に万全を期すよう、北電に申し入れてまいります。

○菊地葉子委員 原発の方針転換について伺います。

岸田首相は、グリーントランスフォーメーション実行会議の中で、電力需給逼迫という足元の危機克服のためと、原子力発電所の設置許可済みの再稼働、次世代革新炉の開発、建設に踏み込んだ発言をし、原発の新設はしないとしていた政府のこれまでの説明の方針転換をしました。

再生可能エネルギーの推進を投げ捨てる方針転換は認められないと考えますが、見解を伺います。

○水口環境・エネルギー局長 国のエネルギー政策についてでございますが、国では、エネルギーの安定供給の再構築に向けて、系統整備の加速、洋上風力の推進など、再エネの導入拡大や既存原発の運転期間の延長、次世代革新炉の開発、建設など、原子力の活用について、年末に具体的な結論を出せるよう、あらゆる選択肢の検討を進めていると承知しております。

エネルギー政策については、国が責任を持って丁寧な説明を行い、国民の皆様の理解と信頼を得ていくことが何より重要と認識しており、道としましては、今後の国における議論を注視しつつ、引き続き、ゼロカーボン北海道の実現に向け、再エネの導入拡大に取り組みますとともに、

エネルギーの安定供給の確保に努めてまいります。

○菊地葉子委員 発電時にはCO₂を出さないと宣伝されている原発ですが、大量の温排水で直接、海を温めるため、海水温上昇の弊害がかねてより指摘されています。

決してCO₂を出さない発電方法とは言えないと考えますが、道は、原発がCO₂を排出しないクリーンエネルギーと考えているのか、伺います。

○北風エネルギー政策担当課長 原子力発電についてでございますが、原子力は、発電時に温室効果ガスを排出しないといった特性を有するエネルギーと認識しております。

なお、電気事業法では、環境の保全につきまして、適正な配慮をして発電所を維持、運用しなければならないとされており、電気事業者におきましては、発電所の温排水について、取水と放水による環境影響を事前に調査、予測、評価するとともに、運用開始後も適宜、モニタリングするなど、必要な対応を行っていることと承知しております。

○菊地葉子委員 原発は、発電する際にはCO₂を排出しませんが、発電していない現状では、ただCO₂を排出して、つくる電気を使い続けています。その上、一たび事故が起きれば、その終息のために膨大なCO₂を排出する機械や大型トラクターを使わなければならない状況に陥ることは、福島第一原発が証明しています。

改めて、原発について道の認識を伺います。

○北風エネルギー政策担当課長 原子力発電に係る二酸化炭素の排出についてでございますが、国では、発電燃料の燃焼に加え、原料の採掘から発電設備等の建設、燃料輸送、精製、運用、保守等の全ての過程の中で排出される二酸化炭素の量を電源別に公表しておりまして、原子力は、発電設備の建設や廃炉等の過程では二酸化炭素が排出されるものの、発電時に温室効果ガスを排出しないといった特性を有するエネルギーと認識しております。

○菊地葉子委員 発電時に温室効果ガスを排出しないというだけなのですね。

それで、原発が停止中の現在ですら再生可能エネルギーの取組が遅れている中、これは先ほど再エネのところでも指摘したのですが、原発再稼働を行えば、原発依存となり、事実上、再生可能エネルギーの拡大がますます遠のくことが懸念されます。

環境問題の解決を言うなら、原発を再稼働せず廃炉にすべきと考えますが、いかがか、伺います。

○檜垣尚子副委員長 経済部長中島俊明君。

○中島経済部長 原発の再稼働についてであります。暮らしと経済の基盤である電力は、安全性を前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、変化にも柔軟に対応できるよう、多様な構成とすることが重要でございます。

泊発電所につきましては、現在、規制委員会による審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にはございません。

道といたしましては、省エネ・新エネ促進行動計画に基づき、本道の豊富に賦存する新エネルギーを最大限活用し、主要なエネルギー源の一つとなるよう努め、2050年までのゼロカーボン北

海道の実現につなげてまいります。

以上でございます。

○菊地葉子委員 再生可能エネルギーの問題と原発については、知事にもお伺いしたいと思しますので、お取り計らいをお願いいたします。

次に、道職員の天下り等について伺います。

過去5年間の退職者等の再就職状況について、退職時に経済部在籍だった職員を、職位ごとにそれぞれ人数をお示してください。

○檜垣尚子副委員長 総務課長我妻博彦君。

○我妻総務課長 再就職の状況についてでございますが、道では、退職時に課長級以上だった者を公表対象としており、経済部に在籍し再就職した者は、平成29年度末退職者では、部長級が2名、次長級が4名、平成30年度末退職者では、部長級が1名、次長級が1名、課長級が4名、令和元年度末退職者では、部長級が1名、次長級が1名、課長級が2名、令和2年度末退職者では、部長級が2名、課長級が4名、令和3年度末退職者では、部長級が1名、課長級が2名おり、合わせて25名となっているところでございます。

○菊地葉子委員 2008年度までの北海道職員の再就職に関する取扱要綱では、要綱適用団体とは別に、いわゆる準適用団体という区分が存在していましたが、2008年度時点での適用団体数と準ずる団体数を伺うとともに、昨年度の適用団体数は幾つか、伺います。

○我妻総務課長 適用団体等についてでございますが、2008年度——平成20年度時点の経済部が所管する適用団体は11団体、準ずる団体は8団体となっており、また、令和3年度の適用団体は4団体となっているところでございます。

○菊地葉子委員 要綱の改正によって、資本金等に占める道の出捐金または出資金の割合、道の交付する補助金等の額などの基準を超えなければ、適用団体とならず、再就職要綱の対象外とされてきたところです。

しかし、非適用団体の中には、出資、出捐の状況や補助金等の実績から、適用団体とはならずとも、道の補助金が入る団体は少なくありません。

経済部所管の関与団体において、非適用団体であって、道からの出資、出捐を行っている団体、補助金等の実績のある団体をそれぞれ明らかにしてください。

また、過去5年間における経済部所管関与団体への道の出資・出捐金、補助金等の実績をそれぞれ明らかにしてください。

○我妻総務課長 関与団体への出資等の実績についてでございますが、経済部が所管する20関与団体のうち、令和2年度に出資、出捐や補助金等を支出している退職管理要綱の非適用団体は16団体となっております。

また、道が公表している令和2年度末における関与団体への出資、出捐につきましては、17団体、367億5868万5000円となっているほか、補助金等の年度ごとの実績につきましては、平成28年度が19億1729万5000円、平成29年度が21億8802万4000円、平成30年度が22億7694万7000円、令

【第2分科会 11月10日 第5号】

和元年度が21億1305万4000円、令和2年度が133億8322万8000円となっております。

以上でございます。

○菊地葉子委員 道からの天下りは、適用団体、非適用団体にそれぞれどれだけ行われているのか、過去5年間における団体名と天下りした道における最終役職名を明らかにしてください。

○我妻総務課長 令和2年度末退職者までの過去5年分における再就職の実績についてでございますが、関与団体のうち、退職管理要綱の適用団体への再就職は、公益財団法人函館地域産業振興財団に環境・エネルギー室長が、北海道はまなす食品株式会社に経済企画局長が、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターに、特別職、監査委員事務局長、地域経済局長、中小企業課長がそれぞれ再就職しております。

また、退職管理要綱の非適用団体への再就職につきましては、石狩開発株式会社に札幌高等技術専門学院長が、北海道曹達株式会社に檜山振興局副局長が、北海道信用保証協会に特別職がそれぞれ再就職しており、合わせて、適用団体には6名、非適用団体には3名となっております。

以上でございます。

○菊地葉子委員 関与団体の中には、現役の道職員が派遣という形で出向する例もあります。

過去5年間に、経済部所管の関与団体のうち、職員派遣を行っている団体名と天下りしている職員がいれば、併せて明らかにしてください。

○我妻総務課長 令和2年度までの過去5年間における職員派遣等の状況についてでございますが、職員派遣を行った関与団体は、公益社団法人北海道観光振興機構、公益財団法人北海道科学技術総合振興センター、一般社団法人北海道食産業総合振興機構となっております。このうち、北海道科学技術総合振興センターに部長級の者が再就職しているところでございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 適用団体ではなくとも、道からの出資金、出捐金、補助金等、莫大な金額が入っている一方で、取扱要綱の対象外となるため、何らの規制を受けない状態となっております。

これまでの答弁で、適用団体ではなくとも、補助金等が多額に投入され、現役職員も派遣されているにもかかわらず、天下りが指定席のように続けられている実態が明らかになりました。

適用団体では、団体に再就職する者の給与基準額が定められていますが、非適用団体では、一切の実態が民間であることを理由にブラックボックス状態となっております。これで道民に疑念を持たれない再就職制度運用と言えるのか、見解を伺います。

○我妻総務課長 職員の退職管理制度についてでございますが、道では、北海道職員の退職管理に関する取扱要綱を定め、道からの出資割合や補助金比率が一定以上あるなど、道の財政的関与の度合いが高い団体への再就職に当たりましては、在職期間や給与に一定の制限を設けているところでございます。

また、平成28年度からは、地方公務員法や条例に基づき、課長級以上の元職員に、退職後2年間、再就職状況の届出を義務づけ、それを実名で公表する退職管理制度の運用により、職員の再就職に係る透明性を確保しているところでございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 要綱適用団体がどんどん縮小し、事実上、天下りが野放しとなる団体が拡大する中で、道が繰り返し主張してきた透明性の確保が後退しています。

非適用団体とはいえ、少なくない幹部職員の要綱に何ら縛られない天下りが続いており、透明性の確保とは言い難いものがあります。

経済部として、透明性の確保に向けた取組が重要と考えますが、どのように取り組むのか、部長の考えをお伺いいたします。

○中島経済部長 職員の再就職についてであります。団体における職員採用や処遇などにつきましては、採用しようとする職員の知識や経験、勤務実績などを評価し、団体の自主的な判断により決定されるものと考えているところでございます。

道では、地方公務員法の改正などを踏まえ、平成28年度から、罰則のある、現職職員への働きかけの禁止などを柱とする退職管理制度を運用しているところであり、職員の再就職につきましては、法や条例、要綱に基づくこの退職管理制度を遵守することが基本と考えているところでございます。

以上でございます。

○菊地葉子委員 この問題についても知事のお考えを伺いたいと思いますので、お取り計らいをお願いいたします。

終わります。ありがとうございました。

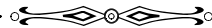
○檜垣尚子副委員長 菊地委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、経済部及び労働委員会所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩



午後1時51分開議

○山根理広委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 教育委員会所管審査

○山根理広委員長 これより教育委員会所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

檜垣尚子君。

○檜垣尚子委員 よろしくお伺いいたします。

デジタルトランスフォーメーションや6次産業化など、産業構造や仕事の内容が急速かつ常時変化する中、地域の持続的な成長を支える最先端の産業人材を育成するためには、産学官が連携

して取り組むことが重要であると考えます。

こうした中、道教委では、農業高校と工業高校が学科の枠を超えて協働し、企業や大学等と連携して実践的な職業教育に取り組む実践的職業教育推進事業である専門高校フューチャープロジェクトや、産業界と一体となった職業人材育成システムの構築を目指した文部科学省事業であるマイスター・ハイスクール事業に取り組んでいます。

両事業の具体的な取組などについて、何点か伺います。

専門高校フューチャープロジェクトでは、令和2年度から、岩見沢農業高校と札幌工業高校が、それぞれの専門的な知識や技術を生かし、農業の課題解決に向けて協働して取り組んでいると伺っています。

令和3年度までの実績と4年度のこれまでの取組状況について伺います。

○山根理広委員長 高校教育課長山城宏一君。

○山城高校教育課長 専門高校フューチャープロジェクトの取組についてであります。指定校である岩見沢農業高校と札幌工業高校においては、それぞれの学科の枠を超えて、スマート農業など、本道の農業課題の解決に向けた実践的な研究に取り組んでおり、昨年度までの取組として、岩見沢農業高校では、大学等と連携し、冬期間に無加温で栽培できる葉菜類の試験栽培や、米ぬかを使用した発酵熱の利用に関する試験など、ハウスの周年利用に向けた研究、また、札幌工業高校では、ICTを活用して、ハウス内の温度や湿度、照度などの自動計測や、散水等の遠隔制御を可能とするシステムを開発し、小型ハウスを使用した実証実験に取り組んできたところです。

今年度は、札幌工業高校で開発した遠隔監視制御システムを岩見沢農業高校の大型ハウス内に設置するほか、一般の農家のハウスにも設置し、実際の農業施設での実用化に向けた実証実験に取り組んでいるところでございます。

○檜垣尚子委員 専門高校フューチャープロジェクトでは、学科の枠を超えて、農業高校と工業高校の生徒が協働して課題解決を行う経験が得られ、本道の産業人材の育成に大きな成果があったと伺っています。

この事業で期待される生徒の姿と今後の取組について伺います。

○山根理広委員長 学校教育局長兼ICT教育推進局長堀本厚君。

○堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長 今後の取組等についてであります。本事業に取り組む生徒が、農業や工業に関わる基礎的、基本的な知識などはもとより、最先端の知識や技術を習得するとともに、スマート農業の推進などに関わる実践的な研究を通じて、習得した知識、技術を実社会で活用できるようになるなど、地域産業の課題解決に必要な資質、能力を身につけ、将来の本道産業を支える人材として活躍することを期待しております。

事業の最終年度となる今年度は、岩見沢を会場に、高校生や、教育・農業・工業関係者などを対象とした、生徒が中心になって運営する成果発表会をオンラインを活用して来週17日に行うことなどを通して、本事業の研究成果を広く普及啓発するほか、今後、開発した遠隔監視制御シス

テムが災害等による停電にも対応できるよう、太陽光発電を活用したシステムの実証実験を行うなど、大学などの専門機関等との連携の下、運用可能なシステムの実現に向けた研究を継続することとしております。

○檜垣尚子委員 次に、マイスター・ハイスクール事業についてですが、令和3年度から静内農業高校が指定校となり、令和4年度からは厚岸翔洋高校も指定校となったと聞いております。

静内農業高校では、昨年度から、持続可能な日高農業の担い手の育成を目指して、取組が行われていると聞いていますが、これまでの取組について伺います。

○山城高校教育課長 静内農業高校の取組についてであります。昨年度は、事業1年目の取組として、地域産業の現状把握や考察などを進めることを目標に、馬の病気や治療について学ぶ獣医療や地域園芸の特性、食品流通の仕組みについて学習するとともに、牧場で馬を調教するために必要な引き馬実習や、食品卸売業や農業研修施設の見学などを行うほか、アメリカのケンタッキー州の高校生とのICTを活用した交流など、農業のグローバル化に対応した学習に取り組んだところです。

今年度は、1年目の学習成果を生かし、専門的な知識や技術を身につけることを目標に、生徒の学習ニーズを踏まえ、より実践的な学びを行うため、日常の学習活動に加え、長期間の就業体験活動を行うデュアル派遣実習の取組、馬の調教に必要な技術と資質が分かるホースマンレベルアップチャートの作成、地域の事業者と連携した新ひだか町の特産品の開発などに取り組むなど、本事業のさらなる充実を図っているところでございます。

○檜垣尚子委員 今年度、新たにマイスター・ハイスクール事業に採択された厚岸翔洋高校では、どのような人材の育成を目指し、どのような取組を行うこととしているのか、伺います。

○山城高校教育課長 厚岸翔洋高校の取組についてであります。水産分野の産業構造が変化する中、IT技術を活用したスマート水産業の実践を通じて、地域の資源管理型漁業の推進に寄与するとともに、デジタル人材の育成をはじめとした地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人の育成を狙いとして、事業を推進しております。

具体的には、取組の柱として、沿岸漁業における漁獲データのデジタル化や、魚群探知機の技術習得など、水産資源の持続化に向けた取組、漁業関係者とのデータ共有や、AIを活用した漁場環境の変化への対応など、漁家経営の持続化に向けた取組、未使用資源の有効活用や地元水産物を使用した料理レシピの開発など、地域経済の持続化に向けた取組を行うこととし、今年度は、その基礎的な学びを実施しているところでございます。

○檜垣尚子委員 専門高校フューチャープロジェクトとマイスター・ハイスクール事業の二つの事業は、地域や産業界などの力強い支援により、地域を身近に感じることができる効果的な取組だと考えておりますが、専門高校フューチャープロジェクトは、本年度をもって3年間の実施期間を終了する予定とのことですか。

今後、道教委では、専門高校フューチャープロジェクトの事業の成果やマイスター・ハイスクール事業の取組をどのように生かし、将来の地域を担う産業人材の育成を図っていくのか、伺い

ます。

○山根理広委員長 学校教育監唐川智幸君。

○唐川学校教育監 産業人材の育成に向けた取組についてでございますが、第4次産業革命やデジタルトランスフォーメーションなど、産業構造や仕事の内容が急激に変化する中、産業人材の育成を担う専門高校におきましては、産業界と高校が密接に連携を図りながら、地域の持続可能な成長を支える最先端の職業人を育成することが重要であると考えております。

道教委といたしましては、専門高校フューチャープロジェクト及びマイスター・ハイスクール事業の成果を、高校のみならず、広く地域に普及するとともに、国や道の機関と締結いたしました包括連携協定を効果的に活用するなどして、得られたノウハウ等を実態に応じて生かしながら、創意工夫ある職業教育の一層の充実に向けた取組を推進し、本道の産業界を牽引する職業人材の育成に努めてまいります。

○檜垣尚子委員 これからの世代は、仕事に対する考え方、そして仕事の捉え方も、今までと全く違ってくるのではないかと考えられます。

今まで関わりがなかったと思われていた専門ごとの異業種分野が手を取り合い、解決したり、新たなものをつくり上げたりすることができる社会となってきました。

この先も、このような人材育成の取組をいろいろな形で進めていただければと考えています。

次に、道立高校の遠隔授業についてです。

新型コロナウイルス感染症は、多くの困難をもたらすと同時に、超スマート社会である Society 5.0を目指す上での大きな転換点ともなりました。

教育においては、デジタル機器によるオンライン教育やAI等を活用した学習教材などが人々の学びを支えたことは、デジタルがもたらす新たな学びの可能性を示す機会となりました。

デジタルトランスフォーメーションやグローバル化といった技術水準や社会状況の変化と、教育、学習を通じて身につける能力の在り方を踏まえ、オンラインの活用などのデジタルと、従来の対面による授業や実習などのリアルの最適な組合せという観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが求められています。

道教委においても、令和3年度から、北海道高等学校遠隔授業配信センター、いわゆるT-baseを開設し、地域連携特例校と離島の道立学校に多様で質の高い高校教育を提供しています。

T-baseによる遠隔授業を含む、道立高校における遠隔授業の取組について、何点か伺います。

高等学校においては、平成27年4月から、対面により行う授業と同等の教育効果を有するときには、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとなりました。

これまで、配信を受ける側の教員の要件や、最小限必要とされる対面授業の時数などについて、制度改正が行われていますが、こうした国の動向に対し、道教委がどのように対応してきたのか、経緯を伺います。

○山城高校教育課長 遠隔授業への対応についてであります。平成17年度に、不登校児童生徒が自宅でICTを活用した学習活動を行った場合に出席扱いとすることができる遠隔教育の取扱いが国から示されたことなどを踏まえ、道教委では、平成18年に策定した、新たな高校教育に関する指針において、遠隔授業等による学校間連携の充実を新たに盛り込み、平成20年度から一部の高校で遠隔授業を開始いたしました。

また、平成25年度から、国の研究開発学校制度を活用し、遠隔授業における単位認定の在り方について研究を進めるとともに、平成29年度からは、対面授業の時数緩和に向けた実証研究にも取り組むなど、国の制度改正に資する先駆的な取組を進めてきたところです。

令和3年度からは、遠隔授業を実施する拠点となる施設の整備を図るため、有朋高校内に、北海道高等学校遠隔授業配信センター、いわゆるT-b a s eを開設し、小規模校において生徒の学習ニーズに対応できる質の高い教育を提供できるよう、教育課程の充実に取り組んでいるところでございます。

○檜垣尚子委員 令和3年度に設置した北海道高等学校遠隔授業配信センター——T-b a s eについて、配信機能を集中化した配信センターを設置するに至った経緯と3年度の取組について伺います。

○山城高校教育課長 T-b a s eの設置理由についてであります。従来の学校間連携による取組としては、地域連携協力校から地域連携特例校に対し、遠隔授業や出張授業を実施していたものの、特例校が開設を希望する教科、科目には必ずしも対応できていなかったことや、協力校の教員が、通常授業に加え、ICT活用のスキルが必要な遠隔授業を担当しなければならないことなどが課題となっていたことから、こうした課題の解決に向け、遠隔授業の効率的な実施と多様な科目開設を可能とする体制を整備するため、令和3年度、有朋高校内にT-b a s eを設置したところです。

令和3年度は、4月当初から、全ての特例校及び離島にある道立高校27校を対象に、8教科21科目の遠隔授業を配信し、延べ570名の生徒が履修したほか、長期休業期間における進学講習を実施したところです。

○檜垣尚子委員 今年度、T-b a s eから遠隔授業を配信している道立高校は29校とのことですが、道立高校全体の約3割を小規模校が占める中、配信対象が地域連携特例校及び離島に所在する高校に限定されている理由について伺います。

○山城高校教育課長 T-b a s eからの配信についてであります。大学進学に必要な教科、科目の開設など、小規模校における多様な学習ニーズに応えられる教育課程の編成の実現に向けて、遠隔授業は有効な手段であることから、従来から協力校の出張授業の支援を受け、学校間連携による単位認定が行われていた地域連携特例校と、協力校による出張授業の支援を受けることが困難な離島の高校を配信対象校として優先し、昨年度、遠隔授業の配信を開始することとしたところでございます。

○檜垣尚子委員 遠隔授業の配信により、地域連携特例校など、小規模校における教育課程の充

実が図られていることと思います。

遠隔授業の実施によって、どのような効果が期待できるのか、生徒の学びの質にどのような変化が見られるのか、伺います。

○堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長 遠隔授業の効果についてではありますが、遠隔授業を受信する学校におきましては、大学進学等に対応した教科、科目の開設や、生徒の学習到達状況に応じた習熟度別学習の実施などが可能となるため、小規模校であっても、生徒が自らの興味、関心に応じた科目を選択できることや、生徒の進路希望に応じた学習集団を形成することができるなど、多様で質の高い教育の提供が可能となり、配信対象校では、生徒の学習意欲が向上するなどの効果が得られております。

また、2校同時配信による合同授業では、生徒がICT機器を介して他校の生徒と協働して学習に取り組むことにより、多様な考えや意見に触れる機会が確保されるため、遠隔授業による生徒のICT活用能力の向上はもとより、コミュニケーション能力の向上も期待できるところでございます。

○檜垣尚子委員 デジタルとリアルを組み合わせた教育や学習の在り方について検討することが求められていることから、地域連携特例校及び離島に所在する高校以外の小規模校においても、遠隔授業を活用して、国立大学に進学したり、自分の特徴を生かして就職するなど、生徒の多様な進路希望に応じた教育、支援を行い、持続的な地域創生の核としての機能強化を図るべきと考えます。

高等学校における教育の充実に向けて、遠隔授業をどのように拡充、活用していくのか、今後の方向性について、道教委の考え方を伺います。

○唐川学校教育監 今後の取組についてでございますが、現在、特例校等を対象に実施しているT-b a s eによる各学年への授業配信が令和5年度で完成いたしますことから、今後は、T-b a s eと特例校等の取組の成果を検証しながら、運用上の課題を整理し、現在配信している高校以外の小規模校への遠隔授業や、進学講習の合同配信などについて、検討を進めてまいりる考えでございます。

また、相互の学校の教育課程の維持充実を図る学校間連携につきましても、ICTの活用による遠隔授業での単位認定が可能でありますことから、今後、こうした取組についても検討を進めながら、生徒同士が住み慣れた地域において学び合い、ふるさとに愛着と誇りを持ち、地域の発展に貢献しようとする資質や態度を育成できますよう、T-b a s eをはじめ、ICTを活用した小規模校における教育活動の充実に取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 2年前に、実際に有朋高校で遠隔授業を視察させていただきました。見ていて、距離感を全く感じさせない授業で、生徒の皆さんも先生と楽しそうに会話をしながら授業を受けていました。逆に、対面授業よりも先生と生徒の個々の距離が近かったような印象です。先生の遠隔で教える技術によるものとのことでした。

広域な道内で教員不足等という現状もあり、それを補う面でも、さらに遠隔授業の需要は増え

てくるのではないかと考えます。

答弁にもありましたが、来年度で各学年への授業配信が完成ということですので、課題の見直しや検証もしながら、T－b a s eでの遠隔授業を進めていっていただきたいと思います。

次に、道立高校等の授業料の事務処理についてです。

昨年9月、高等学校の授業料について、道立高校6校で徴収漏れや還付漏れなどの不適切な事務処理があったとの新聞報道があり、道の定期監査においても指摘を受けているところです。

学校に通う生徒が納める授業料は、現在は大半の生徒がその負担を軽減するための就学支援金を受給していますが、こうした経費の事務処理が適切に行われない事態は、道民の学校への信頼にも影響を与えるものです。

そこで、以下、授業料などの事務処理について何点か伺います。

令和3年度の道立高校の在籍者数、そのうち、就学支援金の認定を受けた者と授業料の徴収対象者がどの程度だったのか、伺います。

○山根理広委員長 道立学校配置・制度担当課長岡内誠君。

○岡内道立学校配置・制度担当課長 授業料の徴収対象者数等についてでございますが、令和3年5月1日現在の道立高校の在籍者数は7万6798名であり、このうち、就学支援金により授業料の支援を受けた生徒は6万3968名で約83%、保護者等の所得が基準額を超えたなどの理由で授業料の徴収対象となった生徒は1万2830名で約17%となっております。

○檜垣尚子委員 令和3年度の定期監査結果報告書によると、授業料等に関して、不適切な事務処理が行われたとして、1教育局と道立高校6校が指摘や指導を受けました。

具体的にどのような事務処理だったのか、件数や金額と併せて伺います。

○岡内道立学校配置・制度担当課長 指摘等を受けた事務処理についてでございますが、就学支援金の支給対象とならなかった場合や、授業料の口座振替が不能となった場合は、納入通知などの手続を取り、授業料を徴収しなければなりません。必要な手続を取らず、授業料が未納となったものが、平成30年度から令和3年度の4年間に、4校で50名分、392万400円、また、既に授業料を納めた者が就学支援金の支給対象となった場合は、当該授業料を還付しなければなりません。還付されていなかったものが、平成30年度から令和2年度の3年間に4校で13名分、36万6300円あったところでございます。

このほか、教育局におきまして、就学支援金の受給要件である所得の確認に関する事務処理を誤り、受給資格のない者に支給していたものが、令和3年度に2名分、17万8200円ございました。

○檜垣尚子委員 このような不適切な事務処理が生じた原因について、道教委ではどのように認識しているのか、伺います。

○山根理広委員長 道立学校配置・制度担当局長谷垣朗君。

○谷垣道立学校配置・制度担当局長 不適切な事務処理の要因についてでございますが、このたび監査委員から指摘などを受けた事項のうち、道立高校における案件は、本来行うべき事務処理

【第2分科会 11月10日 第5号】

が行われていなかったものでございまして、また、教育局における案件は、誤りに気づかぬまま審査し、誤りを把握した後においても必要な措置を講じなかったものでございます。

いずれの事案につきましても、授業料をはじめとする財務会計事務は、学校や行政への信頼の面からも、正確で公正な事務処理が求められることについて、個々の職員の意識が十分ではなかったことに加えて、それぞれの職場において担当者以外の職員によるチェックを徹底するといった相互牽制を行う体制が十分に機能していなかったことが、不適切な事務処理の背景にあったものと認識しております。

○檜垣尚子委員 授業料の徴収については学校、就学支援金の支給については教育局と、それぞれ担当する部署が異なり、それぞれの事務処理を適切に行うためには、学校と教育局との連携が欠かせないと考えますが、日常的にどのように連携を図っているのか、伺います。

○岡内道立学校配置・制度担当課長 学校と教育局の連携についてでございますが、就学支援金につきましては、申請の受理や審査結果の通知を学校が、受給資格の審査を教育局が担い、また、授業料につきましては、就学支援金の対象とならない場合や受給を希望しない場合に学校が徴収することとしておりまして、これらの事務を適切に行うためには、学校と教育局の連携が不可欠であると認識しております。

このため、教育局では、生徒一人一人について、月ごとの認定状況を整理した受給権者台帳を作成し、受給資格の認定や不認定など、受給資格に異動があったときには、その都度、異動を反映した台帳の写しを学校に送付し、就学支援金の認定状況について、教育局と学校の間の認識にそごが生じないよう努めているところでございます。

○檜垣尚子委員 昨年9月に報道があつて以降、徴収漏れや還付漏れなどを防ぐため、どのような対応を取られたのか、伺います。

また、道教委では、今後、このような授業料の不適切な事務処理が行われることのないよう、どのように再発防止に向けて取り組んでいくのか、伺います。

○唐川学校教育監 再発防止の取組についてでございますが、このたびの不適切な事務処理に関する指摘などを受けまして、道教委では、各道立学校及び各教育局に対し、日頃の事務処理方法や相互チェック体制の在り方を見直すよう通知するとともに、生徒一人一人について、就学支援金の認定状況と授業料の収納状況を月ごとに管理する集計シートと、担当者以外の者が事務処理の状況を確認するための授業料チェックリストを新たに作成、配付し、再発防止に努めております。

今後とも、会議や研修等におきまして、適正な財務会計についての意識や内部牽制機能を一層高めるための指導を徹底するとともに、授業料や就学支援金の事務に関し、職員一人一人がその内容を理解し、処理状況を適切に確認できますよう、分かりやすい資料やマニュアルの配付に努めるなど、授業料等の事務処理が適正に行われるよう万全を期してまいります。

○檜垣尚子委員 教職員の不祥事が依然として後を絶たず、本年度も、小学校教員がわいせつ行為で懲戒免職となった事案や、道立学校教員が酒気帯び運転で停職処分となった事案、さらに、

道立高等学校教員が知人を殺害、遺棄したとして逮捕、起訴され、懲戒免職となった事案などがあつたと承知しています。学校や教職員に対する信頼が損なわれかねないこうした状況が続いていることを憂慮しております。

本委員会に提出された決算の資料においても、不祥事故一覧として、刑法犯や道路交通法違反など、複数の事案が報告されていますが、児童生徒に範を示すべき教職員がこのような不祥事を引き起こすことは、あつてはならないと考えます。

不祥事防止に向けた取組を徹底することが重要と考えますが、道教委の取組について、以下、伺います。

初めに、過去5年間の教職員の懲戒処分の状況について伺います。

○山根理広委員長 法制・公務管理担当課長大河内秀敏君。

○大河内法制・公務管理担当課長 懲戒処分の状況についてであります。札幌市を除く公立学校教職員の懲戒処分件数は、平成29年度が104件、30年度が103件、令和元年度が78件、2年度が48件、3年度が66件で、5年間の合計が399件であり、種類別では、交通違反、交通事故が合わせて200件、体罰が64件、わいせつ行為が34件、信用失墜行為が30件、その他、個人情報紛失や職務義務違反、無届け欠勤などが71件となっております。

○檜垣尚子委員 教職員の飲酒運転事案については、飲酒運転根絶条例が平成27年度に施行された以降も度々発生していますが、過去5年間における教職員の飲酒運転による懲戒処分の状況について伺います。

○大河内法制・公務管理担当課長 教職員の飲酒運転事案についてであります。札幌市を除く公立学校教職員の飲酒運転での懲戒処分件数は、平成29年度は0件、30年度は2件、令和元年度は1件、2年度は2件、3年度は3件で、過去5年間の合計は8件であり、処分量定は、全て停職であります。

○檜垣尚子委員 教職員による児童生徒へのわいせつ事案は、絶対にあつてはなりません。依然としてなくなる状況が続いており、被害を受けた児童生徒の心の傷や地域に与える影響などは計り知れないと考えます。

過去5年間の児童生徒に対するわいせつ事案の状況について伺います。

○大河内法制・公務管理担当課長 児童生徒に対するわいせつ事案についてであります。札幌市を除く公立学校教職員によるわいせつ事案は、平成29年度が4件、30年度が4件、令和元年度が6件、2年度が0件、3年度が2件で、過去5年間の合計が16件であり、処分量定は、全て免職であります。

なお、児童生徒以外のわいせつ事案は、過去5年間の合計が18件となっております。

○檜垣尚子委員 このような深刻な状況にある中、昨年(2020年)の第1回定例会の我が会派の代表質問に対し、教育長から、道教委内に新たに不祥事防止対策官を設置するとの答弁があり、昨年4月、不祥事防止対策官が設置されましたが、不祥事の防止に向けて、具体的にどのような取組を行ってきたのか、その後どのような対応を取ったのか、伺います。

○大河内法制・公務管理担当課長 不祥事防止の取組についてであります。道教委では、不祥事の背景、要因の分析や防止のため、昨年4月、不祥事防止対策官を設置し、以後、大学関係者や弁護士などの有識者で構成する、学校における不祥事防止対策会議を開催する中で、教職員によるわいせつ事故の背景や要因の分析を示し、御意見を頂きました。

また、この会議の成果としまして、本年3月に、教職員による不祥事の未然防止に向けた対策を促進するため、「学校におけるわいせつ事故防止方策」を作成し、この中で示した、自身の理解につながる分析資料の作成、ICTを活用した注意喚起、ストレス軽減に向けた実践的取組、児童生徒への接し方に関する指導など、7項目、17の取組を、札幌市を除く各市町村教育委員会及び公立学校に通知したところであり、今後、毎年度実施いたします不祥事防止の取組に関する調査において、取組状況を確認してまいります。

○檜垣尚子委員 不祥事防止対策官が中心となって、「学校におけるわいせつ事故防止方策」を作成したとのことですが、方策を取りまとめるに当たっては、その発生原因を分析しなければ、効果的な対策を検討することが難しいと考えます。

これまで発生したわいせつ事案の発生原因等についてどのように分析を行ったのか、その結果を伺います。

○山根理広委員長 総務政策局長兼幼児教育推進局長山本純史君。

○山本総務政策局長兼幼児教育推進局長 わいせつ事案の発生原因などについてであります。道教委では、昨年度、平成23年度から令和2年度までの10年間に発生をした児童生徒に対するわいせつ事案について、事故者の供述等を基に発生原因等を分析いたしました。

この結果、主なものとして、児童生徒は、性行為等についての判断が未熟で、仮に同意があったとしても、教職員の立場で未熟な児童生徒を利用したことになること、被害者が被害と気がつかずに行われることで、後に児童生徒が深刻な影響を受けることへの理解が不足していた、児童生徒から私的な相談を受けることにより、児童生徒との距離感を誤り、恋愛感情等が生まれ、性行為等に至った、児童生徒からの相談に対する組織的な対応など教職員個人の問題行動を抑止する仕組みや教職員をサポートする体制が不十分であったなどが挙げられたところであり、これを踏まえ、わいせつ行為等に係る校内研修資料を作成し、各学校において活用するよう指導してきたところでございます。

○檜垣尚子委員 改めて申し上げるまでもなく、教職員による不祥事は、学校や教職員に対する信頼の失墜につながる極めて重大な問題であります。中でも、特に飲酒運転や児童生徒へのわいせつ事案などは、その悪質性から根絶に向けて最大限の努力をすることが必要と考えます。

教職員による不祥事の防止に向け、道教委としては、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○山根理広委員長 教育部長池野敦君。

○池野教育部長 今後の取組についてでございますが、児童生徒を指導する立場にある教職員による不祥事は、事故を起こした一個人だけではなく、教職員や学校、教育全体の信頼を著しく損

ない、学校運営にも大きな支障を与えることとなり、決してあってはならないものでございます。

このため、道教委では、教職員の不祥事防止対策として、各種会議や研修会などにおいて注意喚起や啓発などを行うほか、不祥事防止対策官を各種会議等に派遣し、直接、指導助言を行っておりますが、今後は、これらの取組に加え、道教委ホームページ内に開設した教職員不祥事根絶ポータルサイトに校内研修用の資料などを掲載し、各学校において必ず活用するよう働きかけることとしており、こうした取組を通じて、飲酒運転やわいせつ事案といった重大事案はもとより、懲戒処分に該当するようなあらゆる不祥事が発生することのないよう、コンプライアンスの確立や服務規律の厳正な保持に取り組んでまいります。

○檜垣尚子委員 人間の行動という面で、もしかすると過ちもあるかもしれません。ただ、人間の行動は、意思一つで防ぐことも止めることもできると考えます。立場を考えたの徹底した防止策を教育現場全体で共有するようお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、新型コロナウイルスの感染拡大によって、昨年度は、子どもたちや教員の感染により、多くの学校で臨時休業や学級閉鎖を余儀なくされるなど、大きな影響を受けたところです。

このような状況の中で進められた学校の感染防止対策や、コロナ禍での学びの保障に向けた取組などについて、以下、伺います。

道教委が、新型コロナウイルス感染症対策として令和3年度に行った環境衛生対策等の主な取組について伺います。

○山根理広委員長 健康・体育課長今村隆之君。

○今村健康・体育課長 環境衛生対策等の主な取組についてでございますが、道教委では、各道立学校が新型コロナウイルス感染症対策等を徹底しながら、児童生徒の学習を保障することができますよう、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、児童生徒や教職員等の感染症対策に必要な物品の購入等に要する経費として約5億9700万円を措置いたしました。

具体的には、消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品、3密を回避し、換気を徹底するための備付け式換気扇やサーキュレーター、CO₂モニター等の購入、児童生徒が主に使用する水道の蛇口の自動水栓への交換、保健室等の衛生環境の向上に必要な空気清浄機等の購入などの措置を講じました。

なお、市町村においては、道内179市町村のうち、172市町村がこの事業を活用し、感染症対策に必要な物品の購入等を行ったところでございます。

○檜垣尚子委員 コロナ禍での教員の業務負担を軽減し、授業の充実を図るため、道内の公立学校を対象に、授業時における教員の補助などを行う学習指導員や、事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフを配置しています。

昨年度の配置の状況と効果などについて伺います。また、今年度の配置状況についても併せて伺います。

○山根理広委員長 働き方改革担当課長中嶋英樹君。

○中嶋働き方改革担当課長 学習指導員配置事業等についてであります。学習指導員及びスクール・サポート・スタッフについては、申請のあった全ての学校への配置を決定しており、学習指導員については、令和3年度、札幌市を除く小中学校、高等学校及び特別支援学校897校に対して、997名の配置をしています。令和4年度は、9月末日現在、947校に対して1075名の配置をしたところであり、昨年度に比べて78名増となっています。

また、スクール・サポート・スタッフについては、令和3年度、札幌市を除く小中学校及び特別支援学校924校に対して1082名の配置をしています。令和4年度は、9月末日現在、955校に対して1199名の配置をしたところであり、昨年度に比べて117名増となっています。

配置した学校からは、課題の提出の確認やテストの採点をお願いすることで、担任が直接子どもと向き合う時間が増えた、消毒作業を担ってもらうことで教員の負担が実務面や心理面で大きく軽減されたといった報告を受けるなど、一定の負担軽減につながっていると考えています。

○檜垣尚子委員 コロナ禍における学びの機会の保障など、道立学校のICT化を支援するため、ICTの専門事業者によりサポートするGIGAスクールサポーター配置事業を令和3年度に行いましたが、その実績とどのような効果があったのか、伺います。

また、各学校において、臨時休業等の非常時における端末の持ち帰りなどの学習の準備は、どのように進められているのか、道教委として、今後、各学校をどのように支援していくのか、伺います。

○山根理広委員長 学力向上推進課長兼ICT教育推進課長高橋宏明君。

○高橋学力向上推進課長兼ICT教育推進課長 GIGAスクールサポーター配置事業等についてであります。令和3年度に実施した本事業では、新型コロナウイルス感染症による臨時休業などに備えて、オンライン学習を進める上で必要となる教員のICT活用指導力の向上や校内研修の促進に向け、クラウドサービスの使用方法やウェブ会議システムの操作などに関するヘルプデスクを設置し、年間で552件の相談に対応いたしました。

また、1人1台端末の整備が始められた令和2年度以降、各道立学校では、臨時休業等の非常時における端末の家庭への持ち帰りに向けて、持ち帰る際のルールづくりや保護者への説明、児童生徒への使用方法や情報モラルの指導等に取り組んできており、令和3年度中に全ての学校においてオンライン学習を実施できる体制が整備されております。

道教委といたしましては、これまでも、オンライン学習に関する研修動画や実践事例の作成、普及、ヘルプデスクの設置により、学校のサポートを進めてきたところであり、引き続き、全ての学校が非常時においても児童生徒の学びを確実に継続できるよう支援してまいります。

○檜垣尚子委員 道内の新規感染者数は、依然として高い水準にあります。直近1週間の学校の臨時休業の状況は、前の週と比べてどのようなになっているのか、伺います。

○今村健康・体育課長 学校の臨時休業の状況についてでございますが、10月31日から11月6日までの1週間における道内の公立の学校の臨時休業の状況は、学校閉鎖が、小学校、中学校、

高等学校、特別支援学校で25校、学年閉鎖が48校、学級閉鎖が227校となっており、前週と比較いたしますと、学校閉鎖が4校の減、学年閉鎖が6校の増、学級閉鎖が3校の増となっており、10月に入ってから増加傾向が見られるところでございます。

○檜垣尚子委員 現在も新型コロナウイルス感染症の影響により学級閉鎖等がありますが、その場合、子どもたちの学びを保障するためには、1人1台端末を活用したオンライン学習等の家庭における学習が大変重要になってきます。

しかしながら、先月19日、会計検査院から文部科学省に対し、家庭学習のための通信機器整備支援事業により補助を受けて、低所得世帯へ貸与できるよう整備されたモバイルWi-Fiルーターについて、一部の自治体で利用が低調となっていることから、有効活用を図るよう意見の表示がありました。

その中では、道内の旭川市の事例が示されておりましたが、道内の市町村における整備台数や貸与台数はどのような状況になっているのか、伺います。

○高橋学力向上推進課長兼ICT教育推進課長 市町村の整備状況等についてでございますが、本年5月に実施された会計検査院の調査では、令和2年度及び3年度に、本事業を活用し、111市町村において2万1285台のモバイルWi-Fiルーターが整備されており、そのうち、家庭に貸与された台数は3846台、貸与率は18.1%となっております。

なお、今後貸与する見込みの台数は1万6141台となっており、貸与率の見込みは75.8%となっております。

貸与率が低い要因といたしまして、市町村からは、家庭からの貸与希望が想定より少なかったこと、臨時休業等の非常時以外での家庭学習において端末の活用が進んでいないことなどが主な要因として挙げられております。

○檜垣尚子委員 国の補助金で整備したモバイルWi-Fiルーターを有効に活用するためには、臨時休業等の非常時の際に家庭学習で活用するだけでなく、家庭学習以外での活用を検討することが必要であると考えます。

今後、会計検査院から意見を受けた文部科学省の動向を踏まえ、道教委として、市町村に対してどのように有効活用するよう働きかけていくのか、伺います。

○堀本学校教育局長兼ICT教育推進局長 今後の対応についてであります。文部科学省では、会計検査院の調査結果を踏まえ、本年9月に、モバイルWi-Fiルーターの様々な場面での有効活用に関する通知が発出されたほか、現在、本事業を活用して機器を整備した全国の関係自治体を対象に、ルーターの活用方法に関する調査が行われているところでございます。

道教委といたしましては、こうした国の動向等を踏まえながら、市町村教育委員会に対しまして、臨時休業等の非常時におけるオンライン学習はもとより、日常の家庭学習での積極的な活用を促しますとともに、社会科見学などの校外活動等において、Wi-Fi環境が整っていない場所での活用方法など、通信機器の利活用について効果的な実践事例を収集し、情報提供するなどいたしまして、本事業で整備されたモバイルWi-Fiルーターの有効活用が一層図られるよう

【第2分科会 11月10日 第5号】

対応してまいる考えでございます。

○**檜垣尚子委員** 次に、修学旅行についてです。

昨年度は、修学旅行が未実施となった学校は何校あったのか、今年度のこれまでの実施状況を伺います。

また、修学旅行中に児童生徒や引率者の感染が判明した場合、どのように対応しているのか、併せて伺います。

○**山根理広委員長** 義務教育課長新居雅人君。

○**新居義務教育課長** 修学旅行の実施状況等についてでございますが、札幌市を除く全ての公立学校のうち、昨年度、修学旅行を実施できなかった学校は、小・中・高・特で計40校あり、それらの学校のうち、9校は修学旅行の狙いを踏まえた代替りの行事を実施し、31校は本年度に延期しております。

本年度の実施状況は、10月末時点で、小中学校は約97%、公立高校は約65%、特別支援学校は約80%となっており、年度内に全ての学校が終了する予定です。

道教委では、市町村教育委員会と学校に対して、修学旅行中に児童生徒や引率者の感染及びその可能性のある場合は、直ちに現地の保健所や医療機関などに相談し、その指示を踏まえながら対応するとともに、旅行業者等との連携の下、宿泊施設や交通機関と情報を共有し、旅行の継続の可否等について判断するよう指導しております。

○**檜垣尚子委員** 道教委では、感染防止対策の一環として、昨年度から感染症対策改善セミナーを実施していると承知していますが、令和3年度及び今年度のこれまでの実施内容や実施状況、その成果について伺います。

○**山根理広委員長** 指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長中澤美明君。

○**中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長** 感染症対策改善セミナーについてでございますが、感染症対策改善セミナーは、専門家が学校を訪問して校舎内を巡回し、消毒液の設置場所や手洗いの実施状況の確認、換気扇の換気能力の測定などを行いながら、効果的な感染対策や学校施設の状況に応じた冬季の換気方法について助言を行うほか、近隣校の管理職や養護教諭等を対象として専門家からの講義を行い、感染症に強い学校の定着を図ることを目的に実施している取組でございます。

令和3年度は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の計24校で実施しており、実施した学校からは、明日から取り組める対策強化の具体的なポイントが分かった、質疑応答の中で感染対策で疑問だったことが解消した、校舎に適した換気の方法を知ること、必要以上に窓を開けることなく、効果的に換気することができるなどの声が寄せられたところでございます。

令和4年度におきましても、24校で実施または実施予定としており、今後も、本セミナーで得られた知見を広く周知し、学校における感染症対策に万全を期してまいります。

○**檜垣尚子委員** 予防接種法施行令等の一部改正により、12歳未満の小児についても、新型コロナワクチンの接種を受ける努力義務が適用されるとともに、5歳以上、11歳以下の小児に対する

新型コロナワクチンの3回目接種が実施されることとなりました。

また、先日、生後6か月以上、4歳以下の者に対するワクチン接種も実施されることとなったところです。

接種の効果や副反応等の情報について、保護者への丁寧な説明が必要だと考えますが、道教委の対応について伺います。

○唐川学校教育監 新型コロナワクチン接種への対応についてでございますが、新型コロナワクチンの接種に当たりましては、児童生徒及び保護者が自ら接種の判断ができますよう、ワクチンの効果や副反応、接種に関する相談先の情報等について、十分周知されることが重要でございます。

このため、道教委では、保健福祉部と連携し、国や道が作成した啓発リーフレットを校内に掲示したり、保護者の訪れやすい場所に据え置くなどして、児童生徒及び保護者に周知するよう、各学校や市町村教育委員会に通知をしております。

今後も、各学校に対しまして、新型コロナワクチンの接種を受ける、または受けないことによって、差別や偏見などが起きることがないように指導に努め、児童生徒及び保護者に対する丁寧な情報提供を行ってまいりたいと考えてございます。

○檜垣尚子委員 依然として新規感染者数は高いレベルにあり、昨日も、一昨日の数をさらに更新し、過去最高の感染者数となりました。特に、10代以下の子どもたちの感染が多く見られます。

過去2年間は、1月から2月にかけて新規感染者数が増加するとともに、今年の南半球のインフルエンザの流行状況を踏まえ、今後、日本でも季節性インフルエンザとの同時流行の可能性が指摘されており、簡単にはこの感染者数が下がることはないと思われま

す。今後も、各学校において適切な感染防止対策を行いながら、ICTも活用し、教育活動を継続して実施していく必要があります。

道教委は、子どもたちの学びを保障する教育環境をしっかりと確保するため、各市町村教育委員会、各学校に対し、どのように支援を行っていくのか、伺います。

○山根理広委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 新型コロナウイルス感染症対策に関しまして、今後の取組についてであります。新型コロナウイルス感染症は、今なお警戒が必要な状況にございます。こうした中でも、各学校における学びを保障していくためには、地域の感染状況を踏まえつつ、可能な限り教育活動を継続していくことが重要です。

このため、道教委といたしましては、各学校が、校長のリーダーシップの下で、養護教諭をはじめ、教職員が丸一となって感染対策と教育活動の両立に取り組むことができるよう、引き続き、国の衛生管理マニュアルを踏まえ、三つの密の回避など、基本的な感染対策の徹底について指導してまいります。

また、北海道立総合研究機構と連携をし、冬期間における効果的な換気等について周知をする

ほか、専門家とともに学校を訪問し、感染対策の助言を行う感染症対策セミナーを実施し、その成果を広く普及するとともに、臨時休業等の非常時には、ICT機器を効果的に活用した学びの推進を図るなどしながら、子どもたちの健やかな学びの保障に努めてまいります。

○**檜垣尚子委員** 次に、幼児教育の保育者の研修についてであります。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要ですので、幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにおいても、質の高い幼児教育が受けられることが大切です。そのためには、こうした施設の職員の資質、能力の向上が重要と認識しております。

この3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、資質向上のための研修が様々な制約を受けていると危惧しているところです。

このような状況の中での保育者の研修について、以下、伺います。

道教委では、令和元年度に設置した幼児教育推進センターにおいて、保育者を対象とした様々な研修を実施していますが、昨年度、センターで実施した研修の内容や参加者等の実施状況について、その成果と課題を併せて伺います。

○**山根理広委員長** 幼児教育推進センター長田口範人君。

○**田口幼児教育推進センター長** 研修の状況等についてであります。幼児教育推進センターでは、保育者の資質、能力の向上を図るため、初任保育者、中堅保育者、施設長など、それぞれの職に応じた段階別研修や、多様化する諸課題を踏まえた5種類の研修を実施しており、昨年度は、延べ933施設、1411名が受講いたしました。

また、研修の実施に当たっては、多忙な保育者が機会を確保することができるよう、オンライン化やオンデマンド教材の活用を進めており、研修参加者からは、移動時間が不要になり、保育に当たる時間を削ることなく参加できた、オンデマンド教材での研修により都合のいい時間に学ぶことができたなどの声が寄せられるなど、一定の成果が見られた一方、参加した保育者の研修成果が園全体で共有されないケースもあることから、各園において保育者相互が研修内容を深め合う方策について、センターとしてさらに働きかける必要があると認識しております。

○**檜垣尚子委員** 効果的な研修とするためには、園や保育者のニーズ、国の動向等を十分に踏まえて検討することが重要と考えますが、どのようにニーズを把握し、研修に反映したのか、伺います。

○**田口幼児教育推進センター長** ニーズの把握等についてであります。日々の保育における様々な課題の改善に向け、園や保育者にとって効果的な研修を実施するためには、幼稚園や保育所、認定こども園などの施設種にかかわらず、ニーズを十分把握して研修に反映させることが必要と考えており、このため、各研修講座において、受講者に対するアンケートを実施し、その内容を踏まえて、講座の持ち方や研修テーマを設定するなど、不断の改善を図ってきております。

また、毎年度実施している全ての幼児教育施設を対象とした調査結果を基に、特別支援教育やアレルギー対応等の研修内容を新たに盛り込むなど、園や保育者の要望、意見を可能な限り研修に反映できるよう努めております。

○**檜垣尚子委員** 保育者の中でも、特に新任の保育者については、研さんの場の確保が非常に重要であると考えますが、道教委では、こうした経験の浅い保育者のスキルアップに向け、具体的にどのような手だてを講じているのか、伺います。

○**田口幼児教育推進センター長** 初任保育者への対応についてであります。初任の保育者は、保育実践の方法や保護者との関わり方、園における人間関係の構築など、様々な場面において悩みや不安を持つケースがあることから、道教委では、初任保育者を対象とした研修を年3回実施するなど、計画的な育成に努めるほか、法定研修対象者以外の初任保育者も参加できるよう配慮しているところでございます。

研修内容として、実際の保育の場面を想定した子どもへの適切な関わり方の協議、幼児の安全確保や体を動かす遊びの指導方法に関する講義などを設定するとともに、オンライン研修の中でグループ協議の場面を設け、初任保育者同士が日々の悩みを話し合ったり、先輩からのアドバイスを受けたりするなど、保育者としてキャリアをスタートした人材が、研修を通して、1年目の壁を乗り越え、着実に成長していけるよう、研修内容を工夫しております。

○**檜垣尚子委員** 日常的に保育者のスキルアップを図るためには、センターによる研修だけではなく、各園においても園内研修が活発に行われることが大切と考えます。

園内研修の充実に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○**山本総務政策局長兼幼児教育推進局長** 園内研修の充実についてでございますが、道教委では、園内研修の活性化を図るため、優れた取組を行っている園の保育や研修の様子を配信する取組や、園内研修用資料、オンデマンド教材の作成、施設内における研修リーダーの育成を進めるとともに、幼児教育施設の現職施設長や保育に関する専門的知識を有する大学教授等を幼児教育相談員として委嘱し、各園の実態を踏まえた助言を実施できる体制を整備してまいりました。

今後も、園や保育者の様々な要望を参考に、オンデマンド教材の拡充や、保育者が子どもに接する場面を題材とした写真を使用した新たな研修用教材の作成、幼児教育相談員のリモートによる助言の実施など、多様なニーズに対応した取組を引き続き推進し、園内研修がより一層充実するよう努めてまいります。

○**檜垣尚子委員** 質の高い幼児教育を行うためには、園の教育方針や特色ある教育活動などについて、保護者の理解を得ながら、保育者と保護者が連携協働して保育を進めることが重要と考えます。

道教委では、保護者との連携に関して、どのように研修内容に位置づけているのか、伺います。

○**池野教育部長** 保護者との連携などについてでございますが、家庭と幼児教育施設との間で相互理解を図ることは、子どもの家庭での生活と園における生活を関連づけながら保育を実践していくために欠かせないものであり、日頃から保護者と連絡を取り、保育の内容などについて理解や協力を得ることが重要でございます。

そのため、道教委では、初任者を対象とした研修において、保護者との関係を深めるための協

議や演習を実施するとともに、保護者との連携に関する効果的な事例を紹介するなどしており、今後も、こうした取組を通じて、園の保育方針や職員研修の実施について、幼児教育施設と保護者との共通認識を深めるなど、さらなる信頼関係が構築されるよう取り組んでまいります。

○**檜垣尚子委員** 本道の幼児教育の質の向上に向け、多忙な保育者が自らの資質向上のために学びを深めることができるよう、研修の充実をより一層図ることが重要と考えます。

道教委としては、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○**倉本教育長** 保育者研修に関しまして、今後の取組についてであります。全ての幼児教育施設において質の高い教育を提供するためには、研修の充実等による保育者のスキルアップが極めて重要であります。

このため、道教委では、幼児教育のさらなる振興に向け、平成30年度に作成をいたしました幼児教育振興基本方針において、保育者の資質向上を基本的な方向性の一つとして位置づけ、幼児教育施設の保育者が参加しやすい研修体制を整備するとともに、研修内容の充実を図ってきております。

道教委といたしまして、引き続き、幼稚園や保育所などを実際に経営をしている施設長や、市町村長、大学教授、PTAなどで構成いたします北海道幼児教育推進協議会から御意見を伺いながら、幼児教育施設のニーズを踏まえた資質向上の機会を設定するとともに、キャリアプランを念頭に置いた初任保育者の育成や園と保護者との相互理解の促進に向け、研修内容のさらなる充実と改善に努めてまいります。

○**檜垣尚子委員** 保育者としての資質向上のためにいろいろ研さんを積んでも、日々接している保護者や子どもたちから、自分の仕事への直接の評価、また、声などを受けることは、あまりないのではないかと思います。

今問題となっている保育者の離職を増やさないためにも、やりがいや励みになるような小さなことでも、何かできることはないかと考えます。

また、業務が多忙で研修の時間が取れないという声もあるようですが、自分の園内だけではなく、他施設の同業者と励まし合ったり意見交換できる場はとても有意義な場になるのではと思いますので、研修もさらに充実させていっていただくようお願いいたします。私の質問を終わります。

○**山根理広委員長** 檜垣委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩



午後3時20分開議

○**山根理広委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管に関わる質疑の続行であります。

木葉淳君。

○木葉淳委員 子どもたちの健やかな成長には、生き生きとした学校教員の姿というものが必要との思いで、全道の小中学校の状況について、以下、質問をします。

まず、教職員の確保に関連して伺いますけれども、欠員についてです。

どのようにすばらしい取組であっても、そこに実行する人がいなければ、子どもたちの健やかな成長にはつながりません。

先日、地元の学校に伺うと、2か月欠員が続いているとの話をお聞きしました。これは、子どもたちの学びにとって大きな損失であります。

そこで、昨年度の教職員の欠員状況について、全道で最大何人の欠員が生じていたのか、欠員の多かった校種、管内について伺います。また、最長でどの程度の期間、欠員が生じたのか、伺います。

○山根理広委員長 教職員課長山下幹雄君。

○山下教職員課長 昨年度の欠員の状況についてであります。月単位で欠員が最も多かったのは、小学校では、上川管内で10人、中学校では、日高管内とオホーツク管内で4人であり、全道では、2月で小中学校を合わせて102人でありました。

また、欠員が続いた期間が最も長かったのは、後志管内と上川管内の小学校各1校ずつで、8か月間の欠員となりました。

○木葉淳委員 2月には、全道で102人の欠員があったということでした。

2月といえば、学校では、1年の学習のまとめだとか、次の学年に向けての取組をしていく重要な時期かと思えますけれども、そのような状況であったということでありまして、欠員の発生理由とその対応について伺います。

また、最長で8か月間の欠員があったということがありましたけれども、欠員時の子どもたちへの指導について、どのように行われているのか、伺います。

○山下教職員課長 欠員の理由などについてであります。教職員の欠員は、児童生徒の転校に伴う急な学級増や、自己都合による退職、病気休職、産休、育休などの発生により、補充が必要となり、新たな教職員を確保できないことなどから生じています。

長期欠員時の対応についてであります。期限付教員の確保に向けて、ホームページ等で募集を行うとともに、欠員の間、校内体制の中で様々な教職員が授業や校務分掌を代わりに担当するなどして対応しています。

○木葉淳委員 月最大102名もの欠員があったということに対して、道教委としてどのような認識を持っているのか、また、改善策について伺います。

○山根理広委員長 教職員局長伊賀治康君。

○伊賀教職員局長 欠員に関する認識などについてでございます。教職員の欠員は、学校現場において、教員1人当たりの業務量が増し、長時間勤務や子どもと向き合う時間の減少を招くほか、校内体制の中で様々な教職員が授業や校務分掌を代わりに担当することになるなど、健全な学校経営に影響を及ぼすものと考えており、欠員の解消は、喫緊の課題であると認識をしております。

ます。

道教委では、欠員の解消に向けまして、ハローワークやホームページ、ユーチューブ、民間情報誌やウェブサイトなどを活用して、教員の募集に取り組んでいるほか、本道の魅力や現職教員の声などを伝えるポスターやパンフレットを作成し、全国の教員養成大学等に配付するなどの取組を行っております。

○木葉淳委員 ホームページやユーチューブで募集ということですが、教員の場合、そもそも免許状を持っていなければなりません。その免許状を持ち働いている現職教員が、生き生きと働き続けられる環境整備が必須です。

次に、年度途中での退職者、それから早期退職者についてですが、ここで言う早期退職者というのは、勧奨退職だけではなくて、年度途中ではなくて年度末に定年退職を前に退職された方ということになります。

昨年度、年度途中に退職した方と、年度末に早期退職をした方の状況について、校種、年代及び管外別の状況について伺います。

○山下教職員課長 中途退職者などの状況についてであります。中途退職の状況は、小学校では、20代12人、30代8人、40代4人、50代3人の計27人で、管内で最も多かったのは上川管内と十勝管内で5人、中学校では、20代5人、30代4人、40代3人、50代1人の計13人で、管内で最も多かったのは石狩管内で5人でありました。

また、早期退職の状況は、小学校では、20代57人、30代45人、40代32人、50代92人の計226人で、管内で最も多かったのは上川管内で33人、中学校では、20代44人、30代33人、40代24人、50代45人の計146人で、管内で最も多かったのは渡島管内で16人、義務教育学校では、20代2人、40代3人、50代2人の計7人で、管内で最も多かったのは根室管内で4人でありました。

○木葉淳委員 途中で退職された方が1年で40人ほどいらっしゃって、年度末で定年前に早期で退職された方が379人いらっしゃったと。様々な理由があると思いますけれども、非常に多いなというふうに思います。

そこで、早期退職の主な理由について伺います。

○山下教職員課長 早期退職の主な理由についてであります。退職者にその理由を確認することはしていませんが、病気による健康状況、結婚、他県などへの採用、地方公共団体の特別職への就任などにより、退職する事例があるものと承知しています。

○木葉淳委員 途中で退職された方ですか、定年前の早期退職に対する道教委の認識等について伺いたいですけれども、先ほどあったように、年度途中での退職により期限付教員が見つからない場合、欠員が続いて子どもたちの教育に大きな影響が出ます。

途中で退職された方が40名、それから早期退職した方が379名とのことですが、こうした状況について、道教委としてどのような認識を持ち、また、改善策についてどのように考えているのか、伺います。

○伊賀教職員局長 中途退職及び早期退職についてでございますが、年度中途の退職や年度末の

早期退職は、欠員の原因の一つであり、学校現場において、教員1人当たりの業務量が増し、長時間勤務や子どもと向き合う時間の減少を招くほか、校内体制の中で様々な教職員が授業や校務分掌を代わりに担当することになるなど、健全な学校経営に影響を及ぼすものと考えております。

道教委では、教職員が生き生きとやりがいを持って働くことができるよう、働き方改革に一層取り組み、職場環境の整備に努めるほか、地域の特色を生かした小中学校の教育活動を支援するなど、市町村教育委員会と連携をしながら、道内の公立学校が魅力ある職場となるよう取り組んでまいります。

○木葉淳委員 年度途中で退職するのは、それなりの考えがあつてのことだと思いますけれども、可能な範囲で、理由というものを把握して、勤務継続が可能となるような方策を検討していく必要があるのではないかとこのことを指摘いたします。

また、やりがいを持って働くことができる働き方改革とのことですけれども、やはり、やりがいだけではどうにもならない状況というものもあるのかと思います。業務のスクラップ・アンド・ビルドなしに、働き方改革は進まないということを指摘いたします。

次の質問ですけれども、病気休職者についてです。

昨年1年間の年度内の休職者数について、校種、職種、管内別の状況と併せて、休職者の主な理由について伺います。

○山下教職員課長 昨年度の病気休職者の状況についてであります。小学校では、校長1人、教頭5人、教諭130人、養護教諭1人、栄養教諭3人、事務職員5人の計145人であり、管内別で最も多かったのは十勝管内で、教諭23人、事務職員2人の計25人でありました。

次に、中学校では、校長2人、教頭4人、教諭70人、養護教諭2人、栄養教諭1人、事務職員8人の計87人であり、管内別で最も多かったのは上川管内で、校長1人、教頭1人、教諭13人の計15人でありました。

病気休職者の主な理由についてであります。病気休職のうち、精神疾患によるものが最も多く、そのほか、悪性新生物、脳血管疾患などの傷病があります。

○木葉淳委員 休職の方が昨年は232名ということで、これも非常に多いなというふうに思います。

道教委としてどのような認識を持っておられるのか、また、改善策という点について伺います。

○山下教職員課長 病気休職の状況に対する認識などについてであります。教職員が心身の健康を保持し、明るく活力に満ちた職場環境をつくることは、質の高い教育活動を実施する上で、また、教職員の確保の観点からも大切なことと考えています。

道教委としましては、引き続き、働き方改革に向けた取組を進めるとともに、教職員の健康管理対策の充実を図ってまいります。

○木葉淳委員 休職者と勤務時間との関係というのは、調査されているのでしょうか。メンタル

面が最も多くて、脳血管疾患など、そういった方もいらっしゃるということでありましたけれども、やはり、働き方との関わりというのが非常に高いのではないのかなというふうに私は思います。

次に、初任段階の方について伺うのですが、これまで、早期退職、休職者について伺いましたけれども、若年層の実態というののどのようになっているのか。特に、着任5年未満の初任段階での休職・退職者の状況について伺うとともに、今後の対策について見解を求めます。

○伊賀教職員局長 初任段階の休職等の状況についてでございますが、採用後5年未満の勤務期間の職員の状況について集計をしておりますが、大学卒業後5年未満が多い20代職員につきましては、病気休職者が、小学校、中学校とも18人であり、その後、退職に至った者は、小学校で12人、中学校で5人となっております。病気休職者数は年々増加傾向にあり、健康管理対策の一層の推進が必要と考えております。

このため、道教委では、生き生きとやりがいを持って働くことができるよう、引き続き、働き方改革に向けた取組を進め、職場環境の整備に努めてまいります。

○木葉淳委員 初任段階での病気休職者が36名いて、退職された方が17名と、年々増加傾向にあるとのことでした。特に小学校では、病気休職者18人のうち、3分の2に当たる12人の方が退職をされているという状況です。中学校と比較すると非常に多いわけですが、そこに何か働き方改革につながるヒントがあるのではないかなというふうに私は思います。なぜ退職されたのか、分析が必要だというふうに思います。

次の質問ですが、昨年度、初任段階教員研修費として1億2000万円余りが計上されていますが、その内容と執行状況について伺います。

○山根理広委員長 教職員育成課長和田宏一君。

○和田教職員育成課長 初任段階教員研修費についてであります。初任段階教員研修は、法令に基づくもので、北海道では、1年次から5年次までの公立学校の教員を対象としており、学校経営や生徒指導、教科指導などに関する講義や演習に係る研修を行っているもので、主に、旅費や会場費、講師への謝金のほか、初任者の研修受講に伴う代替教員配置に係る予算を計上しております。

令和3年度の執行においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多くの研修で集合形式の研修実施を見合わせたことなどから、旅費などの執行が大幅に減少し、予算額約1億2700万円に対し、約2500万円程度の執行となっているところです。

○木葉淳委員 初任段階の研修ができていないということなのですからけれども、その影響はとて大きいのではないかなというふうに考えます。

道教委として、対面での集合研修についてどのように考えているのか、対策はどのように行ったのか、伺います。

○和田教職員育成課長 研修の実施等についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、集合形式を見合わせた研修については、遠隔会議システムを活用し、教科指導や学級

経営などの基本的な考え方や、いじめの問題、保護者対応などについて、参加者が交流しながら研修を深められるよう、具体的な事例に基づく小グループでの協議や演習を実施するとともに、日常業務を推進する上での悩みや工夫等を交流し、ネットワークを広げていく機会を確保するため、参加者間の交流の場なども設けたところです。

研修実施後のアンケート調査では、8割以上の初任者から、資質向上に役立ったなど、肯定的な回答があり、一定の研修成果があったものと認識しております。

今後も、感染状況を見極めながら、集合形式や遠隔システムの活用を適切に判断し、安全、安心な研修を実施してまいります。

○木葉淳委員 特に小学校であれば、採用になったときから担任を持つ場合がほとんどです。悩みを抱えたときに同僚に相談するということがありますけれども、やはり、採用同期との絆というのは、非常に深いものがあったというふうに思います。その絆が築けないということは、非常に大変な思いをされているのではないかと考えます。私は、対面での研修が非常に重要だと思いますので、その重要性について指摘をさせていただきます。

次に、草の根教育実習について伺うのですが、欠員をなくするためには、何よりも教職を志して教育実習を受けた方々が教職に就く状況が必要だというふうに考えます。

そこで、非常に効果がある取組だとこの間言われています草の根教育実習の予算及び実施状況、執行状況について伺います。また、効果と課題についてどのような認識を持っているのか、伺います。

○和田教職員育成課長 草の根教育実習についてであります。本実習は、大学生が小規模校での教育活動を通して、教員の魅力ややりがいを発見し、教員を目指す気持ちを一層高めることができるよう、道教委が学生に実習受入れ校をあっせんするもので、大学、市町村、学校の協力を得て、令和2年度からゼロ予算で実施しております。

本年度は、14の大学、延べ153名の学生が参加し、95校の受入れ校で、授業体験や子どもや教員との交流、地域行事への参加などの実習を行っています。

参加者からは、子どもと触れ合い、教員のやりがいに気づいた、地域との関わりを通して北海道の先生になる意欲が高まったなどの声が寄せられており、教職の魅力啓発に一定の効果があったと認識しております。

今後も、本実習の一層の啓発を図るとともに、より効果的な実習となるよう、参加者や受入れ校等の御意見等を踏まえながら、実施時期や期間、活動内容等の改善を図ってまいります。

○木葉淳委員 私は、これは非常によい取組ではないかというふうに思います。北海道で教職に就く若者を増やしていくことのできる取組だというふうに率直に思います。

そうであれば、先ほどゼロ予算ということであったのですが、チラシを拝見したのですが、実習に関わる旅費とか滞在費は、参加する学生で負担してくださいというようなことが書いてあるのですが、こういった取組にこそ、私は、予算措置をしていく必要があるのではないのかなと思います。

【第2分科会 11月10日 第5号】

仮に学校の教員にならなかったとしても、北海道のよさというのを学生時代に感じて、そして将来の就職につながっていくのではないのかなと思いますので、次年度の予算措置の必要性というのを強く指摘させていただきます。

次に、特別免許状について伺います。

全国的な課題となっている教員不足解消に向け、文科省は、教員免許がなくても知識や経験がある社会人を採用できる制度を積極的に活用するよう、全国に通知を出したと承知しております。

文科省が昨年行った全国調査では、4月の始業日の時点で、公立の小中学校や高校などで合わせて2558人の教員不足が明らかになっています。

この通知では、教員免許がなくても、知識や経験のある社会人を教員として採用できる特別免許状について、博士号を取得した人や国際コンクールなどで実績がある人などにも基準を緩和できるとした上で、積極的な制度の活用を促していますが、本通知に対する道教委の認識と課題について伺います。

○山下教職員課長 特別免許状についてであります。文部科学省から本年4月20日付で発出された事務連絡で、特別免許状の積極的な活用について依頼があり、特別免許状は、教員免許状を持っていない社会人を教員として学校現場へ迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応などといった効果が期待され、専門的な知識や経験を有する者を教員として任用することができる有効な制度と認識しています。

道教委では、特別免許状の取得を前提として、社会人を教員として採用するための特別選考を平成19年度から実施しており、応募者が70人にとどまっていることが課題となっていることから、より多くの方が応募するよう、特別選考や特別免許状について、教員採用選考検査の募集の際などに分かりやすく周知してまいります。

○木葉淳委員 次に、働き方改革について伺います。

先ほど、教職員の欠員状況ですとか早期退職について伺いましたが、教職員の働き方がブラックであると言われる中で、そもそも教員養成系大学を出ても教職に就かない方が増えていると聞きます。

その理由の一つに、教育実習のときに、休む間もなく働き続ける現場教職員の姿を見て、自分にはとてもできないと感じている方も少なくないと伺いました。

教職員は休憩時間を確保できているのか、実態について伺います。

○山根理広委員長 働き方改革担当課長中嶋英樹君。

○中嶋働き方改革担当課長 休憩時間の確保についてであります。道教委が実施した令和3年7月1日現在の北海道アクション・プランに係る取組状況調査の結果では、業務が休憩時間にまで及ぶことが時々あった、または、頻繁にあったと回答した学校は、道立の高等学校及び特別支援学校では11.7%、市町村立の小中学校及び高等学校で47.3%となっています。

道教委では、これまで、各学校に対し、教員の適正な勤務管理の徹底について通知を発出し

て、効果的な休憩時間の付与方法について示すなどしてきており、今後も、適切な休憩時間の確保について、各種会議などを通じ各学校に指導してまいります。

○木葉淳委員 小中学校の半数近くが、休憩時間に業務をしていることがあるというような回答となります。やはり、こういった点は重く受け止めていただいて、学校に対する業務のスクラップ・アンド・ビルドを早急に進めていく必要があるというふうに考えます。その点を指摘いたします。

次の質問ですが、小学校の現場の方からは、担任外教員の数が減って、病気になったときに休むことができないとか、先ほどのお話にもありましたように、欠員ですとか、教頭先生が学級に入ることもあるそうですけれども、そもそも担任外教員が減っているという声を非常に多く聞いています。

小学校における昨年度の担任外教員の配置数と、10年前、20年前の状況について伺います。

○山根理広委員長 教育政策課長荒川裕美君。

○荒川教育政策課長 学級担任以外の教員数についてであります。札幌市を除く公立小学校における各年度の5月1日現在の学級担任以外の教員数は、令和3年度は約2200名、10年前の平成24年度は約1960名、20年前の平成14年度は約1400名と、この20年で約60%増加しており、特別支援学級在籍児童数の増加に応じた配置数の加算などが考えられます。

○木葉淳委員 担任外教員が増えているということでありましたけれども、では、なぜ現場から人手不足といった声がこれほどまでに聞こえてくるのでしょうか。そういった現場の声をぜひとも受け止めていただいて、そして、改善を図るような方策を検討していただければというふうに思います。

次に、専科加配教員について伺うのですが、小学校の高学年では専科加配が進んでいると伺いました。持ち授業数を考えれば、大規模校が中心になるのかなと私は思うのですが、昨年度の教科別及び主な管内の専科教員の配置状況について伺います。あわせて、明らかとなった課題について伺います。

○荒川教育政策課長 専科指導のため加配している教員の配置状況についてでございますが、札幌市を除く公立小学校において、令和3年度は、国語20名、算数13名、理科86名、体育40名、外国語80名の計239名であり、配置数が多い順に、上川総合振興局管内が33名、渡島が27名、十勝及び空知が各24名となっております。

なお、課題としましては、本道は広域分散型であり、複数校兼務となる場合などの地理的条件を踏まえた対応が必要であること、専科指導教科に係る中学校または高等学校の免許状保有者の確保が必要であることなどが挙げられます。

○木葉淳委員 専科加配教員も、複数校を掛け持ちしている場合は、非常に大変だというふうに聞きます。239名のうち、117名が複数校を掛け持ちしているというふうに伺っていますが、特に、外国語の専科については、他の教科の専科の持ち時間が15時間程度となっているのに対して、外国語は24時間となっており、非常に持ち授業数も多いということで、これでは、子どもた

【第2分科会 11月10日 第5号】

ちと向き合って質の高い授業というのはなかなか難しい部分もあるのではないかとこのように考えます。改善の必要性について指摘をいたします。

次に、免許外指導についてです。

中学校の先生からは、近年、免許外で指導を行わなければならない状況が増えてきたというふうに伺いました。

昨年1年間の免許外指導の実態についてどのように把握されているのか、教科及び管内別の状況について伺います。また、免許外指導に対する道教委の認識について伺うとともに、改善策について答弁を求めます。

また、複数免許取得については、大学での取組も重要というふうに考えますので、大学でどういった取組が行われているのか、もし分かれば教えていただければと思います。

○山下教職員課長 免許外教科担任についてであります。札幌市を除く公立中学校における令和3年度の免許外教科担任の許可件数は、10教科で679件となっており、教科別では、家庭249件、技術239件、美術142件など、管内別では、オホーツク84件、釧路67件、空知・後志63件などとなっています。

道教委では、学校教育をより充実させるためには、専門の教科免許を有する教員が教科担任となって教科指導を行うことが望ましいと考えており、免許外教科担任の多い技術、家庭などの免許を新たに取得させる免許法認定講習を計画的に実施するとともに、人事異動による教員の適正配置や複数免許所有者の確保などにより、免許外教科担任の解消に向けて取り組んでいます。

なお、認定講習校から、大学としても技術、家庭の両免許状を持つようにと指導していると聞いています。

○木葉淳委員 免許外指導が679件ということですので、全道の中学校というのは560校ぐらいで、札幌を抜いたら、道の部分で言うと、460校余りだというふうに承知をしているのですが、学校数より免許外で指導している数のほうが多いというのは、やはり、すぐにでも改善しなければならないというふうに考えます。この点については、また後でも伺います。

文科省の白書では、学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国、教育委員会、学校のそれぞれの立場において、取組を着実に推進することを求めています。

先日の第3回定例会予算特別委員会の各部審査においても、道教委として、本年2月、各学校に対し、業務のスクラップ・アンド・ビルドを求める通知を出したと伺いました。

また、道教委として調査業務の見直しを行ったということですが、昨年度行った道教委自身のスクラップ・アンド・ビルドについて、調査業務の見直しがどの程度行われたのか、調査業務以外の業務のスクラップ・アンド・ビルドの具体的な内容と、それによりどの程度業務縮減が達成できたと認識されているのか、伺います。

○伊賀教職員局長 道教委における取組についてでございますが、令和3年度、道教委が学校を対象として行う調査153件について見直しをした結果、19件について廃止・統合、46件について調査項目の削減等の検討を行うこととし、令和4年度に実施する調査に反映をさせました。

また、調査の見直し以外の取組といたしましては、高校入試に係り、中学校が作成していた学習成績一覧表の提出を昨年度に不要にしたことで、学校での書類作成・整理に係る一定程度の時間縮減につながったことが挙げられます。

今後とも、関係部署などで構成をした、学校における働き方改革実現本部において、教員の時間外勤務等の縮減に向けた議論を進めるとともに、学校における働き方改革を進めるため、道教委職員一人一人が取り組むべき項目をまとめたチェックリストの配付、実施などを通じ、各部署において学校の負担軽減に配慮するよう取り組んでまいります。

○木葉淳委員 次に、学校事務職員の時間外勤務縮減に向けた取組について伺います。

学校事務職員は、人手不足が深刻な学校現場においては、例えば、登校渋りの子が出た場合、校門まで迎えに行き、手をつないで周囲を散歩するなどして、気持ちを落ち着かせてから登校させるだとか、そういった対応をしているのを私もこれまで随分見てきました。様々な保護者対応の窓口となったりして、その役割は非常に大きいものがあります。

道教委として、学校事務職員の時間外勤務をどのように捉えているのか、伺います。

○山根理広委員長 教育部長池野敦君。

○池野教育部長 学校事務職員の時間外勤務についてでございますが、事務職員は、学校組織で唯一の総務、財務等に通じる専門職であり、教頭とともに校長を補佐することや、専門性を生かして校務運営に積極的に参加することが期待されております。

令和3年度の小中学校事務職員の1か月の平均の時間外勤務は、小学校で3.5時間、中学校で4.3時間となっております。道教委としては、各学校において、事務職員が、他の職員との適切な業務の連携、負担の下、効果的、効率的に校務運営に参画できるよう、市町村教育委員会と連携し、ICTの活用や学校徴収金の公会計化など、働き方改革に向けた取組を進めてまいります。

○木葉淳委員 次に、スクールロイヤーについて伺います。

昨年度からスクールロイヤーの取組が行われておりますけれども、定義及び相談までの順序についてどのようになっているのか、伺います。

○中嶋働き方改革担当課長 スクールロイヤーについてでございますが、スクールロイヤーとは、学校現場における深刻な児童生徒間のトラブルや、外部からの威圧的な言動を伴う過剰な要求など、学校が抱える対応困難な諸課題に対し、子どもの最善の利益を念頭に置きながら、専門的知見に基づき、解決に向けて、学校への法的助言を行う弁護士であり、円滑な学校運営を支援するとともに、教職員の業務負担の軽減を図ることを目的としています。

相談手続につきましては、道立学校は教育局経由で、市町村立学校は市町村教育委員会及び教育局を経由して申請書を提出し、本庁担当課において、事案ごとに担当弁護士を決定し、各学校が法務相談を受けることとしています。

○木葉淳委員 現状、道内のスクールロイヤーは何人いるのか、また、昨年度における道内でのスクールロイヤーの活用実績と、それに伴う費用及び費用負担者について伺います。あわせて、全体の予算額と執行状況について伺います。

○中嶋働き方改革担当課長 スクールロイヤーの実績等についてであります。道教委が委嘱しているスクールロイヤーの人数は、昨年度は41名、今年度は40名となっており、昨年度の相談件数は、事業開始の令和3年9月から令和4年3月までの間で10件となっています。

昨年度、学校からの相談に要した費用は、スクールロイヤーへの謝金15万4000円であり、道教委において全額負担しています。

なお、全体の予算額は253万8000円で、そのうち、相談費用を含め、63万6760円を執行したところです。

○木葉淳委員 昨年9月から3月の間に10件の実績ということです。

スクールロイヤーの効果と課題について、道教委としてどのように受け止めているのか、伺います。あわせて、課題解決に向けた取組について伺います。

○中嶋働き方改革担当課長 スクールロイヤーの効果等についてであります。法務相談を活用した学校からは、弁護士に相談した上で対応することで、教職員が安心して校務に専念できるようになった、外部対応に必要な準備やその方法などが明らかになり、事前の打合せ時間に縮減効果があった、学校の問題対応能力が向上したなどの意見を頂いているところであり、学校の課題解決と業務負担軽減につながっているものと考えています。

一方、どのような事案が相談対象になるのか分からないと感じている学校があるなど、一層の周知が課題であると考えており、道教委では、学校に対し活用を促す周知を定期的に行うとともに、学校の管理職員向けに法務研修会を開催するなどにより、気軽に利用できるよう制度の浸透に努めてまいります。

○木葉淳委員 成果として、時間外在校等時間の縮減に有効とのことですが、スクールロイヤーとの打合せ時間の確保が必要になることですか、保護者の対応自体は教職員が行わなければならないなど、時間外在校等時間の縮減につながらないのではないかと懸念する声も聞きます。

時間外在校等時間の縮減に向けた道教委の認識と今後の対応について伺います。

○中嶋働き方改革担当課長 スクールロイヤーに係る認識等についてであります。法務相談を活用した学校からは、スクールロイヤーの助言を基に、事前にしっかりと準備をしたことにより、保護者に説明する時間が短縮した、学校の方向性を定めるまでの時間や対応を検討する時間の縮減につながったなど、高い効果があったと聞いておりますことから、道教委では、時間縮減につながった事例を取りまとめ、各学校に周知することにより、活用を促し、時間外在校等時間の縮減を図ってまいります。

○木葉淳委員 先ほどの答弁の中で、「子どもの最善の利益を念頭に置きながら、」という部分があったかと思えます。そうしたことも踏まえれば、私は、スクールロイヤーが子どもの意見を直接聞く場面というのが必要なのではないかと思います。子どもの声を聞く場面というのが非常に重要ではないかと思うのですけれども、道教委の認識について伺います。

○伊賀教職員局長 子どもとの面談についてでございますが、スクールロイヤーは、学校が抱え

る対応困難な諸課題に対し、子どもの最善の利益を念頭に置きながら、専門的知見に基づき、学校への法務相談を行うものでございます。

実際に子どもと直接会って面談を行うかどうかにつきましては、面談に伴う子どもへの影響等を十分に配慮しながら、個別具体の事案ごとに検討が必要と考えておりますが、基本的には、子どもにとって最適な教育環境を整えるため、正確な状況を把握し、学校運営の改善を行うに当たり、学校がスクールロイヤーに法的助言を求める制度でございます。

○木葉淳委員 学校がスクールロイヤーに法的助言を求める制度だということは分かるのですが、やはり、子どもの立場から見た、そういった役割というか、手助けになるような部分も必要なのではないのかなというふうに感じます。

次の質問ですが、部活動の地域移行について伺います。

紋別市教育委員会が示した昨年度の地域部活動推進事業の成果報告書によれば、次年度以降の休日部活動の地域移行に向けて、地方の問題として、部活動は学校が主体となるべきという考えと、持続可能性を見据えた地域移行という考えの意見対立が生じた、基本姿勢に大きな隔たりがあるといった記載が見られます。これは、モデル地域だけの課題ではなく、全道の多くの地域が抱える課題だというふうに考えます。

道教委として、来年度からの地域移行に向けて、紋別市教育委員会のモデル事業で明らかとなった課題の解決に向けて、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○中嶋働き方改革担当課長 部活動の地域移行についてであります。紋別市では、令和3年度、国の委託事業を活用し、中学校の休日の部活動を地域の人材が指導することにより、教員の負担軽減を図るなどの実践研究を進め、茶道やダンスなどでは、市内の中学校3校が合同で、地域の指導者が市の文化施設で指導する取組につなげるといった成果があったものの、運動部活動の在り方に関して、共通認識を十分に図ることが難しく、計画どおり実施できなかった取組もあったと承知しています。

道教委としては、各地域において、教育委員会、学校関係者、保護者、スポーツ・文化担当部署、スポーツ・文化団体、地域の関係者など、多くの方々が参画する検討協議会が設置され、部活動を地域移行する意義などについて十分に意思疎通が図られ、地域に支えられた部活動が展開できるよう、知事部局をはじめ、市町村教育委員会や関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

○木葉淳委員 次年度までもう時間も少なくなってきましたので、道教委のリーダーシップを発揮していただくよう指摘いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてなのですが、感染拡大から3年がたち、今も感染拡大と収束を繰り返す中で、子どもたちは、我慢を強いられての日常を過ごしています。

幸い、感染対策の徹底とこれまでの経験を生かし、各種行事などは、形を変えながらも実施できるようになってきています。しかし、給食のときはいまだに黙食やマスクでの日常生活を送っており、子どもたちの健やかな成長への影響を危惧する声も多く伺います。子どもたちの成長に

重要な何かが失われているのではないかと話す教員もいました。

道は、学びを止めない環境の整備費として、学習支援員の配置に7億円余り、それから、スクール・サポート・スタッフの配置に10億円余りを予算措置しておりますけれども、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーについては、2億円余りとなっています。

この間のオンライン授業、休業実態、マスク、行事短縮に対する子どもたちへの影響は、計り知れないものがあります。

道教委として、コロナ禍の子どもたちの内面への影響をどのように認識しているのか、伺います。また、道教委としての検証作業が必要と考えますけれども、所見を伺います。

○山根理広委員長 指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長中澤美明君。

○中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長 子どもたちへの影響などについてであります。本道では、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、学校や家庭における生活や環境が変化し、児童生徒は様々なストレスや課題を抱えていると認識しております。

このため、道教委では、一人一人に寄り添ったきめ細かな指導を展開するため、各学校における組織的な生徒指導体制の構築と、スクールカウンセラーなどとの連携による教育相談体制の充実などに取り組んでおります。

また、道教委では、これまでも、道医師会や道薬剤師会、校長会やPTA団体等で構成する北海道学校保健審議会をはじめ、大学、保健所等の専門家の御意見を伺いながら、コロナ禍における教育活動の在り方を検証し、各学校へのフィードバックと助言を行ってきたところであります。

引き続き、こうした取組を進め、各学校が、衛生管理マニュアルを踏まえつつ、効果的かつ効率的な感染予防対策を提供できる体制を整えながら、日常の教育活動を可能な限り実施し、さらに充実することができるよう支援してまいります。

○木葉淳委員 北海道学校保健審議会での検証とのことですが、具体的にどのような点について検証されて、どのような結果が出て、各学校へはどのように対応しているのか、伺います。

○中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長 北海道学校保健審議会等についてであります。本審議会は年2回開催することとしておりまして、本年7月に開催した審議会においては、道教委における新型コロナウイルス感染症対策について説明を行い、児童生徒や学校の状況等を踏まえながら、マスクの着脱に関する指導の在り方や効果的な換気対策等について協議したところであります。

道教委では、こうした協議内容を踏まえ、夏季休業前に、感染対策の留意点に関するリーフレットを作成し、各学校や家庭に注意喚起を行ってまいりました。

加えて、札幌医科大学の教授等から日常的に感染対策に関する指導をいただいているほか、保健所の専門家と学校を訪問し、感染対策の改善点について指導を行い、その成果をリーフレットにまとめて、各学校や家庭に周知するなどの取組を行っております。

○木葉淳委員 次の質問です。

先日、地元の学校関係者の方から、外国籍の児童が増えてきていると伺いました。実際に授業現場も見せていただいたのですけれども、担任のみならず、級友やボランティアの方からの支援を受けて授業に取り組む子どもの表情は、非常に真剣なまなざしで、印象に残りました。

外国籍の子どもたちが増えている状況は、全道のほかの地域でも見られるのかなと思います。

そこで、以下、伺うのですが、道内の外国籍児童生徒の在籍実態についてどのようになっているのか、昨年との状況と10年前、20年前の状況について伺います。

○山根理広委員長 義務教育課長新居雅人君。

○新居義務教育課長 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の状況についてであります。札幌市を含む日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は、20年前の平成14年度は、小・中・高・特の合計で67名、10年前の平成24年度は72名、令和3年度は185名となっております。

○木葉淳委員 次に、支援体制について伺うのですけれども、中には、日本語を話せるお子さんもいれば、ほとんど話すことができないお子さんもいらっしゃいました。また、これまで学校に通った経験がないといった児童生徒もいると伺いました。

道教委として、この間、どのような支援を行ってきたのか、また、現状の課題をどのように認識されているのか、伺います。

○中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長 外国籍の児童生徒の受入れへの支援についてであります。近年は、外国籍の児童生徒の母語が多様化し、居住する市町村が多岐にわたる傾向にあることから、児童生徒の実情に応じた指導に苦慮している学校や、初めて外国籍の児童生徒を受け入れる市町村教育委員会への支援を一層充実することが重要と認識しております。

道教委では、各市町村教育委員会に対して、学齢期の外国籍の児童生徒の就学機会の確保に向けた通知や、転入後の指導に関する資料を配付するとともに、市町村教育委員会の要請に応じて、大学教授などの有識者を学校に派遣し、日本語指導の在り方について指導助言を行うほか、コミュニケーションを図るための携帯型通訳機の貸与や、ICT端末を活用した指導等に関する資料を提供してきております。

○木葉淳委員 今後も外国籍の児童というのは増加していくことが予想されています。

現状の課題解決に向け、市町村教育委員会とどのように連携し、どのような取組を進めていくのか、伺います。

○山根理広委員長 学校教育監唐川智幸君。

○唐川学校教育監 今後の取組についてでございますが、外国人の児童生徒にとって、学校での教育は、日本での生活の基礎であり、児童生徒の日本語能力はもとより、一人一人の生活習慣などの文化的な背景を的確に把握しつつ、安心して学校での生活を送ることができるようにすることが大切であると考えております。

道教委では、市町村教育委員会をはじめ、知事部局やJICA、大学等の関係機関で構成する外国人児童生徒の支援に関する協議会を毎年度開催し、受入れ体制の整備や日本語指導の在り方

【第2分科会 11月10日 第5号】

について協議を行うほか、教員や市町村教育委員会の担当者を対象とした日本語指導に関する研修会を実施しております。

今後こうした取組を継続するとともに、有識者の学校訪問による日本語指導の支援を行うなどして、市町村教育委員会をはじめとする関係機関と連携しながら、外国籍の児童生徒へのきめ細かな対応に努めてまいります。

○木葉淳委員 大学の先生とかが派遣されてくるということもあるかと思うのですが、現場から聞く話では、やはり、ボランティアの方が非常に助かるというような声を聞いています。交通費もなしで、今、ボランティアをされている方もいらっしゃるというふうに聞いていますので、そういった支援も併せて行っていただければと思います。

最後の質問です。

教育職員免許法認定講習について伺いますが、狙いと昨年度の実施状況について、まず伺います。

○山下教職員課長 教育職員免許法認定講習についてであります。道教委では、免許取得を志す現職教員が受講しやすい環境を整備するために認定講習を開設しており、その時々には学校教育現場で必要と考える講習を開設しています。

令和3年度は、特別支援学校、中学校の技術、家庭、及び、小学校の免許状を取得する課程について、認定講習を開設しました。

○木葉淳委員 本講習の受講日は、平日、それから休日の両方が設定されているとのことなのですが、受講日設定の理由と、昨年度の参加状況及び受講に際しての勤務対応について伺います。

○伊賀教職員局長 認定講習の受講日などについてでございますが、認定講習は、現職教員が集中的に受講することができるよう、夏季休業期間に開設をしており、本講習の指導大学である北海道教育大学と講師が対応できる日程を調整しながら設定しております。

また、昨年度の参加状況は、特別支援学校522人、中学校の技術18人、家庭17人、小学校42人の計599人で、そのうち、週休日と休日に参加しているのは561人となっております。

受講に際しての勤務対応は、勤務日におきましては、校務運営上の支障がなければ、教育公務員特例法に定める、いわゆる校外研修として、校長が承認することができるものと考えております。

○木葉淳委員 学校現場の職員からは、子どもたちのために、専門資格、免許を取りたいという声を聞きます。ただ、既に学校現場で働いている教職員は、平日は子どもたちとの活動があつて参加は難しいと伺います。せめて、休日の講習に参加した場合、代替の休暇というものを措置してはかがかかという声もあります。

道教委としての認識と今後の対応について伺います。

○山根理広委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 認定講習の受講に係る対応についてであります。教員免許は、教員個人が保有

する資格であり、その取得のための講習の受講は、職務には該当しないことから、週休日の受講に係る振替は難しいものの、勤務日の受講は、職務との関連性を考慮し、校務運営上の支障がなければ、校長が校外研修として承認できるものと考えております。

道教委といたしましては、授業がなく、教員が受講しやすい夏の休業期間に、引き続き、講習を開設したいと考えております。

また、令和2年度から、インターネットによる同時双方向型遠隔講習方式で実施をし、受講に当たっての移動時間の短縮や交通費の負担軽減を図っており、今後も引き続き受講しやすい環境の整備に努めてまいります。

○木葉淳委員 教員が教職免許法認定講習を受けるというのは、自分のためということもあるのかもしれないですがけれども、私は、やはり、目の前にいる子どもたちのために、少しでもよい授業をしたいという思いからだというふうに思います。

先ほど、中学校における免許外指導が679件あったと。全道の中学校数よりも多いです。より専門性を持って指導したいと思っている教員が、夏季休業等にこうした講習を受けているわけなのですけれども、受けた方の実績を見てみれば、勤務時間外に研修を受けた方というのが、599人中561人と、9割になっています。学校にいる間は、やはり、教員としては、子どもたちと共に過ごし、そして、子どもたちに必要なことであるからこそ、こうした研修を受けているということがあるので、ぜひとも、そういった現場の教職員に寄り添った対応をしていただければというふうに思います。

また、本日、質問の中で、8か月と長期間に及ぶ欠員があったりだとか、2月には100名を超えるような欠員があったりだとか、100名を超える方が病気休職をされているだとか、あと、退職についても、300名を超えるような方々が退職しているだとか、そういった答弁がございましたけれども、やはり、そういったことで感じるのは、今の学校現場にはゆとりがなく、周囲の教員の健康状態にも、若い先生方の健康状態の変化にも気づくことができない、そんな現場となっているのではないのでしょうか。自分のことで精いっぱい学校になっているのではないのでしょうか。同僚の変化に気づけない教員が、子どもの変化に気づけるのでしょうか。そのことが、子どもたちの穏やかな、そして健やかな成長に大きな影響を与えてしまうのではないのでしょうか。

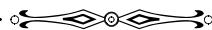
学校現場への人の配置、そして、学校現場の裁量権ですとか、何よりも業務というものを見直すといったことを求めて、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○山根理広委員長 木葉委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後4時19分休憩



午後4時20分開議

○山根理広委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

【第2分科会 11月10日 第5号】

教育委員会所管に関わる質疑の続行であります。

菊地葉子君。

○菊地葉子委員 初めに、特別支援教育に関して、教育環境等について伺ってまいります。

特別支援学校の幼児・児童生徒数について、昨年度までの5年間、推移はどのようになっているのか、伺います。

○山根理広委員長 道立学校配置・制度担当課長岡内誠君。

○岡内道立学校配置・制度担当課長 幼児・児童生徒数の推移についてでございますが、本道の国立、公立、私立を合わせました特別支援学校の幼児・児童生徒数は、訪問教育学級の在籍者も含めまして、平成29年度は5817人、平成30年度は5878人、令和元年度は5996人、令和2年度は6013人、令和3年度は6049人でございます。平成29年度と令和3年度を比較いたしますと、232人の増となっております。

○菊地葉子委員 生徒数が大幅に増えています。

教室不足、狭隘化については、これまでも指摘を行ってまいりましたが、特別支援学校で、昨年度時点で特別教室等を転用している学校数は幾つか、また、それでもなお不足する学校数は幾つかについて伺います。

○岡内道立学校配置・制度担当課長 教室不足の状況についてでございますが、昨年10月時点で、道立特別支援学校67校のうち、11校におきまして、在籍者数の増加に伴い、教室不足が生じており、これら全ての学校におきまして、特別教室の転用や教室の間仕切りなどを行ったことにより、必要となる普通教室は確保できております。

○菊地葉子委員 必要となる普通教室は確保できていると言いますが、特別支援学校の生徒数増加による教室不足について、どのような対策を講じ、どれだけ改善をされたのか、また、昨年度までの5年間で何件の整備を実施し、金額は幾らになったのか、併せて伺います。

○岡内道立学校配置・制度担当課長 教室不足への対応等についてでございますが、特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、道教委では、これまで、既存施設などを活用した学校の新設や校舎の増築に加えて、通学区域の見直しなどを行ってまいりまして、令和元年度の調査と令和3年度の調査を比較いたしますと、こうした対応により、教室不足が生じている学校数は17校から11校となり、不足する教室の合計数は112室から104室へ減少しております。

また、平成29年度から令和3年度までの5か年におきましては、知的障がいの特別支援学校を4校開校しましたほか、1校で校舎の増築を実施してまいりまして、これら5件の整備費は、合計で約29億4000万円となっております。

○菊地葉子委員 不足する教室数がなかなか改善していません。

昨年10月の文科省調査によると、教室不足の解消に向けた集中取組計画策定について、北海道は、策定ありと回答していますが、どのような計画かについて伺います。

○岡内道立学校配置・制度担当課長 集中取組計画についてでございますが、令和2年1月の文部科学省からの通知に基づきまして、道教委では、令和6年度までの集中取組期間における特別

支援学校の教室不足の解消に向けた取組に関する計画を令和3年3月に策定いたしました。

本計画では、緊急度の高い学校から、校舎の増築や通学区域の見直し、空き校舎など既存施設を活用した整備を行うほか、適切な就学の場を確保できるよう、市町村教育委員会など関係機関と連携し、多様な学びの場の充実、整備に取り組むといった、教室不足の解消に向けた取組の基本的な方向性を定めております。

○菊地葉子委員 この集中取組計画ですが、公表しているのでしょうか。公表していないとしたらなぜか、伺います。

○岡内道立学校配置・制度担当課長 計画の取扱いについてでございますが、集中取組計画は、教室不足の解消に向けた取組の基本的な方向性を道教委内で整理したものでございまして、公表はしておりませんが、今後、具体の取組を進めるに当たりましては、その内容をお示ししつつ、保護者など関係者の意見を伺いながら進めてまいる考えでございます。

○菊地葉子委員 文科省の通知では、総合的、計画的な取組をより一層推進とされています。この通知に照らせば、解消する不足教室数など、具体的数値が道の計画で示されるべきと考えますが、計画に示されていないのはなぜかについて伺います。

○岡内道立学校配置・制度担当課長 具体の計画についてでございますが、特別支援学校の在籍者数は、学校によって年度ごとに増減が見られるなど、一定ではないことに加えまして、利用可能な施設や敷地も限られており、教室不足の解消に向けては、今後の児童生徒数の推移や施設の状態、地域の実情などを踏まえて、慎重に検討していく必要がございます。

そのため、集中取組計画におきましては、今後の取組の基本的な方向性を示し、この考え方に沿って、令和4年度までに具体の対応を検討した上で、令和5年度以降、順次、取組を進めることとしたものでございます。

○菊地葉子委員 集中取組計画には具体的な数値を示していないが、このような計画で本当に教室不足の解消が可能なのか、伺います。

○岡内道立学校配置・制度担当課長 教室不足の解消についてでございますが、集中取組計画で示す基本的な方向性に沿って、児童生徒数の推移や施設の状態、地域の実情などを踏まえて、具体の対応を検討することとしておりまして、教室不足の解消に向けて、着実に取組を進めてまいる考えでございます。

○菊地葉子委員 他県では、集中取組計画の中で、具体的な学校、期間を設定し、整備スケジュール等についても明らかにしています。

道の計画では計画の検討にとどまっていますが、この検討の中に特別教室の転用解消は含まれているのか、伺います。

○岡内道立学校配置・制度担当課長 特別教室についてでございますが、障がいの状態に応じたきめ細かな指導や支援を行う上で、必要となる教育環境を確保することは重要でございまして、特別教室等を転用する場合にあっても、音楽室や視聴覚室、調理室など、使用頻度が高く、専用の教材や教具を必要とする特別教室は維持するなど、学校全体の教育活動に支障が生じないよう

配慮をしてきております。

今後、教室不足に対応するための具体的な対応を検討するに当たりましては、普通教室と併せて、必要となる特別教室を確保するなど、望ましい教育環境の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

○菊地葉子委員 普通教室の不足については、特別教室の転用により対応しているとのことですが、転用による子どもたちの学習に影響が出ているのではないのでしょうか。

道教委としてどのように考えているのか、伺います。

○岡内道立学校配置・制度担当課長 教育活動への影響についてでございますが、特別教室を転用することによりまして、例えば、様々な学習を普通教室で行わざるを得なくなるほか、児童生徒が心理的に不安定になった場合などに、気持ちを落ち着かせるために必要な場所の確保が難しくなるなど、教育活動に少なからず影響があるものと考えておりまして、望ましい教育環境を確保する観点から、改善を図っていく必要があると考えております。

○菊地葉子委員 特別支援を必要とする生徒数は、増加の一途をたどっており、慢性的な教室不足が深刻化しています。道の対応は、これまでの枠を出ておらず、対策が遅れていると言わざるを得ません。

道として、現状をどのように認識しているのか、伺います。

○山根理広委員長 道立学校配置・制度担当局長谷垣朗君。

○谷垣道立学校配置・制度担当局長 現状への認識についてでございますが、障がいのある子どもたちやその保護者の専門的で質の高い支援や指導へのニーズの高まりなどを背景に、特別支援学校での就学を希望する児童生徒の増加傾向が続いており、こうした状況を踏まえまして、道教委では、これまで、学校の新設や増築、通学区域の見直しなど、必要な対策を行い、教育環境の確保に努めてきております。

こうした対応にもかかわらず、一部の学校におきましては、それを上回るペースで児童生徒数の増加が続き、教室不足が依然として続いておりまして、こうした現状は、障がいのある子どもたちが安心、安全に学校生活を送り、必要な支援や指導を受ける上でも憂慮すべき状況であり、早急に対応しなければならない重要な課題と認識しております。

○菊地葉子委員 それならば、なおさら具体的な対策が必要なのですが、文科省の通知では、令和2年度から令和6年度までの期間において、教室不足の解消に向けた取組を集中的に行うとされています。にもかかわらず、道の計画では、令和6年度まで計画検討にとどまっています。真剣に、教室不足、狭隘化の解消をする決意が見えません。

整備スケジュール等も含めた具体的計画の策定をいつまでに行うのか、また、教室が不足している現状について、道も認識しているにもかかわらず、解消に向けた集中取組計画は具体的内容がなく、次年度からの方針素案の内容も前回と同様の対策にとどまっています。

問題解決に向けて、具体的にどのように取り組むのか、教育長に伺います。

○山根理広委員長 教育長倉本博史君。

○倉本教育長 特別支援学校の教育環境の整備に関しまして、今後の取組についてであります。障がいのある子どもたち一人一人が、障がいの状態などに応じたきめ細やかな指導や支援を通じて、自らの可能性を最大限に伸ばしていくためには、教育環境の整備が極めて重要であります。

道教委では、これまで、教室不足が課題となっている学校を職員が直接訪問し、施設の状況や教育活動の実施状況など、学校の実情の把握に努めてきたところであり、こうした取組により得られた情報なども踏まえまして、今後の児童生徒数の推移や、学校、地域の実情、老朽化の状況などを総合的に勘案した上で、令和4年度までに緊急度の高い特別支援学校を優先して具体の対応を検討し、特別支援学校の教育環境の改善充実に向け、取組を進めてまいります。

○菊地葉子委員 教育環境の改善を考えると、私は、いつも子どもの成長ということを考えます。子どもの成長は待ったなしです。今現在も、100室以上の教室が不足していますね。これが子どもの成長にどれほど影響しているのかというふうに考えるわけです。ぜひ、スケジュールを立てながら、確実な教室不足の解消に向けて頑張りたい、そのことを指摘して、次の質問に移ります。

包括的性教育の推進等について、議論の前提として、WHOが定義するセクシュアルヘルス——性の健康とは何か、まずお示ください。

○山根理広委員長 健康・体育課長今村隆之君。

○今村健康・体育課長 セクシュアルヘルス、いわゆる性の健康についてでございますが、WHO——世界保健機関の定義によりますと、性の健康とは、性別や性的指向、性自認、性に関する意識や行動を総称するセクシュアリティーに関連する、身体的、感情的、精神的、社会的に幸福な状態であるとされてございます。

さらに、性の健康は、単に、病気、機能障害、または、虚弱がないということを目指すのではなく、強制や差別、暴力のない、楽しく安全な性的体験をする可能性が必要であり、性の健康が達成され、維持されるためには、全ての人の性的権利が尊重され、保護され、実現されなければならないとされているものと承知してございます。

○菊地葉子委員 単に性感染症がない状態や生殖機能が正常であることのみならず、全ての人が性感染症から身を守るための情報やケアへのアクセスがあること、強制、差別、暴力とは無関係に、性的な経験、性的な喜びを得られる権利を有することが明記され、セクシュアルヘルスは、人権の一部とみなされています。

道教委は、性教育を性に関する指導と呼称していますが、性教育において、セクシュアルヘルスは人権であるという概念はどう反映され、性教育にどう実践されてきたのか、昨年度決算と併せてお示ください。

○今村健康・体育課長 性に関する指導の実践についてでございますが、性に関する指導は、全ての学校において、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取れるようにすることを目的に実施してございます。

【第2分科会 11月10日 第5号】

指導に当たりましては、体育科や保健体育科はもとより、学校の教育活動全体を通じて、教科等横断的に指導することが大切であり、指導の過程において、人権の尊重はもとより、自他の健康に対する責任感、良好な人間関係など、人間尊重の精神に基づいて行われております。

なお、道教委において、性に関する指導について、予算を伴う事業等は実施してございません。

○菊地葉子委員 道教委が平成19年3月に策定した「学校における性教育を進めるために」という性教育指導文書には、生命尊重、人間尊重などの文言は明記されていますが、人権という言葉は存在していません。

また、男女平等の精神に基づく正しい異性観、男女の人間関係など、性の在り方があたかも男女のみであるかのような記述が「学校における性教育の基本的な考え方」で明記されています。

この指導文書は、現在使用されていないとのことですが、こうした記述を道教委として不十分、不適切と認識しているのか、伺います。

○今村健康・体育課長 道教委が作成した指導資料についてでございますが、本指導資料は、各学校において、教職員の共通理解の下、充実した取組が進められるよう、道教委が、学識経験者や道内の養護教諭等に執筆を依頼し、性教育指導資料及び保護者用資料として、平成19年3月に発行したものでございます。

本資料は、発行からおよそ15年が経過し、その間、社会の変化や学習指導要領の改訂などにより、記載が現行の指導内容と異なりますことから、現在は使用しておらず、各学校においては、現行の学習指導要領に対応した文部科学省が発行する「改訂「生きる力」を育む保健教育の手引」を活用するなどして、児童生徒の実態に応じた性に関する指導を実践しているところでございます。

○菊地葉子委員 道教委は、平成14年度から令和2年度まで、性教育研究協議会兼薬物乱用防止教育研究協議会を年1回開催してきました。しかし、令和3年度から隔年開催に変更されました。

性教育は、健康教育推進研修会の一部として実施するとされていますが、性教育の位置づけが後退したと受け止めざるを得ません。

より性教育の必要性や関心が高まっている中で、性教育を全体の一部として捉えるのではなく、より積極的な開催を再検討すべきではありませんか、伺います。

○今村健康・体育課長 性の指導に関する研修についてでございますが、今日の児童生徒には、肥満や生活習慣の乱れ、アレルギー疾患の増加、性に関する問題など、多様な健康課題が生じておりますことから、各学校におきましては、全ての教職員が連携しながら、教育活動全体を通じて、課題解決に取り組むことが重要でございます。

このため、道教委では、多様化する健康課題等に対応するため、令和3年度から開催しております健康教育推進研修会におきまして、複数の課題からその時々で重点的に取り扱う健康課題を設定してございますが、性に関する指導については、少なくとも2年に1度は取り上げることと

しておりまして、昨年度は、警察職員を講師として招聘し、SNSに起因する性や薬物の問題に関する講義を行うほか、中学校の養護教諭による実践発表を行い、その成果の普及に努めたところでございます。

なお、本研修会で、感染症対策やアレルギー対応等を主要なテーマとした場合でありまして、行政説明や協議等の場面において、性に関する指導の観点も取り入れながら実施をすることとしておりまして、道教委といたしましては、引き続き、性に関する指導の充実を含め、児童生徒の健康教育の一層の充実に取り組んでまいります。

○菊地葉子委員 ユネスコが発表した国際セクシュアリティ教育ガイダンスは、包括的性教育のあるべき姿を示した国際的指針として、現在、大変注目をされています。

同ガイダンスの内容を伺うとともに、道教委としてどう認識しているのか、伺います。

○今村健康・体育課長 国際セクシュアリティ教育ガイダンスについてでございますが、ユネスコ——国際連合教育科学文化機関によりますと、国際セクシュアリティ教育ガイダンスとは、健康と福祉を促進し、人権とジェンダー平等を尊重し、子どもや若者が健康で安全で生産的な生活を送る力を与えるための質の高い包括的なセクシュアリティ教育を提唱するものであると承知してございます。

道教委といたしましては、性に関する指導は、人権の尊重はもとより、自他の健康に対する責任感、良好な人間関係など、人間尊重の精神に基づくことが重要と認識をしておりまして、全ての学校において、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、教育活動全体を通じて行うことが大切であると考えてございます。

○菊地葉子委員 現行の学習指導要領では、妊娠の経過は取り扱わないなどと学習を制限する、いわゆる歯止め規定があり、包括的性教育の推進に背を向けています。

学習指導要領は、各学校で教育課程を編成する際の基準である一方、大まかな教育内容であること、地域や学校の実態に応じて教育課程を編成することができ、学校において特に必要がある場合は、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができるかと総則に示されています。

また、その他、特に必要な教科を選択教科として設けることができるとあります。つまり、包括的性教育の授業も設けることが可能だということです。

中学生において、性交や避妊、中絶等に関する学習をすることは、現行の学習指導要領の下でも何ら問題なく、極めて重要な学習課題であると考えますが、見解を伺います。

○山根理広委員長 指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長中澤美明君。

○中澤指導担当局長兼新型コロナウイルス感染症対策担当局長 性に関する指導の内容についてでございますが、学習指導要領においては、例えば、中学校の保健体育科の保健分野において、思春期には内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること、また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることについて指導することとされております。

その内容については、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精、妊

娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとするとしております。

この趣旨については、性に関する指導に当たり、発展的な内容を教えるはならないという趣旨ではなく、個々の生徒間で発達段階の差異が大きいことなどから、全ての生徒に共通に指導すべき事項ではないとされているものでありまして、道教委としては、こうした学習指導要領の趣旨に基づき、各学校が一人一人の児童生徒の発達段階や負担過重に配慮しつつ、教育活動全体を通じて指導の充実を図ることが重要と考えております。

○菊地葉子委員 これまで、性教育は、触れてはいけないものとタブー視する見方がありました。しかし、性暴力や予期せぬ妊娠を防ぎ、若者が自分の体のことを自分で決める力を育むためにも、包括的性教育の必要性はこれまでになく増していると考えます。

我が会派は、先般、文部科学省との交渉を実施しましたが、国際セクシュアリティ教育ガイダンスでうたわれている人権教育自体が否定されるものではないとの回答がありました。

性教育は、人権教育と明確に位置づけ、国際セクシュアリティ教育ガイダンスを道教委自身がよく研究し、教育実践に生かす立場で取り組むべきではないかと考えますが、教育長の所見を伺います。

○倉本教育長 性に関する指導の充実についてであります。各学校では、性に関して、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて指導しております。

国際セクシュアリティ教育ガイダンスなど、包括的性教育については、現在、国会等でも活発に議論が行われていると承知をしており、道教委といたしましては、引き続き、その推移を注視するとともに、性に関する指導が、道徳教育や人権教育などとも関連を図りながら、教科横断的に指導を行うことにより、児童生徒が性や人権などを正しく理解し、適切な行動を取ることができるよう、健康教育推進研修会など各種研修会の場を活用するなどして、引き続き、各学校への指導の充実に向けてまいります。

○菊地葉子委員 終わります。ありがとうございました。

○山根理広委員長 菊地委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、教育委員会所管に関わる質疑は終結と認めます。

以上をもって、本分科会に付託されました議案に対する質疑は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山根理広委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○山根理広委員長 本分科会を閉じるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は、去る9月28日に設置されて以来、各位の御精励によりまして、本日、本分科会における質疑を終了することができました。

この間、檜垣副委員長をはじめ、委員各位には、分科会の運営につきまして格別の御協力を賜りましたことを衷心より感謝申し上げる次第であります。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第2分科会を閉会いたします。（拍手）

午後4時50分閉会